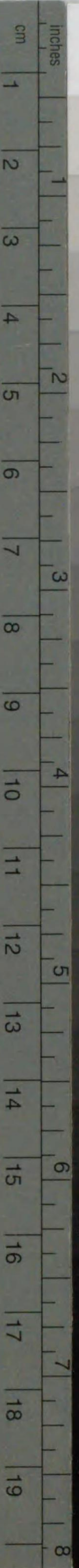
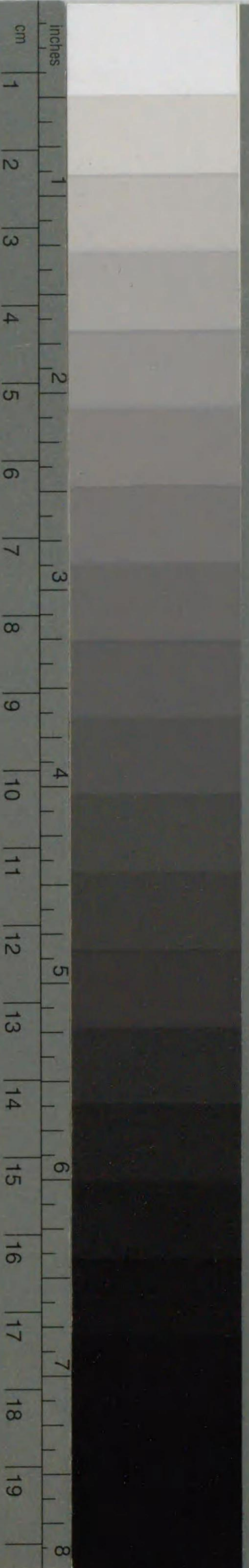


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




〇 複写

732-3

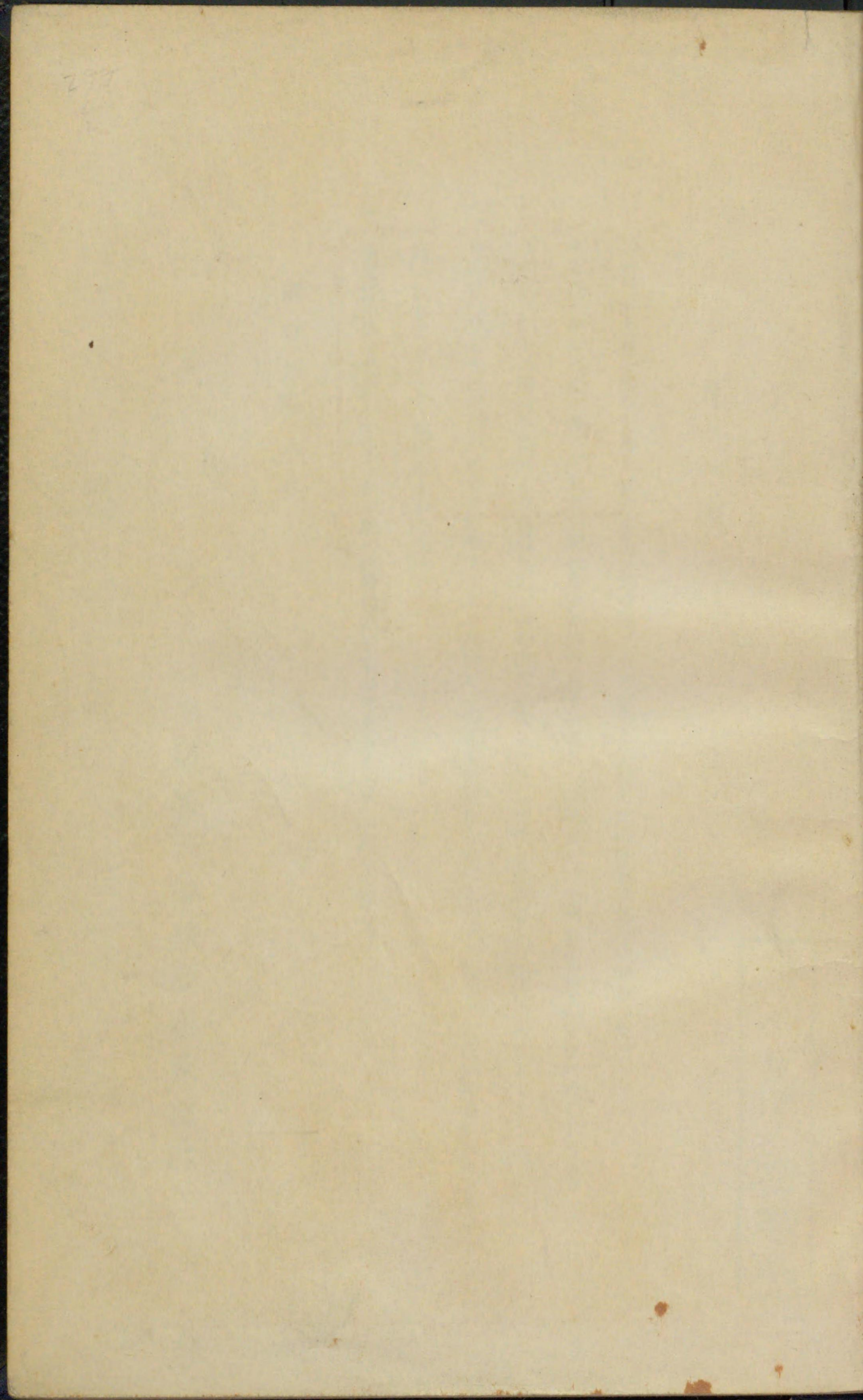


1200501589669



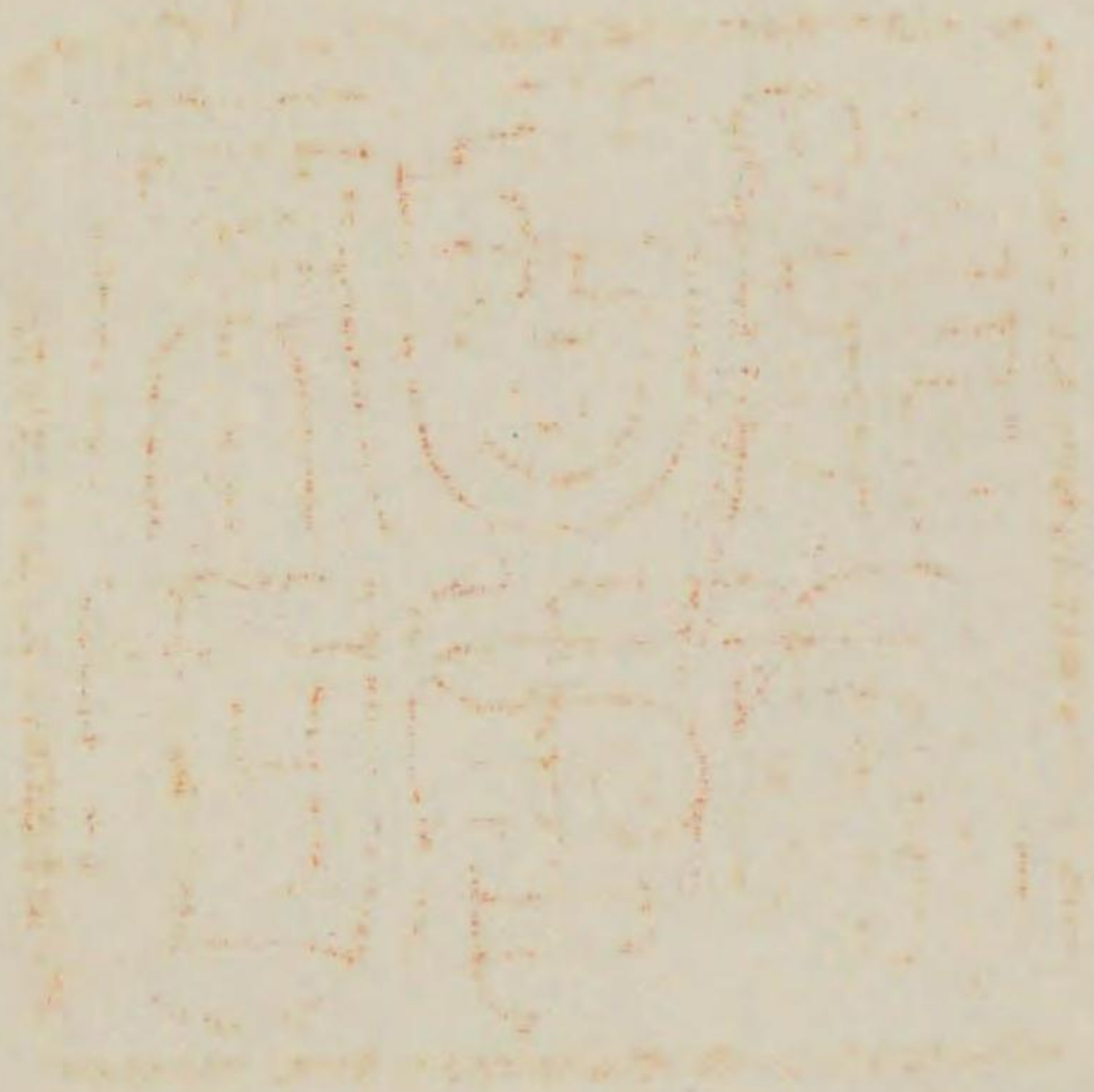








732  
3



凡例

- 一、滿洲國の事情一般を江湖に紹介する目的で滿洲帝國概覽を上梓したのは康徳元年秋であつた。
- 一、爾來二十五年の星霜が流れ、我滿洲國は施政各般に互り目覺しい躍進を遂げ今建國第五年の半ばに達してゐる。
- 一、この急テンポの躍進の現状を追加補正し、滿洲帝國概覽を改装し康徳三年版として發行することゝなつた。
- 一、本書は出來る丈最近の事項まで登載することに努め、資料も最新のものによつた。従つて、統計其他の調査年齊一であることをまぬがれなかつた。
- 一、資料は出典を明記しないものは總て政府發表のものであることを附記して置く。



康徳三年八月

國務院總務廳情報處識

駐日滿洲國  
大使館  
寄贈本



目次

第一章 總說	一
第一節 建國と建國精神	一
第二節 日滿關係	三
第三節 民族協和	四
第二章 滿洲の歴史	七
第一節 建國前史	七
第二節 建國の過程	一一
第三節 帝制實施	一七
第三章 國土、人口	一九
第一節 國土	一九
第二節 面積人口	二〇
第三節 氣象	二四
第四章 政治、軍事及外交	二五





第一節 行政.....三五

第二節 軍事.....三六

第三節 外交.....三七

第四節 司法.....三八

第五節 警務行政.....三九

第六節 衛生.....四〇

第五章 財政

第一節 概說.....四一

第二節 歲計.....四二

第三節 租稅.....四三

第四節 公債及借入金.....四四

第五節 地方財政.....四五

第六節 專賣制度.....四六

第七節 鹽務行政.....四七

第六章 文教、宗教

第一節 概說.....四八

第二節 學校教育.....四九

第三節 教科用圖書.....五〇

第四節 蒙古人教育.....五一

第五節 社會文化施設.....五二

第六節 宗教.....五三

第七章 產業

第一節 概說.....五四

第二節 農業.....五五

第三節 畜產業.....五六

第四節 林業.....五七

第五節 水產業.....五八

第六節 鑛業.....五九

第七節 工業.....六〇

第八章 商業、貿易

第一節 商業.....六一

第二節 貿易.....六二





日九月四年二德康  
 れさば遊車同御と下陸皇天 本日はに下陸帝皇  
 るらせま臨に式兵觀命特るけ於に場兵練木々代

第九章 通貨、金融……………一八九

第一節 通 貨……………一八九

第二節 金 融……………一九九

第十章 交通、通信……………二〇三

第一節 交 通……………二〇三

第二節 通 信……………二〇四

第十一章 都 市……………二二五

第一節 都市計畫方針……………二二五

第二節 國都建設……………二二六

第三節 新京の躍進……………二二六



# 滿洲帝國概覽

## 第一章 總說

### 第一節 建國と建國精神

一九三三年(大同元年)三月十一日、東亞の一角に、王道政治を建國の理想とし、民族協和をモットーとする我が新興滿洲國が誕生し、アジアの地圖を新しく塗り替へた。

滿洲國の建國はその事象に於いて世界史上の劃期的事實たるのみならず、政治史に一つの新しい課題を與へたものである。

滿洲國の誕生は

(イ) 東洋のバルカンと稱せられ、東亞の火藥庫と唱へられた滿洲を東洋平和の礎石と變ぜしめた  
(ロ) 動もすれば「化外の民」又は「塞外の棄民」として何等國家的施設と恩恵とを蒙ることなく、而も粒々辛苦による勞

働の美果をこの地に盤踞し支配せる舊軍閥によつて誅求搾取された三千萬民衆をして塗炭の苦より救済した

(ハ) 王道政治を實踐し、民族協和、機會均等、門戸開放の新政治形態を樹立し、世界の樂土を具現した

ことにある。實に世界史上未だ嘗つて斯かる理想を把握し實踐したる國あるを聽かない。こゝに我滿洲國が世界に負へる

歴史的大使命がある。

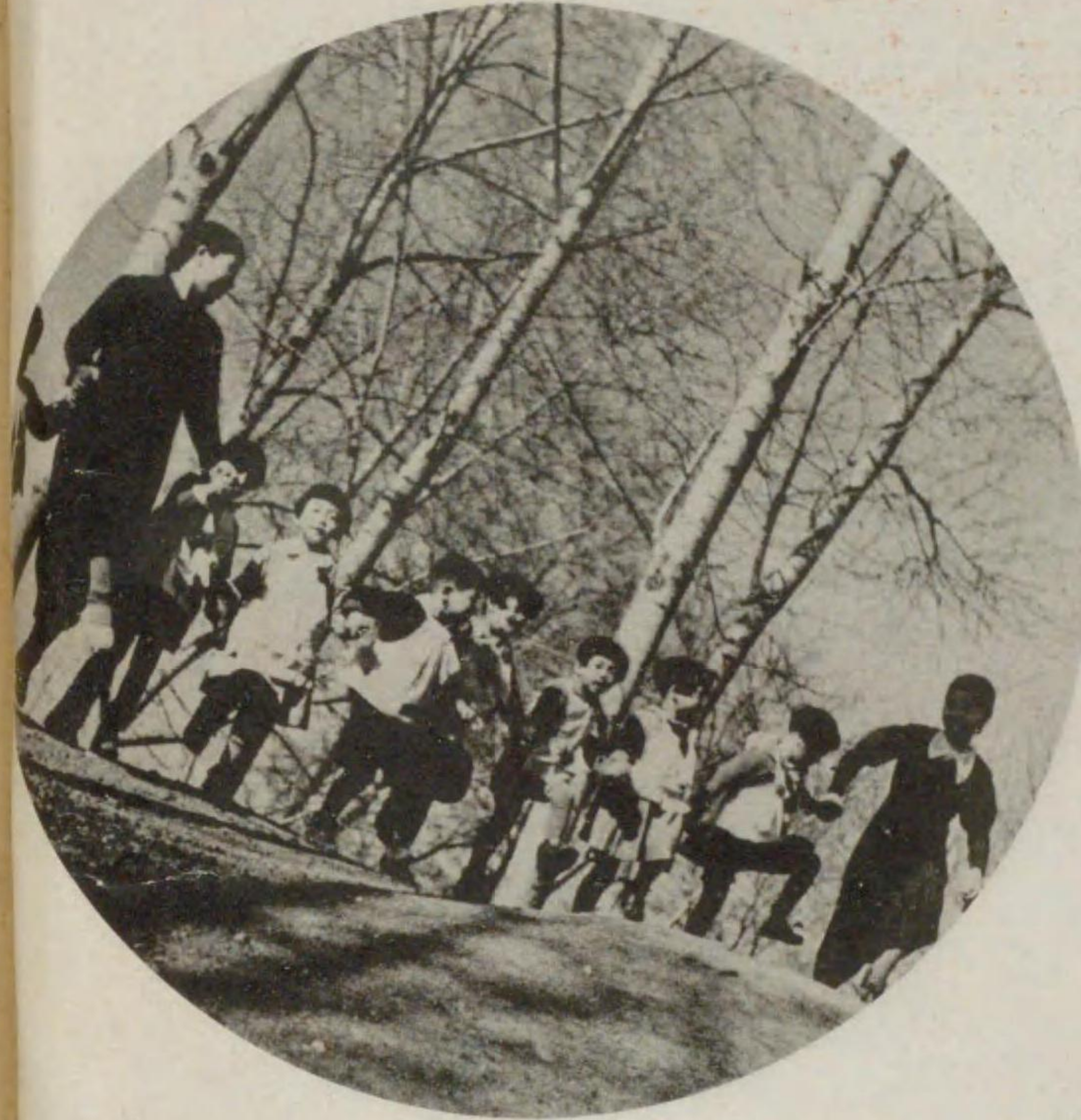
我國の建國精神は遠く自治指導部時代に胚胎したものである。自治指導部が建國の前年十一月十日奉天に設立せられ部



僧喇人古蒙



童兒人滿と月正



童兒人本日



人婦鮮朝の東安



生學小人ヤシロの子城寛



長于冲漢の名で佈告第一號を發表し、その趣ふところを指示したのである。即ち自治指導部の眞精神は「天日の下に過去一切の苛政、誤解、迷想、紛糾を掃蕩し極樂土の建立を志すに在り住民の何國人たるを問はず胸奥の大慈悲心を喚發せしめて信義を重んじ共敬相愛以て劃時代的天業を完成すべく……謂ふところの亞細亞の不安は軀て東亞の光となり、全世界を光被し、全人間に眞誠の大調和を齎すべき瑞兆なり、此處大乘相應の地に史上未だ見ざる理想境を創建すべく全努力を傾くるは即ち興亞の大濤となりて人種的偏見を是正し中外に悖らざる世界正義の確立を目指す」と其の大理想を掲げ、新國家の施政方針を「暴政の殘黨者流を排除し、惡税を廢止し、惡習を打破し、産業交通の暢達を劃し宗教、教育を振興する等一々公明正大裡に運營せざるべからず」と明示した。

此の力強き叫びに呼び醒まされた三千萬の民衆は相結して立ち上つた。搾取なき新國家の建設へ！王道國家造成へ！と各地に自然發生的に獨立運動が簇生し、この運動が遂に合流歸一し舊東北四省を一丸とする滿洲國の創建獨立を見るに至つたのである。即ち一九三二年二月十六日より三日間に亘り張景惠、臧式毅、熙洽等の諸代表は奉天に相會し、建國會議を開催し建國大綱を決定し東北行政委員會を組織し、同月二十五日新國家の組織を發表、三月一日滿洲國政府の名を以て建國宣言を公布し、建國精神及新國家の施政大綱を中外に示した。即ち

「政は道に基き道は天に基く、新國家建設の旨は一に天に順ひ民を安んずることを主とす。施政必ず眞正の民意に詢ひ私見を存することを容さず、凡そ新國家の領土内に居住するものは皆種族の岐視尊卑なし……王道主義を實行して必ず境内一切の民族をして熙々皞々として春臺に登るが如くならしめ東亞永久の榮光を保ちて世界政治の模範となさん」とするにある。

更にその王道政治の理想を具體的に表現すれば

(イ) 在滿各民族に平等の待遇を與ふること

(ロ) 暗黒政治を剷除し、法律を改良してよき法治國たらしめること

(ハ) 地方自治を勵行すること

(ニ) 廣く人材を收め賢俊を登用すること

(ホ) 實業を振興獎勵すること

(ヘ) 金融の統一を圖ること

(ト) 富源を開發して生計を維持すること

(チ) 警軍を訓練して匪禍を肅清すること

(リ) 教育を普及し孔教を崇ぶこと

等である。

而して此等の理想は友邦日本の援助と我國官民の協力一致により着々實現されつゝあり、嘗つて我國の存在を否認した列國もその誤謬を是正して來てゐる。

## 第二節 日滿關係

滿洲と日本の關係は歴史的に見れば可成り古いが、力強く相結ぶに至つたのは日露戰役以後である。帝政ロシアの極東政策の一としての滿洲經路が着々實現され、滿洲は忽ちコサツクの劍光帽影に彩られたのである。日本は滿洲の靜謐と東洋保全のために敢然として立つて強敵ロシアと戦ひ、その野望を挫いたのである。爾來帝政ロシアに代つて日本は滿洲開發の守護神となり、凡有努力を傾注して拮据經營にあたり滿洲の治安維持、經濟建設、文化向上に盡して來た。然るに舊軍閥はこの特殊關係を何等顧慮することなく、排日侮日の行爲を繰り返し、その結果九・一八事件を惹起し、軍閥の牙城は



一朝にして土崩瓦解、新滿洲が現出し、新天地が開けたのである。かくして新興滿洲國と日本とは密接不可分の關係を保持し、共に王道樂土建設に邁進しつゝあるのである。日滿兩國の關係はお互にその生命線を爲し居るがそれは單に、利によつて結ばれ、害を以て離れる如き繊細脆弱なものではなく、畏くも我が 皇帝陛下が「假令利害相反することあるも亦日滿相提携せん」と詔はせられ、又御訪日後御渙發の詔書にも「朕 日本天皇陛下ト精神一體ノ如シ爾衆庶等更ニ當ニ仰イテ此ノ意ヲ體シ友邦ト一德一心以テ兩國永久ノ基礎ヲ奠定シ東方道德ノ眞義ヲ發揚スヘシ則チ大局ノ和平人類ノ福祉必ス致スヘキナリ」とある如く日滿不可分一體の目的は人類の福祉の爲であり、東方道德の眞義を世界に發揚すべき大使命に立脚したもので、區々たる國家保全存立を計るが爲の提携合作ではない。そこに日滿合作の王道的意義がある。

見る見地に於いてのみ友邦日本の我國援助の意義が明瞭に認識されるのである。されば友邦日本はこの理想に殉じ、國際聯盟を離脱し、我が國の健全なる發達を冀求されてゐる。この精神は國際聯盟退脱の際 日本天皇陛下の詔勅に明示されてゐる。「今次ノ滿洲國ノ新興ニ當リ、帝國ハソノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ平和ヲ保ツノ基ナリトナス」と。

我皇帝陛下が順天安民の天旨に基き登極遊ばされた際詔して「守國ノ遠圖、經邦ノ長策ハ當ニ日本帝國ト協力同心永固ヲ期スヘシ」とあり、日滿は永遠に同じ運命を荷ひ、同行すべき約束を持つものである。この不可分關係の強化擴充が人類の福祉を齎らす所以であることを思ひ、日滿兩國は益々その結束を堅くし大使命達成に精進すべきである。

### 第三節 民族協和

元來滿洲は民族の坩堝といはれ、悠々三千年多くの民族が隆替興亡の繪卷を繰り展げて來た。而して現在最大多數を占めてゐる漢民族は近世に至つて支那本土より植民して來たものであつて滿洲の原住民族ではない。然るに、從來屢々漢民

族は滿洲の絶對權を持つ主人公の如く思惟し、行動して來た。この通念が既往に於いて滿洲の社會を不安混亂に導いた大きな原因であつた。故に我國はその建國に當つて民族協和を高調し、建國宣言に

「凡ソ新國家ノ領土内ニ居住スルモノハミナ種族ノ岐視尊卑ノ分別ナシ、原有ノ漢族、滿族、蒙族及日本朝鮮ノ各族ノ外、即チソノ他ノ國人ト雖モ長久ニ居住ヲ願フ者ハ又平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得。ソノ當ニ得ヘキ權利ヲ保障シ其ヲシテ糸毫モ侵損アラシメス」とあり、又 皇帝登極の詔書に

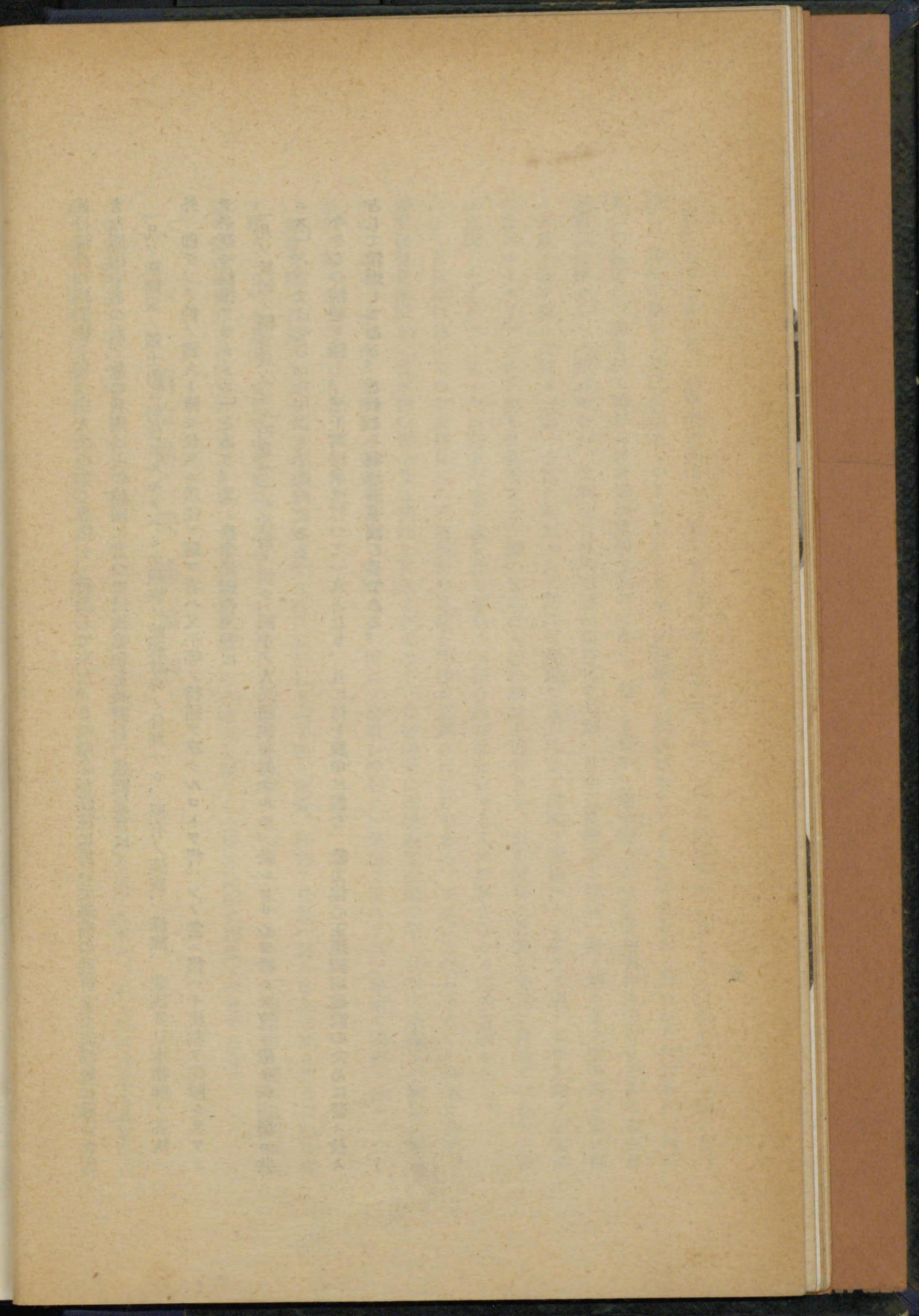
「凡ソ統治ノ綱要成立セル約章ハ一ニ其舊ノ如シ、國中ノ人民種族各異ナルモ、此レヨリ心ヲ推シテ腹ニ置キ利害與ニ共ニス」と宣まはせられた所以も亦此處にある。

今やこの精神を體し、三千萬民衆は打つて一丸となり、互に信を腹中に置き、戮力協心王道國家建設のために營々致々として精進してゐる。これこそ我滿洲帝國の姿である。



大同二年三月一日

建國紀念日  
更要共同  
努力建設





年周四國建日一月三年三德康  
 祝慶の京新都國るけ於に日念記

張國務總理大臣の祝詞朗讀

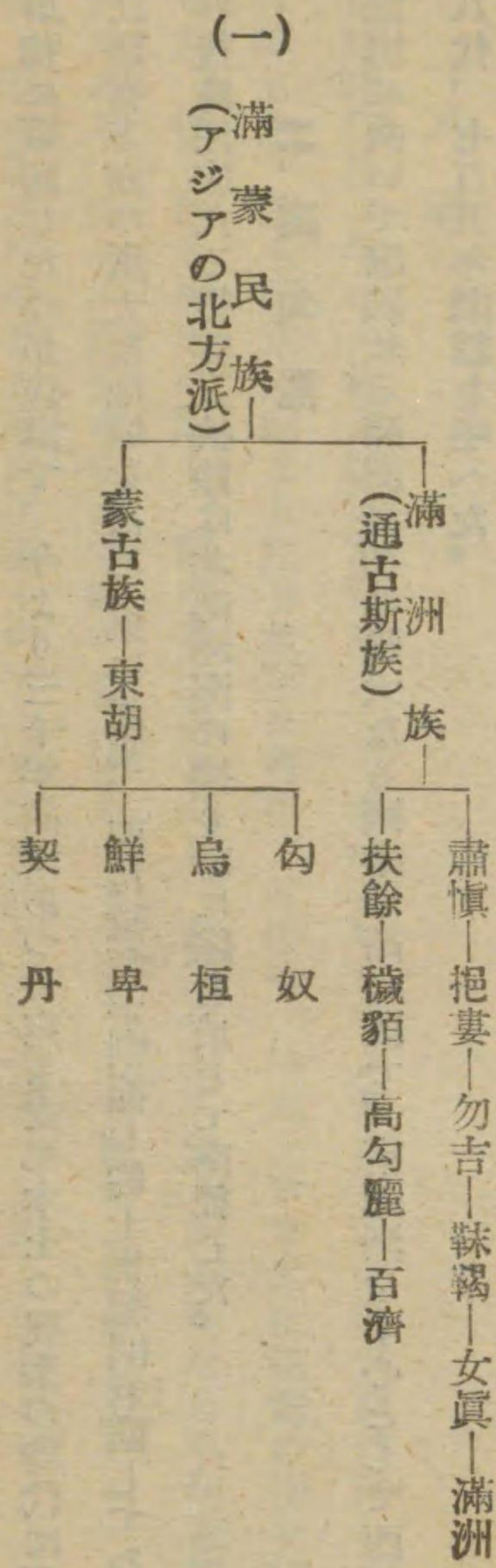


## 第二章 滿洲の歴史

### 第一節 建國前史

#### 第一 滿蒙民族

滿洲は既に三千年の昔から原住民族によつて肇國され、爾來幾度か原住民族間に興亡隆替が繰り返された。原住民族のうち「清」によつて代表された滿洲族と「元」によつて代表された蒙古族とがその二大民族である。就中最も主要なものは滿洲族であり、最初に國を建てた肅慎、次いであらはれた挹婁などは何れも之に屬し、總括して通古斯といはれてゐる。今茲に系統を表示すれば次の如くである。



(二) 漢族 (周、燕、秦、漢、魏、晋)  
 (アジアの南方派)

滿洲の大自然に育まれた此等原住民族は何れも傳統的に强悍勇猛な民族性を持ち滿蒙に建國した。金、元、清の如き



は單に北方に雄視したばかりでなく、漢族に絶大の脅威を與へた所謂「北狄」であり、屢々中原の地を脅伏せしめ、その征服者として數百年の間漢民族を支配して來たのである。

一、肅 慎

最初に肇國したのが肅慎で、今より三千年前であつて宛も支那本土の周秦の時代に當る。肅慎及穢貊は現在の吉林濱江龍江諸省方面の廣大な地域を占め、東に肅慎、西に穢貊が割據し約十世紀間君臨してゐた。肅慎及穢貊は滿洲人の祖先で、その後裔民族たる挹婁及扶餘は北部滿洲に據り時に隊を成して南征した。

二、高 句 麗

肅慎に次いで肇國せる滿洲最初の強大なる國家は高句麗で、南滿洲を中心として西紀前三七年より西紀六六八年まで二十八代、七百五年間覇を唱へた。

三、渤海國

渤海國は西紀七一三年より九二六年まで二百五十年間、現在の奉天、吉林、濱江、間島、三江等の諸省に互る地域を中心として沿海州及朝鮮北部に互つた地域を領した大王國で、唐の文化を吸収し隆盛を極めた。日本と修交を重ね使節を派遣する等最初の日滿國交を開いたものである。

四、遼 (契丹)

遼は渤海に代つて滿洲全土より支那本部なる青海地方に互る大版圖を擁し、西紀九〇七年より二百十年間全國を壓伏し入貢國六十餘國と稱せられ聲威を全滿に振つたが一一一三年北滿に勃興した金の爲めに滅ぼされた。

五、金

遼を征服し滿洲の覇者となつた金は建國以來百二十年にして滅びたがその間、宋を江南に壓迫し、黄河の南北と滿洲蒙

古を併有した。金は滿洲民族中原進出の先驅を爲したものである。

六、元

朔北に崛起し半世紀の間に亞歐兩洲を征服し、空前絶後の大帝國を建設したものは蒙古族の元である。西紀一二七九年蒙古の一部落の酋長鐵木眞が諸部落を併せ勢力を得て成吉思汗と稱して以來、疾風の枯葉を捲く勢で滿蒙はもとより支那本土歐洲までも席卷し滅國四十に及んだがこの大帝國も十一代九十八年にして明の興起によつて滅された。

七、明

明は一三六七年約百年間歐亞を威伏した元朝を覆滅して支那本土を支配したが、支那本部より蒙古に退いた元の遺臣は滿蒙に據り、依然獨立状態を續け、明の威令は僅かに遼河下流の小部分に限定されてゐたに過ぎず、却つてその邊境は蒙古民族の爲めに屢々脅かされ、滿洲は事實上支那本土より獨立の形態をとつてゐたのである。

八、清

金の滅亡後、中心人物を缺いた爲め久しく滿蒙各地に分立割據した女眞民族は清の太祖努兒哈赤の出現により勃然として興隆した。即ち興京附近より起り次第に舊勢力を併せ、一六一六年遂に滿蒙の地を統一し、新國家を建設し、金國汗と稱した。後、都を奉天に遷し、國號を大清と改め、舊稱金國の代りに滿洲なる名稱を用ゐた。これ我國土が滿洲と稱した嚆矢である。而して滿洲の語は佛敎の曼殊師利より出たものであると謂はれてゐる。

後、清の第三代世祖北京に遷都し中國を支配君臨するに及んで滿洲を封禁の地として永く漢人の移民を禁じてゐた。蓋し清朝は滿洲を以て祖宗發祥の故地として尊崇し、且つ中原の統治に失敗した場合の根據地として保存する爲め、漢人種の滿洲移住を嚴禁したのである。

然るに帝制ロシアの南進に備へ、且つは財政難打開策として滿洲開發の必要に迫まれ漸次封禁は弛み十八世紀の初頭



遂に封禁を解いた結果帝制ロシアの進出となり、それと共に支那本土より多数の移民が堤を切つたやうに殺到して來た。斯くして滿洲は急テンポに開發されるに至つたのである。

璦琿條約、北京條約等によつて滿洲に特殊の權益を把握したロシアは傳統政策に基いて一路南下し、海洋を得んとしてその野望を逞ふした。斯くの如きロシアの帝國主義は東洋の平和を擾し、日本の存立を危くするは明かである。爰に於て東洋平和確保の信念に燃ゆる日本は一九〇四年遂に武力によつてロシアの非理を阻止するの已むなきに至つた。斯くして日露戦争が滿洲の野に勃發し、終に日本の壓倒的勝利に歸し、帝制ロシアは南滿洲に於ける權益及長春以南の鐵道を割讓し、北滿に退却するの已むなきに至り、その南下策は完全に阻止されたのである。

日本は戦後ロシアに代つて關東州及鐵道附屬地を經營することとなり、關東州に關東廳を置き、鐵道及附屬地を經營する爲め南滿洲鐵道株式會社を設立し、その鐵道及居留民の保護の爲め軍隊を駐屯せしめ關東軍司令部を置いたのである。

## 九、民國時代

清朝は治世三百年にして一九一二年中華民國と代つた。當時滿洲は張軍閥の擡頭を見つゝあつた。即ち一九一六年綠林出身の張作霖が奉天督軍に任ぜられ、同時に奉天省長となり、更に東三省宣撫使に任ぜられ、爾來張軍閥は滿洲の事實上の主權者として勢威を張るに至つたのである。

爾來張作霖は一九二二年及一九二四年の二次に互る奉直戦争を敢行し一度は關内に進入し、直隸軍を大破して中央政府を顛覆させたが、二次奉直戦には郭松齡の叛亂に遇ひ、爲めに一時危機に瀕した張作霖は新民屯附近の戦鬪に於て辛うじて叛軍を撃破し、再び東北にその勢威を振つた。その後、三度兵を關内に進め、北京に入つて大元帥と稱したが、國民軍の北伐に敗れ、一九二八年六月、北京を棄て奉天に歸還の途次爆死した。

作霖の死後、學良は父の遺業を繼いで滿洲の支配者となつたが、傳統的保境安民の政策を棄て、國民黨及南京政權と結

んで易幟を斷行し、自ら大兵を率ゐて北平に進出し陸海空軍副司令となつた。作霖以來、數回の關内進出は滿洲の政治經濟を破壊し、軍費の濫出は國民に過重な負擔となり、軍費捻出の爲めに行はれた苛斂誅求により張政權は人民の怨府となつた。加之、極端な排外運動を激成、尖鋭化せしめた爲め、遂に九・一八事件を惹起し一朝にして土崩瓦解したものである。

## 第二節 建國の過程

### 第一 各省の獨立

一九三一年九月十八日夜半、張學良正規軍の滿鐵線爆破に端を發して所謂滿洲事變の勃發となり、日本軍の神速なる行動によつて張軍閥と是を繞る民衆搾取の政商は滿洲から掃蕩された。多年張父子軍閥の壓制下に呻吟してゐた東北省民はこの機會に舊政權と絶縁して民衆を基礎とする新政府を組織し王道政治を行ひ滿洲をして理想的樂土たらしめんとする希望が勃然として起り、次第に昂揚して來た。

即ち、遼寧省（奉天省）商民は文治派と提携して九月廿四日袁金鎧を委員長とする地方自治委員會を結成した。この委員會は最初は専ら金融と治安維持を目的としたものであるが、幾許もなくして自治自衛の民衆政治を實行すべき政府樹立を目標とするやうになり、九月廿七日に至つて奉天省地方維持委員會と改組され、大綱及具體的對策を決定、遼寧四民維持會と合體、奉天省獨立政府樹立の決意を表明した。

九月廿八日、熙洽は吉林に於いて同省の獨立を宣言し、三十日宣言布告及組織大綱を發表し、吉林省臨時政府を吉林省城に置き、熙洽之が長官に就任し、（一）民意尊重、（二）綱紀肅正、（三）言論自由、（四）善政施行の四大綱領を掲げ、混亂せる時局の收拾に當つた。

又、張景惠を長官とする東省特別區（北滿特別區）に於ても哈市全體會議を開き、東省特別區治安維持會を組織し、事



變後の治安維持に任ずることとなり、張景惠を之が會長に任じた。

十一月七日、奉天地方維持會は進んで省政府の職權を代行することとなり、同十六日稅制を改正し、稅を廢したものの六、半減したものの四、縣に委讓したものの八、其他不當課稅を中止するなど事實上獨立政府の形態をとり、十一月廿日舊政權時代の呼稱遼寧省を奉天省と改稱した。

奉天を中心とする獨立運動は漸次深刻擴大したが、地方にあつても自衛自治を目的とする地方維持會自治委員會が漸次成立するに至つた。此等の地方自治團體を指導し有機的に綜合せしむる爲め奉天に自治指導部を設け、十一月十日于沖漢は部長として出廬就任した。

十一月二十四日、奉天省地方維持委員會は聯省自治による新國家創立の原則を決定し、この爲め四省（奉天、吉林、黑龍江、熱河）の代表會議を開催することを發表した。

十二月十五日、奉天城内に奉天省民代表會議を開いて地方維持委員會を解散し、奉天省政府を組織し、臧式毅を省長に推し、翌十六日臧式毅は省長に、趙欣伯は奉天市長に就任した。

黑龍江、熱河省も相次いで獨立を宣言し、張海鵬は洮南に、于芷山は山城子に夫々獨立を宣言するに至り、滿洲は完全に國民政府の羈絆より脱した。

## 第二 建國運動の進展

奉天省政府の善政施行と自治指導部各員の獻身的活動により新國家建設運動は着々進捗し、民衆の新國家樹立要望の聲は澎湃として全滿に漲るに至つた。

二月十六日、奉天張景惠邸に於て、臧式毅、熙洽、馬占山、趙欣伯等民衆代表相會し、新國家建國會議を開き、孰議の結果

- (一) 新國家を建設すること
- (二) 其の前提として東北四省を打つて一丸とせる新政權、即ち最高政務委員會を組織すること
- (三) 最高政務委員會は新國家建設に關する準備を急速に整ふること

を決定し、更に午後六時より趙欣伯邸に於て建國會議を續行し、國體、國號、國旗等國家建設に關する具體的協議を遂げ、全員の一致を得て翌日午前四時散會した。

二月十七日、前日の會議の決定に基き新たに東北行政委員會を結成、張景惠を委員長に推し、臧式毅、熙洽、馬占山、湯玉麟、齊王、凌陞等之が委員となり、國體、政體、元首等の問題及宣言文に關する件を可決し、十八日午前十一時三十分委員長並に委員連署を以て獨立宣言文を發表した。即ち、「獨立の目的は王道主義による善政を布き以て三大使命を果すにあり」として次の三大使命を中外に宣布した。

一、軍閥苛政を布き、誅求を肆にし、爲に民衆は熱火深水の中にあるが如く、殆んど生命をも保持し得ざる状態にして鄉村に普き痛苦の涙未だ乾かず、虎狼に等しき爪牙の餘力尙又存せり。將に徹底的に根絶して再び枝節をして蔓延跋扈せしむべからず。古經に曰く「民を撫する者之を后と謂ひ、民を保つ者之を王と謂ふ」と、四民蘇生して安息を得ば善政即ち成らむ。是れ本會第一の使命なり。

二、近來民衆虐待の專政は其の利を恣にし、怨恨茲に集中して社會道德は日に漸く消滅せんとす。社會は即ち國家の基礎、道德は政治の本源なり。古書にも「忠信篤敬ならば蠻貊の邦と雖も行はるべし」と、排外政策を持せず、茲に國際戰爭を戦め、更に門戸開放機會均等を以て世界民族と共に共存共榮せむ。これ本會の第二使命なり。

三、内を安んじ外に和するは政治の根本なり。既にして根本の鞏固を謀る。又宜しく枝幹の繁榮を講ずべし。即ち職業を



奨励勸進し、農商を發達せしめ、利を生ずるものをして日に多からしめ、業を失ふものをして日に少なからしめば社會の利益は均霑され、階級の鬭争は自ら浞びむ。斯くの如くんば赤化は行はれず、民政は期して得らるべし。これ本會の第三使命なり。

斯くて翌十九日行政委員會は統治の大綱を定め、二十四日に至り圓滿な解決を見、二月二十五日、組織大綱及新國家建設に關する通電を内外に發表した。

之より先き、新國家建設に關する要望は刻々高調瀾漫して、全國に波及し、各地に民衆大會が開催せられた。

更に二月二十八日、奉天各縣代表及各民衆代表は奉天に集合して全省聯合大會を開き、新國家建設要望の宣言及決議を爲した。翌二十九日、更に奉天省城に全滿建國促進聯合大會開催し各省代表、奉天省各縣代表、蒙古代表並に各團體代表、滿蒙青年同盟會員、吉林省朝鮮人代表、哈爾濱特別區朝鮮人代表等約七百餘名參集、宣言及決議文を可決し、次いで緊急動議として溥儀氏を元首に推戴すべき議案を滿場一致可決し、滿洲國創成を飾る全滿代表大會を終つた。

### 第三 滿洲國成立

東北行政委員會は數次の協議を重ねた結果、二月二十四日國家の組織大綱を決定し、翌二十五日之を中外に發表すると共に、奉天省政府、吉林省長官公署、黑龍江省政府、哈爾濱、東省特別區行政長官公署、呼倫貝爾都統公署、哲里木盟々長公署、昭武達公署、卓索圖公署等に同様の通電を發した。

其の趣旨は次の如くである。

- 一、新國家は滿洲國と稱す
- 二、滿洲國の元首を執政と稱す

三、滿洲國の國旗を新五色旗と稱す

四、年號を「大同」と稱す

五、新國家の政治は民本主義による

六、首都を長春に定む

次いで二十九日政府組織法並に人權保障條例を決定、新國家の基礎茲に確立した。政府組織法は執政、參議府、立法院、國務院、法院、監察院の組織並に機能權限を規定し、全文六章三十九條より成り、人權保障條例は滿洲國居住人民の自由及權利を保障し、業務を規定し、全文十二條より成る。

更に東北行政委員會委員長張景惠は大同元年三月一日滿洲國政府の名を以て建國宣言を公布し、茲に王道國家滿洲國は民族協和、共存共榮を理想として東亞の一角に成立したのである。

### 執政就任

行政委員會並に建國大會の決議に基き溥儀氏（宣統廢帝）を執政に推戴することになり、二月二十九日各界代表は三千萬民衆の總意を披瀝し執政の就任を懇請したが許諾さるゝ處とならず、三月四日更に第二回の推戴使は再度の懇請を重ねて漸く其の受諾を得た。斯くて執政は旅順を出でて八日國都長春に入らせられ大同元年三月九日、執政就任式は長春市政公署（現國務院廳舍）に於いて舉行され、新しく國都となつた長春に於ては市民歡喜の裡に盛大な慶祝大會が行はれた。次いで三月十日、政府は首脳部を左の如く任命した。

國務總理	鄭 孝 胥
民政部總長	臧 式 毅
外交部總長	謝 介 石



軍政部總長	馬占山
財政部總長	張熙侯
實業部總長	張燕
交通部總長	丁鑑
司法部總長	馮涵
立法院長	趙欣
監察院長	干冲
參議府議長	張景
參議府副議長	湯玉麟
參議	袁金
”	羅振
”	張海
”	貴式
奉天省長	臧式毅
吉林省長	熙洽
黑龍江省長	馬占山
北滿特別區長官	張景惠

尙ほ新政府は三月九日附教令を以て國家基礎となるべき政府組織法、人權保障法、暫く從前の法令を援用するの件、參議府官制、國務院官制、國務院各部官制、監察院官制、法制局官制、統計處官制、興安局官制、興安省に三分省分設の件、省公署官制等を公布した。續いて十一日教書を發し窮民救恤及大赦を行つた。

斯くて建國の第一歩を踏み出した我滿洲國は其の建國の主旨を中外に宣布し、對外方針を闡明し、且つ列國の承認を求

むる爲三月十二日外交部總長謝介石の名を以て十七箇國外務大臣宛通電を發した。

### 第三節 帝制實施

天の加護と、人民の精進と盟邦の肉親的協力により建國後二箇年にして早くも國礎は益々強固に、國運愈々伸張し、治安の維持は遠きに及び、治政各般に揚り、民生安息して各々その業を樂しむに至つた。

斯くの如く、建國以來、驚くべきテンポを以て舊政權時代の殘滓が清算され、政治、經濟、文化が劃期的に革新され、王道善政が敷かれ、生民は熙々皞々として安居樂業し得るに至つたことは偏へに執政の乾徳によるものであるとして、三千萬民衆は天意により執政の帝位に即かせられんことを請願するもの續出するに至つた。

斯くて執政登極の機運熟し、政府は大同三年一月二十日國務總理鄭孝胥の名を以て帝制實施の聲明を發表し、帝制の實施は「滿洲國々運發展の歸結にして建國の理想と使命とを充足高揚し、國礎を益々鞏固ならしめ以て東洋平和を永遠に保持する所以」に外ならない所以を高調した。又同聲明書に

「……………この天佑は我滿洲國の建國が天命に遵由せるとともに、入りて建國の大任に當られて以來二星霜、夙夜御心を國政に致されたる執政の乾徳に因る。順天安民は建國の理想なり。今や天佑の加護顯著にして王道を頌唱謳歌せる人民は至情を盡して執政の天命に順ひて帝位に即かれんことを請願してやまず。是に於て政府は執政の順天安民の主旨により帝位に即かるゝことの民意に則る所以である」事を明かにした。

斯くて英明文武の執政は天命と人民の至情により康徳元年三月一日國都新京に於て滿洲國帝國第一代皇帝として即位の式を擧げさせられ、國民に對して優渥なる詔書を賜ひ、三千萬民衆の上に君臨さるゝ事となつたのである。

儀式は簡素嚴肅を旨とし次の如き程序を以て滞りなく營ませられた。



(呼倫湖畔) 草原を行く駝車



(南滿) 風景 (陳相屯)



### 郊祭の儀

康德元年（一九三四年）三月一日、春淺き國都新京郊外杏花村の順天廣場に設けられた天壇に於いて古典的な郊祭の儀が行はれた。

三日間に亙る潔齋を濟ませられた 新帝は午前八時沿道官民の奉迎裡に祭場に御到着、鄭國務總理以下文武百官竝に菱刈大使以下外賓の出迎を受けさせられ、滿洲古風の禮装いと嚴かに、天壇上に南面して御着席、此時燔柴迎神の儀あり、續いて 皇帝は神案の前に進ませられ、玉を薦して定位に復して禮拜遊ばされ、更に再び神案の前に進ませられて三爵、祝文を獻じ定位に復せられて再び奉禮、祝文を獻じて定位に復らせられて又拜禮、次いで承聖の儀あり、終つて送神の儀、送燎の儀あり、茲に滞りなく式典を終り 新帝は御歸還遊ばされた。

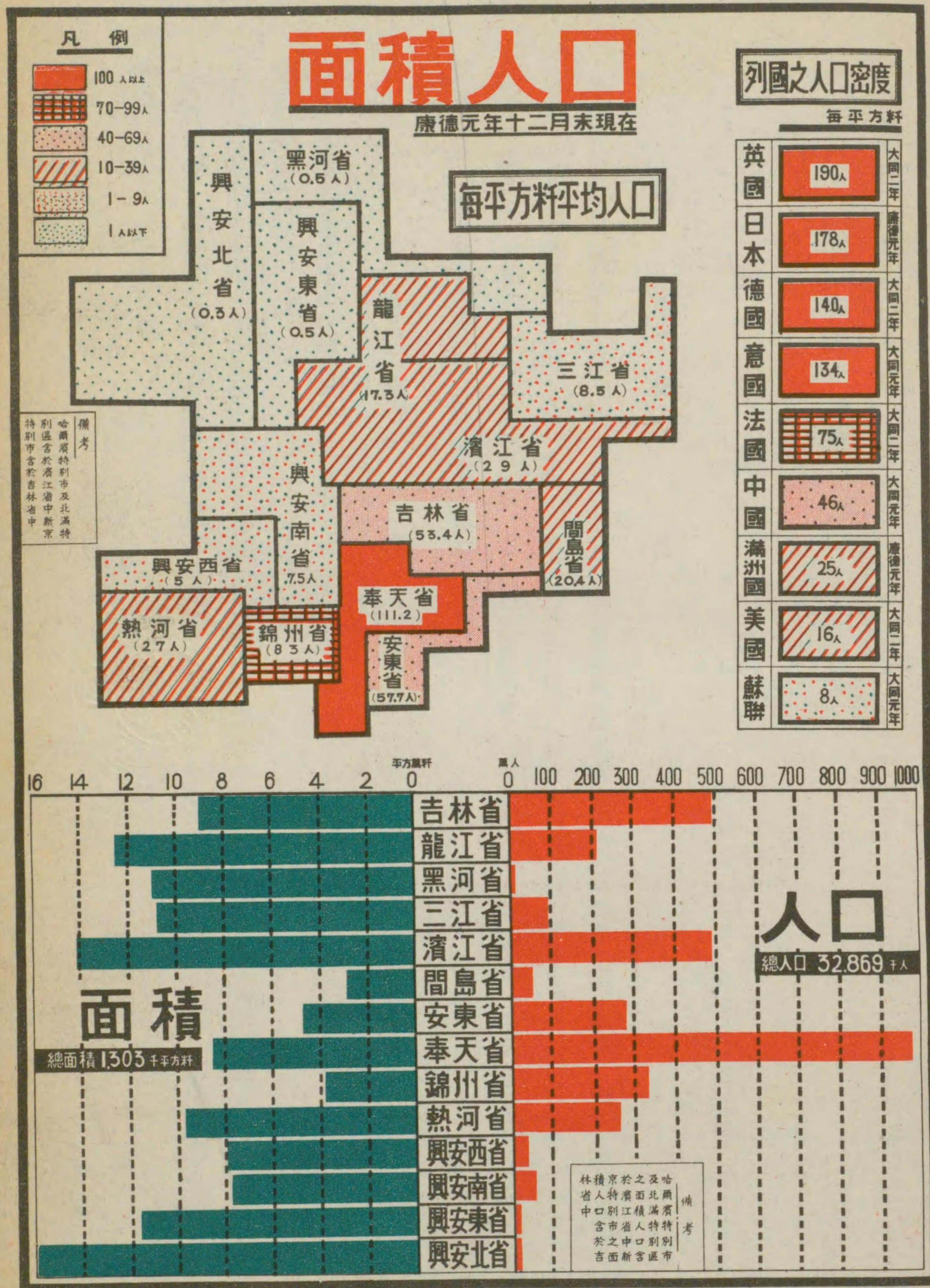
### 登極の儀

斯くて正午より宮内府勤民樓に於いて、登極の儀は嚴かに營まれた。先づ 皇帝は陸軍様式大禮服を召されて諸員奉迎裡に式場に臨御し給ひ、正面玉座に登らせられ、詔書に御璽を鈐し給ひ、玉音朗かに宣讀遊ばさる。終つて鄭國務總理は玉座近く進み謹んで賀詞を奏上、續いて諸民と共に 皇帝の萬歳を三唱し、後詔書を拜受して席に復り、こゝに登極の儀は終つた。續いて二、三兩日には饗宴の儀あり、全國に亙つて賜餐の儀は行はれた。登極の當日は全国各地に盛大な登極慶祝大會が舉行せられ、王化は遠く普天の下、率土の濱に及び、歡天喜地、民生は熙々皞々として何れも新帝國の前途を祝福したのである。

越えて三月五日、張軍政部大臣を宮中に召されて、軍人勅語を賜ひ又、建國殉職者に優渥なる勅語を賜つた。

登極大觀兵式は青葉薫る五月十日新京飛行場に於いて舉行され、 皇帝陛下は國軍の精銳を御親閱遊ばされて、我國最初の意義ある大觀兵式は未曾有の盛大裡に終り、國軍の意氣軒昂たるものがあつた。





れ流の江龍黑





### 第三章 國土人口

#### 第一節 國土

##### 第一位 置

滿洲帝國は亞細亞大陸の東北に位し、西は中華民國の察哈爾、外蒙古に接し、北部及東部は黒龍、烏蘇里兩江を距て、シベリアに對し、東南部は黃海、渤海に臨み、西南は長城を距て、冀東自治省に接してゐる。

即ち西は東經一一五度二〇分より東は東經一三五度二〇分に至り、南は北緯三八度四〇分より發して北は北緯五三度五〇分に達し、その周圍は實に七、八九〇軒に及んでゐる。

##### 第二位 勢

地勢は其の形狀畧ぼ東西南北を四つの頂點とする四邊形を爲し、その四邊には夫々山脈又は海灣に圍まれ其の内部に大平原が展けてゐる。

山脈は北東より南西に走るものが主となり北西から南東に横はるものが副となつてゐる。前者に屬するものは四邊形の北西邊をなす大興安嶺山脈と、南東邊を走る長白山脈で、後者に屬するものは北東邊を爲す小興安嶺山脈と南西邊に横る松嶺燕山の二山脈とである。



第二節 面積、人口

我國の面積、戸數及人口は次表の如くである。

(康徳二年十二月末)

省別	面積 (單位平方料)	戸數	人口
吉林省	八九,九一〇,三五二	七五七,〇八六	五,一〇一,九九六
龍江省	一二五,五三六,五五一	三六三,六九六	二,二五二,九五四
黑龍江省	一〇九,八一三,〇〇五	一二,三一〇	五五,〇四五
三江省	一〇七,五四四,六〇八	一六七,九一六	九七六,五〇三
濱江省	一四三,四二五,四六三	七四〇,九五〇	四,四八〇,三二五
閩島省	二九,三九四,八九六	一〇四,三一三	六一五,四八四
安東省	四八,二二五,七三五	四〇九,四二四	二,七九一,五三七
奉天省	八五,五四六,二二四	一,五一五,四四一	九,六五九,七九一
錦州省	三九,四六一,六四三	六四八,二〇四	三,五六〇,二一四
熱河省	九六,五八五,四七〇	五九三,四一五	二,七八二,八一八
新京特別市	一九一,〇〇〇	四七,六一三	二四八,四二六
哈爾濱特別市	九二九,五〇〇	九四,五七九	四五八,三七九
興安西省	八〇,四二〇,五五二	九三,一四〇	四五四,一五五

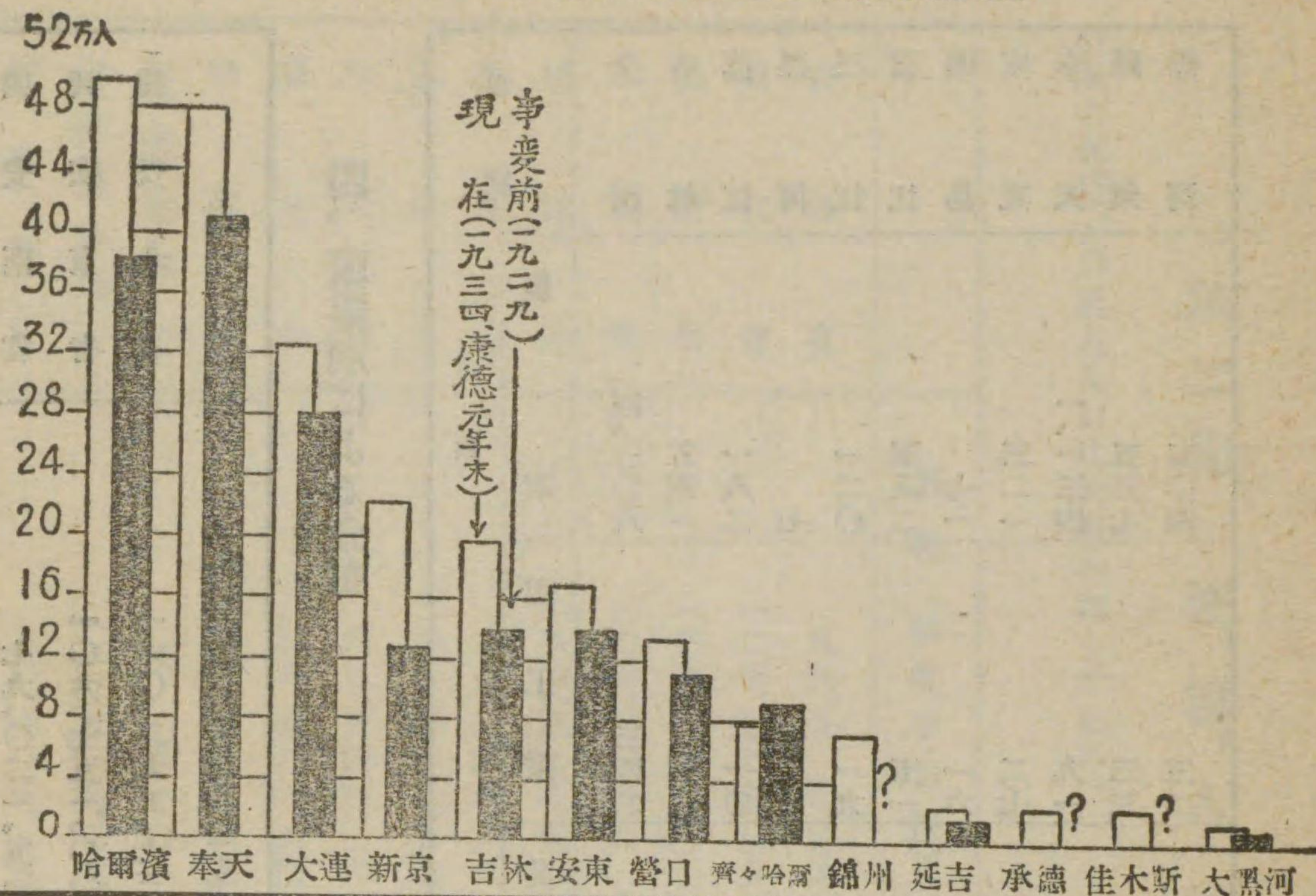
省別	農家戸數	農業人口
興安南省	七九,〇二一,五一五	六二一,五〇四
興安東省	一〇六,七五一,〇〇七	七一,三三五
興安北省	一六〇,三九五,七三一	七〇,四五七
計	一,三〇三,一四三,二五二	三四,二〇〇,九二三

四、職業別による分布

省別	戸數			農家戸數對總戸數比率	農業人口對總人口比率
	農家	商工家	其他		
全 國	四,〇〇八	三四二	三五四	八五・二	八四・七
吉 林	五四一	五八	七一	八〇・六	八五・九
龍 江	一八二	一〇	一一	八八・八	八五・六
黑 龍	七	一	二	六五・九	六一・六
三 江	一一〇	一九	一一	七九・二	七八・二
濱 江	五八二	五一	三七	八六・七	八八・八
閩 島	七	一六	二一	六五・二	七〇・二
安 東	三二一	二七	二七	八五・四	八六・五
奉 天	一,一三四	九一	一三一	八三・五	八〇・四
錦 州	五三七	三三	一六	九一・五	八八・八
熱 河	五〇四	三二	一九	九〇・七	九一・四



主要都市人口變遷表



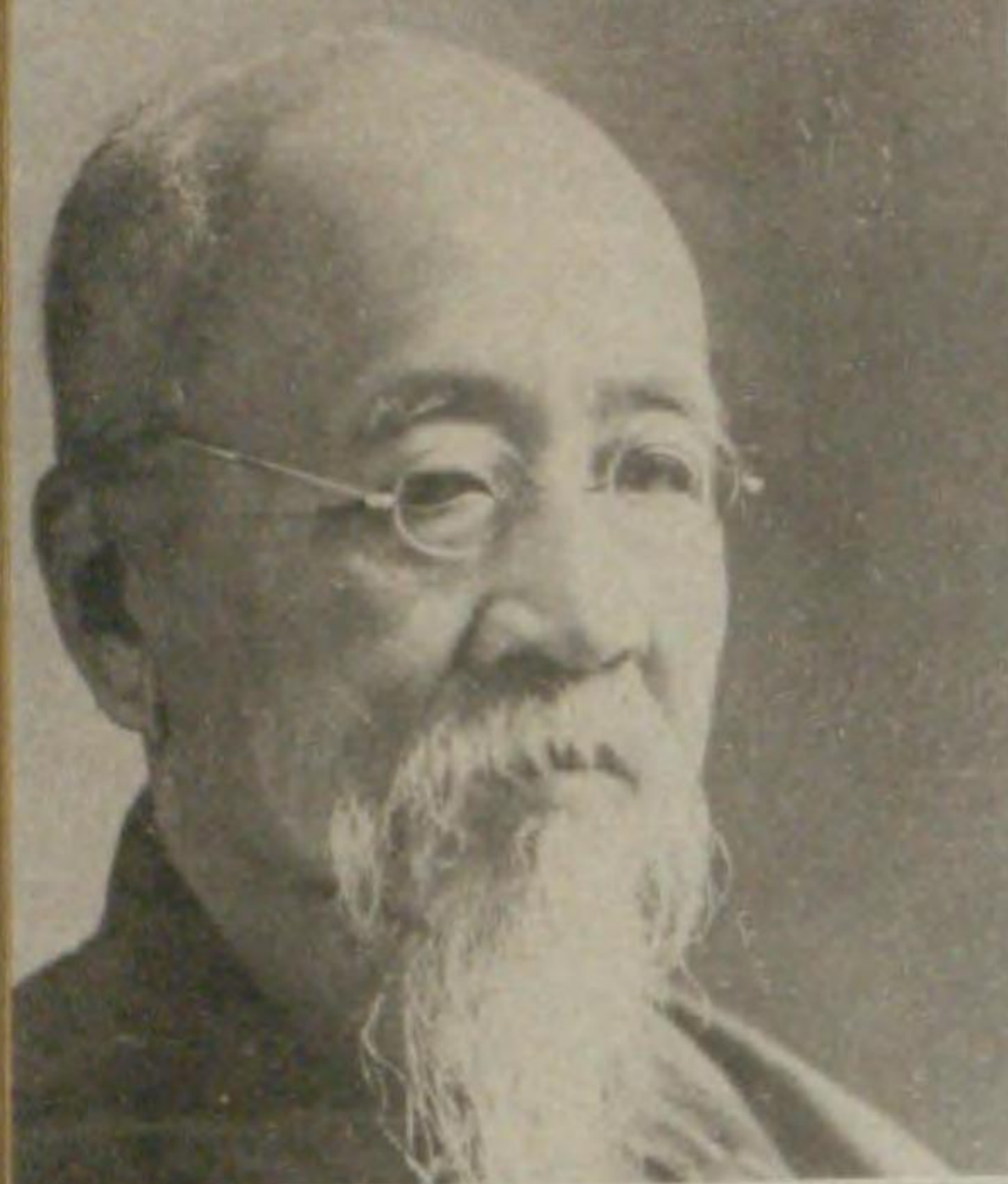
都市名	時期	内地人	朝鮮人	滿洲人	外國人	合計
哈爾濱	現前	41,970	9,540	1,300	1,200	53,910
奉天	現前	36,450	1,350	1,100	1,100	39,000
大連	現前	25,450	1,350	1,100	1,100	29,000
佳木斯	現前	14,450	1,350	1,100	1,100	18,000
延吉	現前	11,290	1,350	1,100	1,100	15,840
東附屬地	現前	10,750	1,350	1,100	1,100	14,300
安附屬地	現前	7,560	1,350	1,100	1,100	11,110
錦州	現前	2,990	1,350	1,100	1,100	7,340
哈爾濱	現前	2,560	1,350	1,100	1,100	6,510
承德	現前	1,870	1,350	1,100	1,100	5,620
齊齊哈爾	現前	2,910	1,350	1,100	1,100	6,360
吉林	現前	5,590	1,350	1,100	1,100	9,140
奉天	現前	5,860	1,350	1,100	1,100	9,410
天城內及商埠地	現前	4,360	1,350	1,100	1,100	8,910
新附屬地	現前	3,090	1,350	1,100	1,100	7,640
京城內及商埠地	現前	2,000	1,350	1,100	1,100	6,450
其他	現前	7,870	1,350	1,100	1,100	11,420
合計		111,110	15,840	11,110	11,110	150,070

第三節 氣象

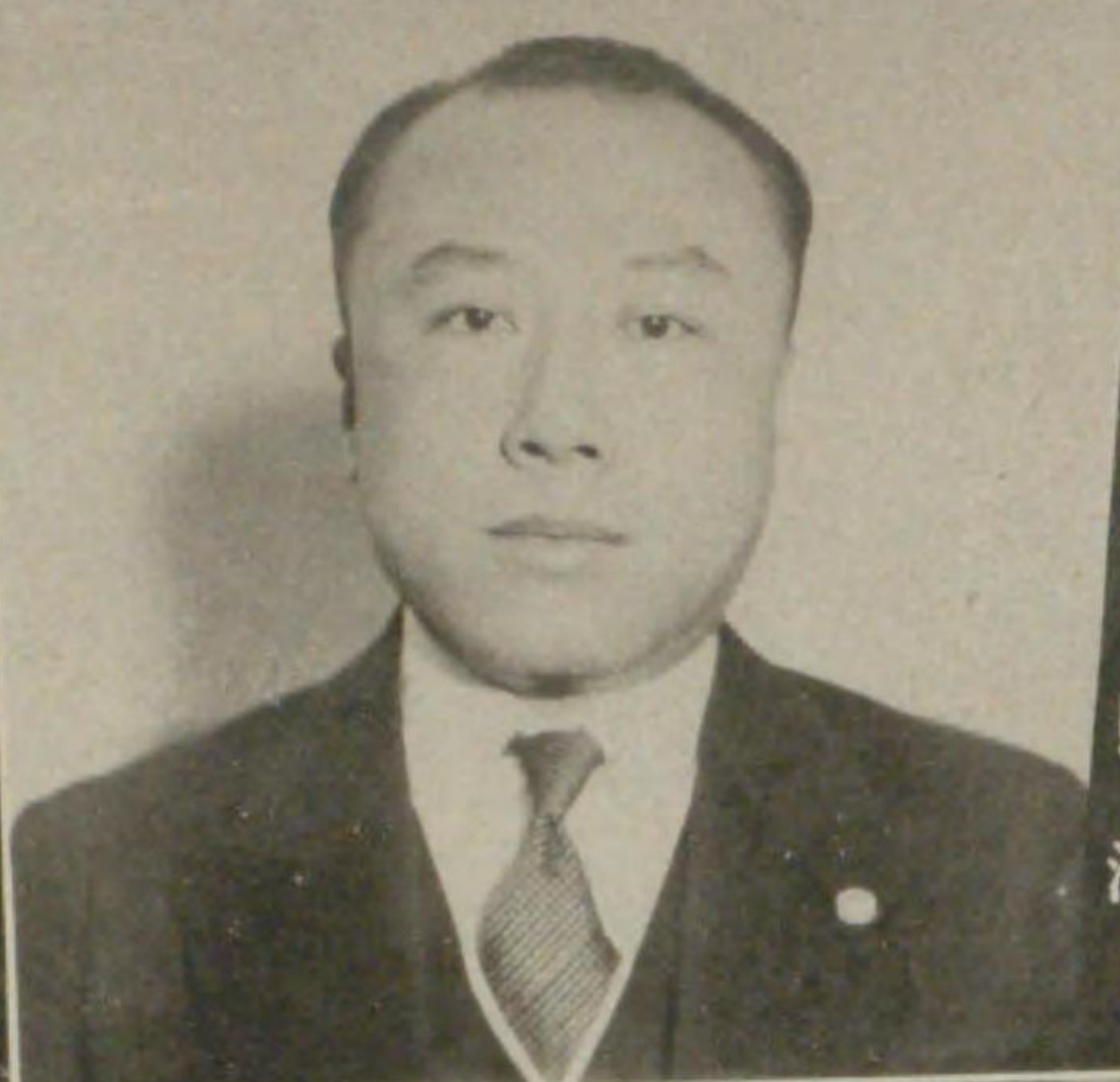
滿洲の緯度は日本の東北、北海道地方と等しく、歐洲の中部及南部の一部に相應するが、海洋、平原、森林等の影響で所謂大陸的な氣候を呈してゐる

夏は最高平均温度大連二八度、奉天三〇度、新京二八度九、哈爾濱二八度六に上昇するが、夜分は急に涼しくなる。冬の氣温は高低兩氣壓が西から東へと三、四日間に交代するところから所謂「三寒四温」が生ずる。最低氣温は(何れも零下攝氏)大連一九・九(一月)、奉天三二・九(一月)、新京三六(二月)、哈爾濱四〇・〇(一月)、滿洲里五〇・一(一月)、海拉爾四九・三(一月)、延吉三七・一(一月)、三姓三六・四(一月)とされてゐる。





監察院長 羅振玉



宮內府大臣 熙洽



尚書府大臣 袁金鎧



外交部大臣 張燕卿



參議府議長 臧式毅



民政部大臣 呂榮寰



財政部大臣 孫其昌



國務總理大臣 張景惠



軍政部大臣 于芷山



司法部大臣 馮涵清



交通部大臣 李紹庚



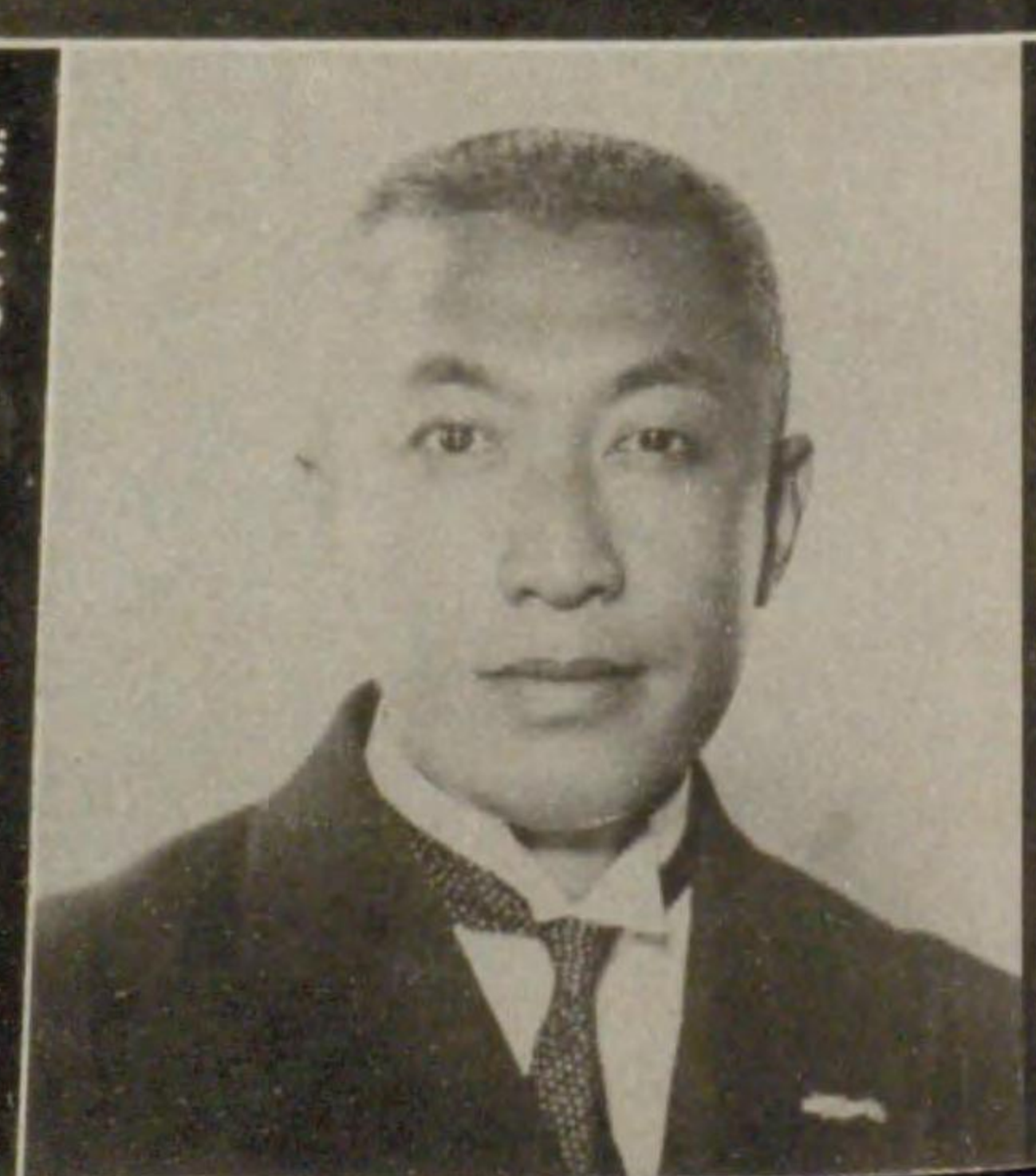
實業部大臣 丁鑑修



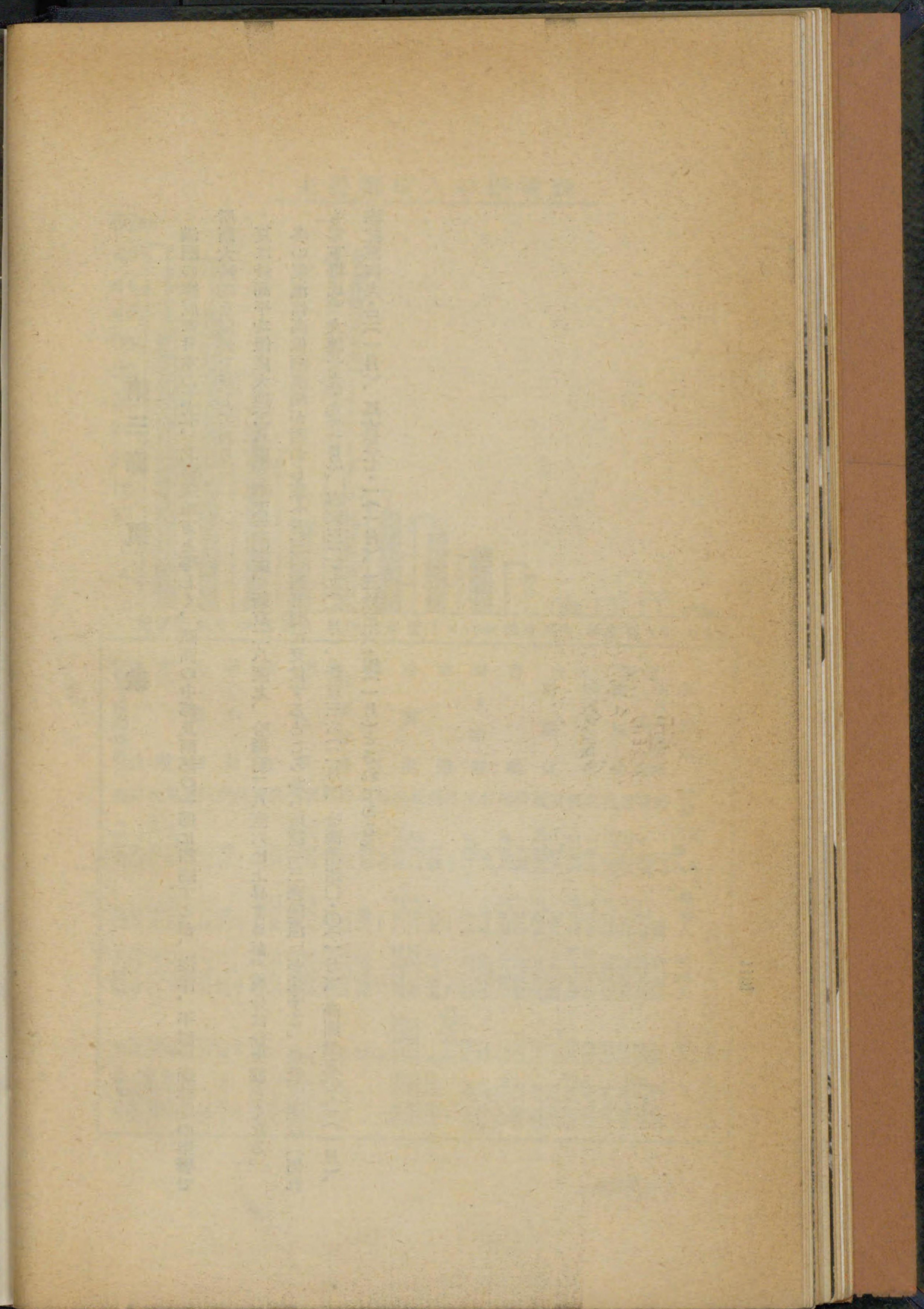
國務院總務廳長 大達茂雄



蒙政部大臣 齊默特色木不勒



文教部大臣 阮振鐸

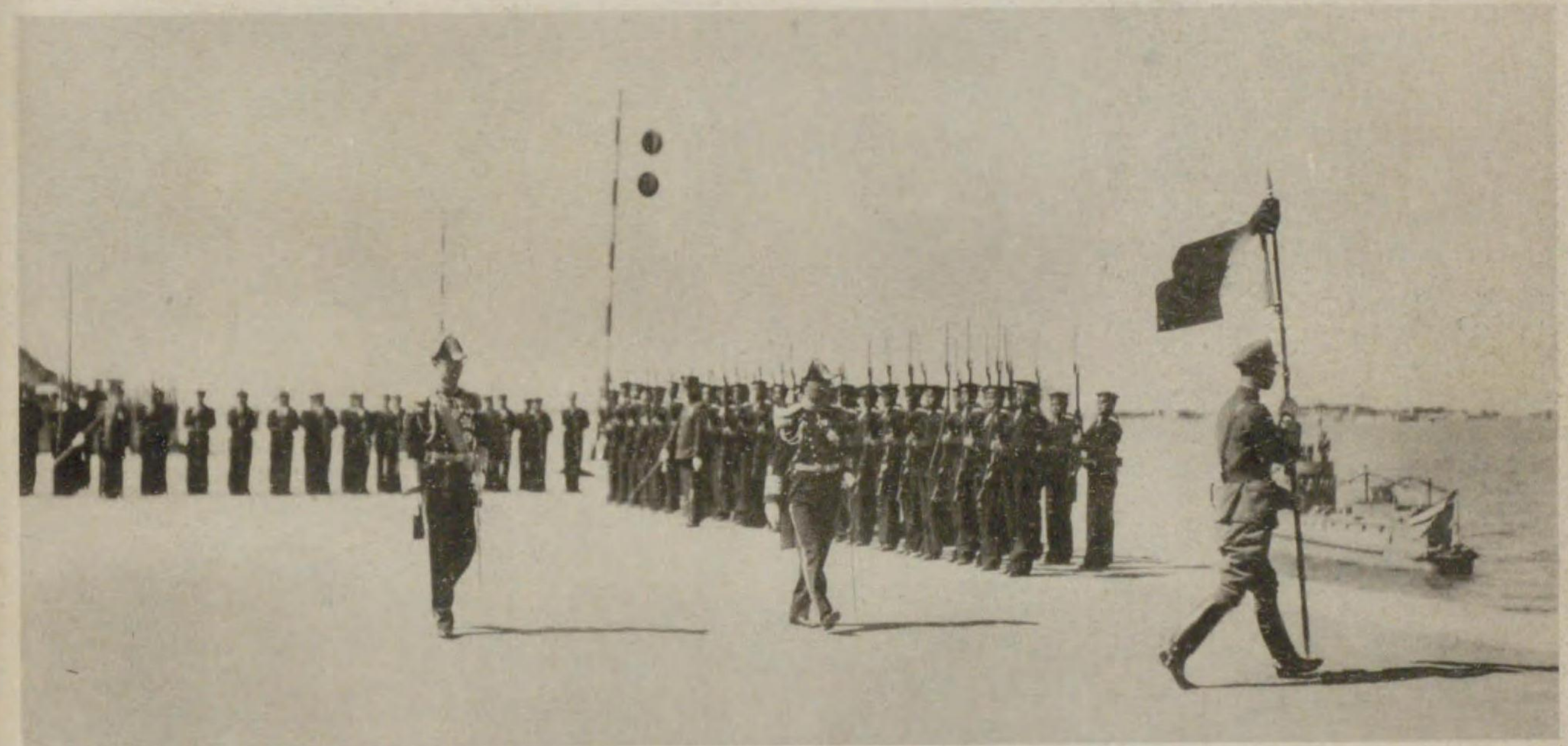






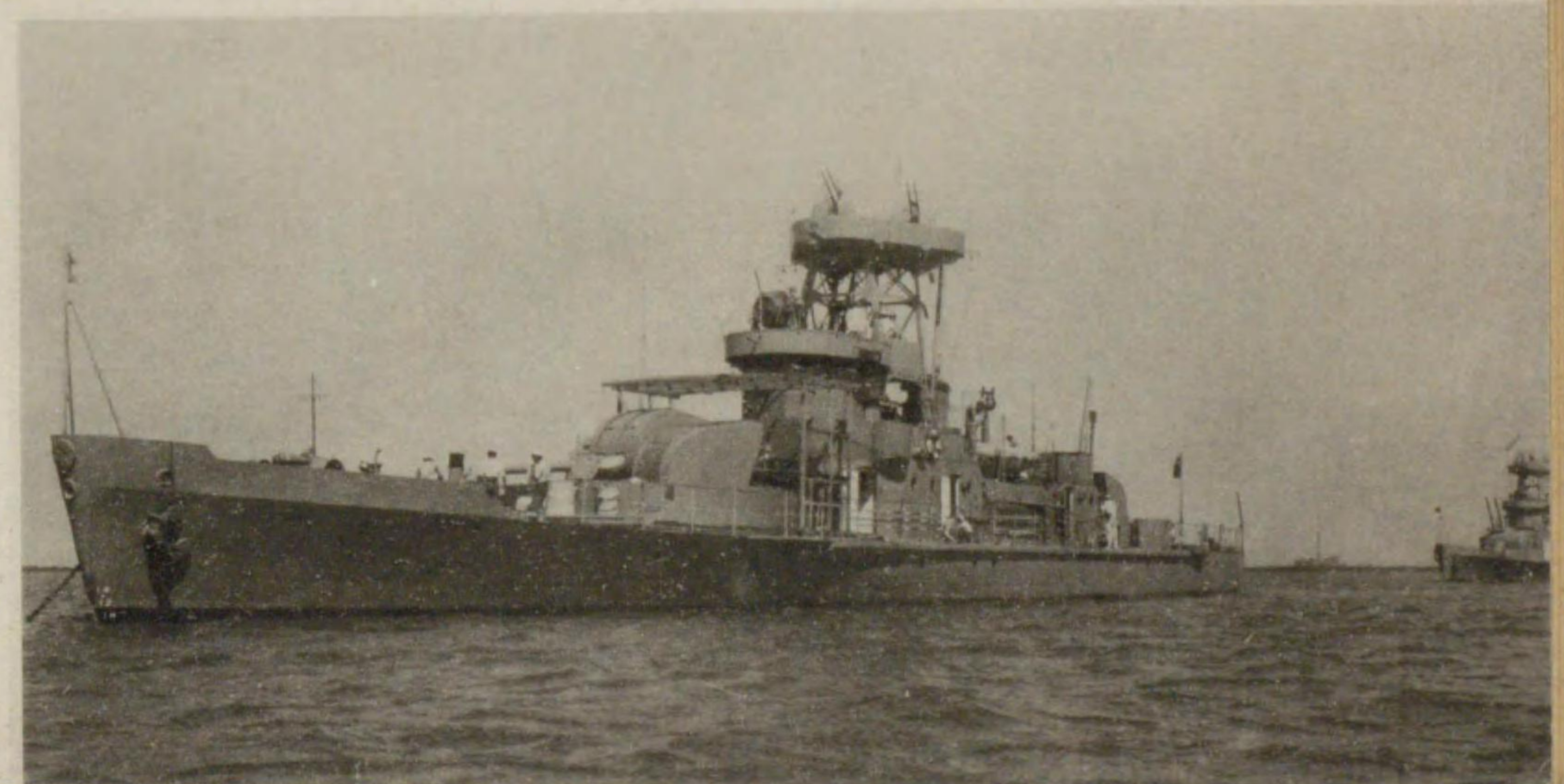
式兵觀の後習演大別特軍陸度年二德康

(嶺南於日九月十)



下陸帝皇 々るらせま臨に式艦觀典大位即

(上江花松日九月九年二德康)



隊艦防江

## 第四章 政治軍事及外交

### 第一節 行政

#### 第一概 說

大同元年（一九三二年）三月一日、三千萬民衆の總意によつて國を建て、國號を滿洲國と定め、年號を大同と稱した。大同元年三月九日溥儀氏を執政に推戴、政府組織法及人民保障法を公布して一府、四院、七部よりなる滿洲國政府の成立を見た。即ち、

參議府

立法院

國務院—民政、外交、軍政、財政、實業、交通、司法七部及總務廳、法制局、資政局、興安局の一廳三局

法院

監察院

之れである。

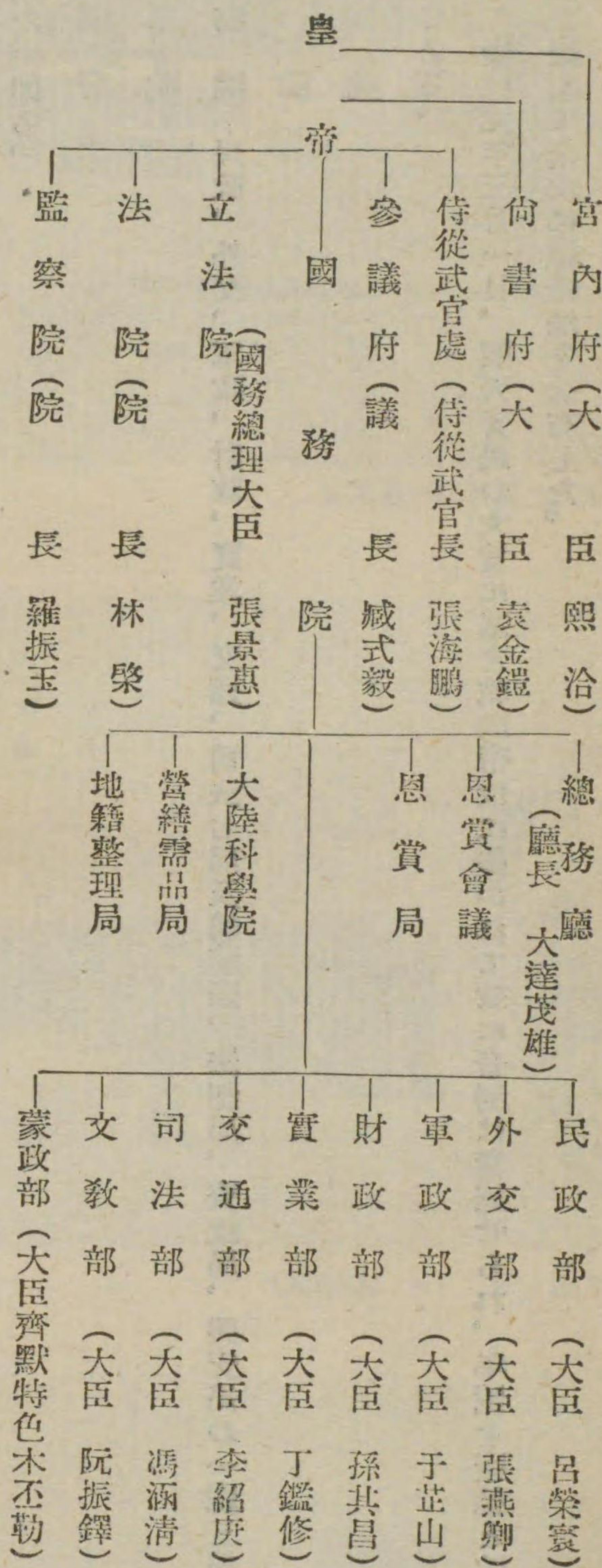
越えて康徳元年三月一日、順天安民の主旨に基き執政帝位に即かれて茲に帝制は實施せられ、年號を康徳と改め、政府組織法を廢して新たに組織法を公布した。

康徳二年四月國務總理大臣鄭孝胥は病氣の故を以て骸骨を乞ひたるを以て 皇帝陛下は之を聽許遊ばされ參議府議長張景惠を後任として國務の變理に任せしめられた。



現在の統治組織系統及首腦者の氏名は次の如くである (附表参照)

政府統治組織一覽



第二 中央政府

中央政府は皇帝の下に參議府、立法、國務、法、監察各院を置く。參議府は參議を以て組織し

- 一、法律 二、帝室令 三、勅令 四、豫算及豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すの件 五、列國交渉の條約約束及び皇帝の名において行ふ對外宣言 六、重要な官吏の任免 七、その他重要な國務等に關し、皇帝の諮詢を承けてその意見を上奏する。

立法院は 法律、豫算案を議決する機關であるが、未だ憲法の制定を見ない爲め立法院は召集されない。

國務院は諸般の行政を掌理する機關で國務總理大臣は輔弼の責に任ずる。國務院は民政、外交、軍政、實業、財政、交通、司法、文教及蒙政の九部を以て組織し、各部に大臣を置く。

國務院には秘書、企劃、法制、人事、主計、統計及情報等の七處を直宰する總務廳を置く。

法院は法律により民事、刑事の訴訟を審判する。中央に最高法院及最高檢察廳を置き、地方に高等法院、地方法院、高等檢察廳及地方檢察廳を置く。

監察院は檢察事務及會計検査を行ふ。

康徳二年十一月より國策審議及計畫立案機關として企劃處が國務院總務廳内に設置せられ同時に總務廳内の機構が右の七處に擴大された。滿洲資源に關する根本的調査研究をなす爲に大陸科學院が設立され各權威者を招聘研究中でその業績は多大の期待を持たれてゐる。この外實業部には臨時産業調査局が設けられ産業に對する調査が行はれてゐる。斯くして我國の建設工作も漸次本格的に驀進し漸次内政の整備充實に向ひつゝあるのである。

第三 地方機關

中央政府機關の確立とともに地方行政制度の確立を期し建國以來、從來の地方制度の殘滓の廢棄に努力してゐる。即ち殘存の封建的地方政權を廢して中央集權制度を根本方針とし、諸官制其他の法令公布せられ漸次改善せられて居る。

從來紊亂せる行政系統の統一、請負制度の廢止、冗官の整理を斷行し、又因習を芟鋤し、善政の普遍化を圖る爲め參事官制度を採用し、日本の純眞なる青年をして之にあたらしめてゐる。



我國の地方制度は從來の傳統は充分之を尊重すると同時に、諸先進國の地方制度の長所を斟酌加味して、省及北滿特別區、特別市、縣制度、市制度を確立した。建國後民政部は地方制度の根本的改革を企圖し、地方制度調査會を設けて慎重に審議研究中であつたが康徳元年十二月一日地方制度の劃期的改革が實施され從來の四省を十省となし、地方機關として敏活適切な活動に便ならしめた。

地方制度改革の理由は從來の省公署は地方行政の最高機關で封建的政府を形成し舊軍閥の私的勢力の根據であつたといふこと、省區劃は政治的であつてそのまゝ行政區劃とするには廣きに失し、上は中央政令の傳達必ずしも萬全ならず、又、縣の指導も及び難いといふ缺點もあり、もう一つは滿洲國の成立に伴ふ異常な交通、通信網の發達並に政治、經濟、治安關係の變化が擧げられる。

新省制の概要を述べれば次の如くである。

### (イ) 組織

省公署の組織は舊省公署の組織と同様、總務、民政、警務、教育、實業の五廳からなり、舊省制に比して一層統制に留意し、總務廳を中核として各廳間の統制を計る爲各廳の管掌事項を明確ならしめ、更に地方事情並に事務の繁閑により、民政部大臣は省公署を指定し實業廳及教育廳は其の一を置かざることを得せしめ徒に形式に墮することを避けしめてゐる。

### (ロ) 權限

建國直後組織せられたる省公署が國家創草の際にしてその權限に關し充分な検討をなす餘裕がなく、爲に省長の專決並に委任の權限範圍極めて明確を缺いてゐたが、新制度に於いては中間機關として充分機能を發揮せしめるやうに改正を加へられた。即ち、官制上省長の權限の主なるものは人事、省令、出兵請求權等で、之等は一見規定上舊官制と大差がないやうではあるが、實質的には自ら差異がある。例へば人事に於いても薦任官（高等官）以上の任免權は中央で掌握してゐる。

。縣市の手續料、並に使用料の新設變更、縣市豫算各項の流用、豫算の査定其他縣の一時借入金等に關しては省長の認可を受けしむることとし、國內治安に關しても省長に或權限を與へて萬全を期してゐる。

### (ハ) 省の特質

省が日本の府縣等と最も異なる特殊の點は省は單に中間行政機關で財政上の自治權を有せぬ點であり、従つて其經費は總て國庫で支辨することになつてゐる。これは現在滿洲社會の産業經濟の發展段階並に教育の現況、民度等を考慮し更に省の課稅權を認めることは國民の負擔を益々加重させる懼れがあるので財政上の自治權を認むる如きは未だその時期でないといふ見地からである。

### 特別市及普通市

何れも法人で管内の一般行政を掌り、市民に對して課稅權を有する自治團體である。而して此の兩者は實質的には何等の差異はないが、只特別市にあつては直接民政部大臣及他部大臣の監督を承けるが、普通市にあつては第一次に所轄省長の監督を承け第二次に各部大臣の監督を承けるといふ相違があるのみである。現在特別市としては新京、哈爾濱の二市、普通市としては奉天、吉林、齊々哈爾の三市は康徳三年四月一日より市政を施行することになつた。

### 舊北滿特別區

北滿特別區は大同二年六月二十一日敕令第五二號を以て公布せられた北滿特別區公署官制に則り舊東省特別區を改組したものである。

該區は一八九六年帝制ロシアが極東經營の足場として東清鐵道を敷設した際鐵道附屬地として強制獲得したものであつて、東清鐵道會社に屬し、その土地に就ては一切の不動産税を免除さるゝと共に絶對的且つ排他的行政權を賦與されたものである。日露戰爭後即ち一九〇七年三月該鐵道會社内に民政部を設け附屬地一帯の行政(警察を含む)を司掌せしめた。



然るに中華民國は一九一七年ロシア革命勃發の混亂に乗じ、先づ實力を以て東支鐵道の守備權を、次いで警察權、行政權をも回收し東省特別區長官公署を設置し、附屬地の行政にあたらしめ、その他、露支協定（一九二四年）及奉露協定（一九二四年）によつて長官公署の組織及權限を改めると同時に東支鐵道の經營を露支折半とした。

建國以後我國は暫く從來の制度を踏襲したが、大同二年七月一日より新制度に改め康德三年一月一日を以て廢止され、舊帝制ロシアの東亞侵略の歴史的制度は解消された。

縣は市と共に現在滿洲國に於いて名實伴へる唯一の地方自治團體で縣政の刷新、其の充實は國家創草の始めから最も力を致した所で、諸舊弊の芟除、治安の整備、財政の確立或は民衆教化等の唯一の單位である。

即ち滿洲事變の勃發直後建國前一年十一月自治指導部が組織せられ治安の收拾、自治制度確立を目標として、天省二十數縣に指導員を派し縣に委員會組織の行政機關を設けた。翌十二月奉天省政府の確立と共に翌年一月暫行縣公署條例の制定を見たが、吉黒兩省は依然舊制度に據つてゐたため、大同元年七月教令第五十四號、縣官制、教令第五十五號自治縣制を公布し統制を計つたが、未だ實施の運びに至らず同年八月民政部訓令を以て各縣臨時改組辦法により、參事官、指導官、經理官の配置と相俟つて各縣公署の改組を命じたので現在に於ては各縣共に從來の縣公署と各局の分立は一元的に縣公署に統制包括せられ事務の運行は合理化せられ、他面豫算制度、會計制度の確立により舊來惡弊の根源であつた請負制度の撤廢と財務の公正とはほゞ所期の目的を達し縣政はその面目を一新した。

面積	最大縣	最小縣	全縣平均
漠河縣 (黑河省)	東興縣 (濱江省)		
四三、三一五平方杆	七九三平方杆		三、七八九平方杆

人口	遼陽縣 (奉天省)	鷓浦縣 (黑河省)	平均
八二三、八八二人	八二九人		五、三〇三人
營口縣 (奉天省)	遜河縣 (黑河省)		二〇二、一九六元
六五八、二五二元	一五、四〇四元		

省名稱、區域及省公署位置は次の如くである。

名稱	區域	省公署位置
吉林省	吉林市、長春、九臺、雙陽、伊通、德惠、農安、長嶺、乾安、扶餘、永吉、舒蘭、額穆、敦化、樺甸、磐石、榆樹及懷德各縣之區域	吉林市
龍江省	齊齊哈爾市、龍江、泰來、泰康、景星、甘南、富裕、林甸、依安、訥河、克山、明水、克東、拜泉、德都、嫩江、龍鎮、通北、大賚、突泉、安廣、鎮東、開通、瞻榆、洮南、洮安各縣之區域	齊齊哈爾市
黑河省	漠河、鷓浦、呼瑪、瑷珲、奇克、遜河、佛山及烏雲各縣之區域	黑河
三江省	方正、依蘭、勃利、寶清、饒河、撫遠、同江、富錦、樺川、通河、鳳山、湯原、羅北及綏濱各縣之區域	佳木斯
濱江省	阿城、賓、雙城、五常、珠河、葦河、延壽、東寧、寧安、穆稜、密山、虎林、呼蘭、巴彥、木蘭、肇東、肇州、蘭西、綏化、東興、安達、青岡、望奎、慶城、鐵驪、綏稜及海倫各縣之區域	哈爾濱特別市
間島省	延吉、汪清、和龍、琿春及安圖各縣之區域	延吉
安東省	安東、鳳城、岫巖、莊河、寬甸、桓仁、輯安、通化、臨江、長白及撫松各縣之區域	安東
奉天省	奉天市、遼陽、遼中、本溪、撫順、瀋陽、鐵嶺、開原、新民、法庫、康平、海城、營口、蓋平、復、興京、清原、西豐、昌圖、梨樹、雙山、遼源、海龍、輝南、金川、柳河、東豐、西安及濛江各縣之區域	奉天市
錦州省	錦、錦西、興城、綏中、義、北鎮、盤山、台安、黑山、彰武、朝陽及阜新各縣之區域	錦縣
熱河省	承德、灤平、豐寧、隆化、平泉、凌源、凌南、青龍、寧城、赤峰、圍場及建平各縣之區域	承德



族

蒙古に於ける唯一の政治單位は旗である。旗は一箇の自治行政區域であつて、其の名稱は清朝の建國に初つてゐる。清朝は其建國に當つて蒙古臣従の功勞に對し游牧地を與へ、八旗軍制に準じて部落に各々旗を組織せしめ酋長一名を旗長（札薩克）として旗民を以て兵に充て之を游牧旗としたのであるが、その後漢人の侵略と軍閥の壓迫擄取によつて漸次没落の過程を辿つたのであるが、我滿洲國の建國と共に、蒙古民族の特殊性に鑑み興安總署を設け、更に、康徳元年十二月地方制度の確立とともに、蒙政部の成立を見、東南西北の四省を二十七旗三縣及び省外蒙旗四旗に行政區域を劃分してゐる。この外制度上未だ規定を見てゐないが實際上の存在として地域的には縣政と交錯し、殆ど完全に近き蒙旗自治行政を行ひつゝあるもの熱河省に九旗、錦州省に二旗あり。

名稱	區	域	省公署位置
興安東省	喜札嘎爾、阿榮、莫力達瓦及巴彥各旗之區域		扎蘭屯
興安南省	庫倫（舊錫埒圖庫倫、舊喀爾喀左翼及舊唐古特喀爾喀各旗之區域）科爾沁左翼前、科爾沁左翼後、科爾沁左翼中、科爾沁右翼中、科爾沁右翼前、科爾沁右翼後、札賚特各旗及遙達縣之區域		王爺廟
興安西省	扎魯特左翼、扎魯特右翼、阿魯科爾沁、巴林左翼、巴林右翼、克什克騰、翁牛特左翼（由舊本旗區域中除烏丹城以西三十二牌及查干套海之區域）奈曼各旗及開魯、林西各縣之區域		大坂上
興安北省	索倫、新巴爾虎左翼、新巴爾虎右翼、陳巴爾虎、額爾克納左翼及額爾克納右翼各旗之區域		海拉爾

縣旗參事官制度

縣參事官は縣長を輔佐し縣行政の機務に參劃し及其の命を承け事務を掌るもので縣長の輔佐機關たると同時に縣政の指導機關である重大任務を持つてゐる。縣參事官制度は自治指導部の自治指導員を嚆矢とし、原則として日系官吏を以て之にあて、建國の理想の擴充實踐の使命を帯び挺身その聖業にあつてゐる。自治指導員派遣當時は二十一縣であつたが現在には殆ど全國各縣旗に配置されてゐる。

官公吏

康徳二年三月一日現在の官吏の數は次の如くである。

中地合	特任官	簡任官	薦任官	委任官	計
中央	二二三	一〇二二	八二七	三、七〇〇	四、六五二
地方	四	四七	四七三	一、六一七	二、一四一
合計	二七	一四九	一、三〇〇	五、三二七	六、七九三

第二節 軍事

第一陸軍

建國當初舊軍閥の敗殘兵は各地に蠢動し、治安攪亂を續け無辜の民はその強壓下に呻吟し、治安の確保維持は一日も緩うすることが出来なかつたので、建國と同時に我國軍は建軍されたのである。即ち、大同元年三月九日軍政部の官制の發布と共に陸海軍條例制定され、陸海軍に關する軍令茲に定まり、軍政部は中央統軍の機關として地方軍隊を一律に中央機



關に隸屬統合せしめ、軍閥の私兵より我國の干城としての國軍たる精神を扶植するに至つた。建軍當時の編成は、奉天、吉林、黑龍江の各省警備司令部を設け、洮遼地方には洮遼警備司令部、海軍は江防艦隊司令部を設け執政（現皇帝）の統率の下に陸軍は各警備司令官、海軍は江防艦隊司令官が直隸し各警備擔任區域を規定せられ何れもその掌握する軍隊を以て警備區域の治安確保に任じたのである。

國軍はかくして建軍せられたが當時は軍閥の手兵であり素質極めて劣悪であつた。然し日本人軍事顧問の献身的努力と國軍幹部の精進により漸次組織は整備され、素質は向上し、全く面目を一新するに至つた。國軍の發展過程は次の如くである。

(一) 整備第一期時代 (自大同元年三月至大同二年四月)

この時代は反滿兵匪の討滅に専念する一方各種の軍事機關を創設した時代である。

此の期間中最も力を注いだものは給與の改善と軍心の安定とである。即ち士兵に給料不渡の舊弊を防ぐために經理官養成部を設け、優秀なる經理官を養成して各軍に配置し、軍隊の經費は總て國庫經費に依つて支辨する事を徹底せしめた。又優秀なる幹部を養成し、又幹部を再教育して國軍精神を扶植する爲奉天に中央訓練處を設けた。

(二) 整備第二期時代 (自大同二年五月至康德元年三月)

熱河肅清の一段落と共に整備第一期時代を終へた國軍は外には匪賊討伐の實力養成に着眼すると共に適當なる改編及軍事機關の新設及既設機關の充實に力を注ぎ整備第三期の完成の基礎を爲す最も重要な時期となつたのである。この期間に行はれた主なるものは熱河省警備軍の新設、警備擔任區域の變更、第一次各軍編成の改正、馬政局設置、憲兵養成機關の開設、通信手養成機關の開設興安西警備軍の新設等である。

國軍の士氣を振起させた行事として侍從武官部隊慰問使派遣であつて、執政の派遣されたる慰問使節は親しく第一線軍

隊の勞苦を憐ふところがあつた。又、大同二年九月一日新京竝に全國各省一齊に慰靈祭が行はれ、建國以來國難に殉じた幾多軍警將兵の英靈を祀つた。

(三) 整軍時代

建國二箇年早くも諸制度の整備を見、兵匪も急激に減少し、王道の光邊境に及び、大同三年三月、帝制實施せられ國軍は皇帝に親率せらるゝの光榮に振ひ立ち、國防の重大責務を負擔する自覺を持つに至つた。

即ち、帝制の實施とともに宣誓式の制度、軍人誓文八箇條の制定、軍人勅諭の下賜、軍旗親授、功臣第一次敘勳、大典觀兵式舉行、第一次全軍改編、陸海軍條令改正、皇帝御親裁特別大演習實施、特命檢閱實施等である。

軍政本部では前張大臣が組閣の大命を拜するや、現干芷山上將が軍政部大臣に親任し、次長は李盛唐中將襲ひ、各軍管區及び司令官は次の如く改められた。

第一軍管區 (奉天)	司令官	上將 于 琛	副官
第二軍管區 (吉林)	同	上將 吉 興	
第三軍管區 (チ、ハル)	同	中將 張 文	鑄
第四軍管區 (ハルビン)	同	中將 郭 恩	霖
第五軍管區 (承德)	同	中將 王 靜	修

康德三年七月一日より第六軍管區(牡丹江)が新設され王殿忠中將が司令官に任命された。

興安東省警備軍を合併し興安第一警備軍を編成し、興安西南省の警備軍を合併し興安第二警備軍としたが、康德三年六月より更に各省警備軍に還元した。又、興安西東南北省の各騎兵團を改組し、それら第一、第二、第三、第四の旅團を編成し蒙古子弟を養成し興安軍の中堅幹部たらしむる興安軍官學校が興安南省王爺廟に設立され既に第一回の卒業生





を出した。

## 第二海軍

康德元年十一月二十一日軍令第八號を以て江防艦隊令公布せられ、江防艦隊の編制、司令官以下の任務を規定した。江防艦隊の編成は十五隻の最新式砲艦よりなり、司令部を哈爾濱市に置き、松花江、黒龍江、烏蘇里江の警備に任じてゐる。康德二年九月九日哈爾濱に於て大典紀念觀艦式が盛大に行はれた。

## 第三節 外交

### 第一概説

我が外交關係を一瞥するに曩に盟邦日本帝國の承認に次ぎ中米サルバドル共和國の承認、更に羅馬法王廳の滿洲國布教區獨立承認を見、隣邦蘇聯共和國との懸案たる北鐵讓受交渉は友邦日本の絶大な援助により交渉成立、康德二年三月二十三日正式調印を了し、多年滿蘇間に横はつてゐた難問題を解決した。また去る大同二年一月我政府の提議によつて交渉を開始した滿獨爲替交換協定は最近に至り獨逸政府の萬國郵便爲替約條の精神に基いた誠意ある同意によつて圓滿に成立し、康德三年十月一日より實施することになつた。

康德二年五月南全權大使と張外交部大臣との間に「圖們國境を通過する列車運轉及稅關手續簡捷に關する協定」を締結したが、將來北鮮經由日滿兩國間交通貿易上の關係は一層密度を加へ、日滿鮮交通上の一新紀元を劃するに至つた。支那との關係は康德元年七月通郵通車問題の圓滿解決により滿支兩國間の交通は概ね舊態に復歸した。

康德二年七月十五日友邦日本と日滿經濟共同委員會設置の協定を行ひ、日滿不可分關係を一層明徴にしたが、日本は康德二年八月九日の閣議に於て進んで治外法權を撤廢し、滿鐵附屬地行政權の調整乃至委讓を行ふことを決定し、外務當局



外交部



北鐵讓協定文調印  
(康德二年三月廿三日於日本外務省)

(於朝鮮總督府於  
康德二年五月廿六日)

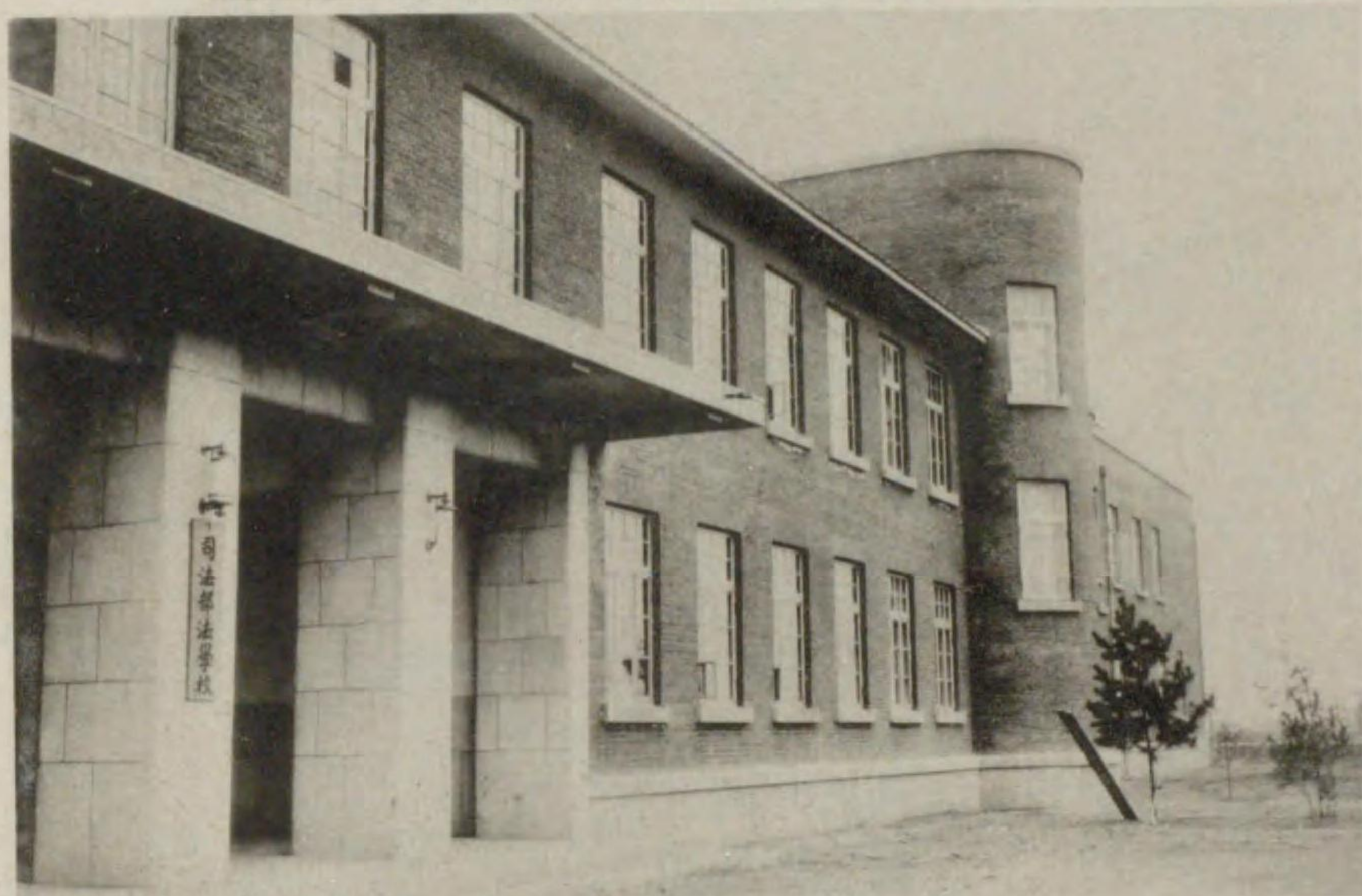


日滿關稅協定細目調印





司法部



司法部法學校



首都警察廳

よりその旨の発表があつた。越へて康徳三年六月十日治外法權一部撤廢に關する日滿條約が締結され、同年七月一日より實施されるに至つた。  
建國以來の外交關係經過の概要は次の如くである。

## 第二 對外一般方針

我國は建國を宣言し新國家を創建するや直ちに我國の對外方針を左の如く闡明し、新國家として列國の承認を求むる爲め大同元年三月十二日謝外交部總長の名を以て十七箇國の外務大臣に通告を發した。

- 一、信義ヲ尊重シ事ノ大小ヲ論セス總テ和睦親善ノ主義ニ基キ之ヲ處理シ以テ國際平和ノ維持増進ヲ圖ル
  - 二、國際間ノ信義ヲ尊重シ國際法規及慣例ヲ遵守ス
  - 三、中華民國ノ各國ニ對シテ有スル條約上ノ義務中國際法及國際慣例ニ照シ新國家ニ於テ當然繼承スヘキモノハ直ニ之ヲ繼承シ誠意ヲ以テ之ヲ履行ス
  - 四、外國人ノ滿洲國領土内ニ有スル既得權利ヲ侵害スルコトナキハ勿論其生命財産ニ對シテ當然之ヲ保護ス
  - 五、外國人ノ滿洲國ニ來住セントスル者ハ均シク之ヲ歡迎シ各民族ニ對シテ平等公正ナル待遇ヲ與フ
  - 六、各國トノ通商貿易ハ努メテ之ヲ容易ナラシメ以テ世界經濟ノ發展ニ貢獻ス
  - 七、門戶開放主義ヲ遵守シ外國人ノ滿洲國ニ於ケル經濟活動ニ對シテ便宜ヲ與フ
- 以上ノ諸原則ハ乃チ滿洲國建設ノ趣旨ナリ。
- 滿洲事變勃發後即ち一九三一年十二月十日巴里に開かれた國際聯盟はその總會の決議に基き所謂リットン調査團を入滿



せしめ、その報告書に基き、大同二年二月二十四日、我國不承認を含む報告書を四十二對一を以て採擇し、我國の存立を否認するに至つたため、我國を極力支持し來つた友邦日本帝國は大同二年三月二十七日遂に聯盟に脱退の通告を發するに至つた。

而して我國は理不盡なる一聯の國際聯盟加盟國の態度に拘らず既定の外交方針に基き列國に對し親善關係を樹立し、通商貿易上圓滿なる關係を設定すると共に治外法權撤廢等の國家主權に對する制限的諸制度改廢に向つて國內法制及び之れが運用機關の整備に急いでゐる。

### 第三 對日本關係

友邦日本國は吾國の獨立を尊重し、その健全なる發達を促すは東洋永遠の平和を維持し世界平和を維持する所以なりとの確信を以て大同元年九月十五日友邦輿論の絶對的支持により敢然列國に先立つて吾國を承認し、新京に於いて武藤全權と鄭國務總理との間に日滿議定書の調印が行はれ、茲に日滿兩國は極東平和の爲め共同防衛の盟約を締結するに至つた。日滿議定書は即ち次の如くである。

#### 日滿議定書

日本國ハ滿洲國カ其住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタルニ因リ  
滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ヘキ限り之ヲ尊重スヘキコトヲ宣言セルニ因リ日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善鄰ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センカ爲左ノ如ク協定セリ

一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セサル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國臣民カ從來ノ日支間ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スヘシ

二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルヘキコトヲ約ス之カ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ效力ヲ生スヘシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤 信 義

滿洲國國務總理 鄭 孝 胥

#### 日滿親善特使の來往

建國以來の對日關係は日に敦厚を加へてゐるが日滿ブロックを強化すべき工作が日を追ふて進められてゐることは兩國の爲慶賀すべきである。我國は即位式直後三月二十日鄭國務總理大臣及熙財政部大臣を修聘特使として友邦日本に派遣し友邦の情誼に對し感謝の微衷を表明した。

而して康徳元年六月日本 天皇陛下は皇弟秩父宮殿下を御名代として我國に御派遣の上我 皇帝陛下に對し御詔書及び



最高の勳章を捧呈遊ばされ兩國最高儀禮の御交換が行はれ日滿の關係は益々親教を加ふるに至つた。

康德二年四月 皇帝陛下には親しく萬里の波濤を越えさせられ友邦日本 皇室を御訪問の上積慕を伸べさせられたことは東亞國交史上特筆大書すべき事であつて、之れによつて日滿關係は永遠に堅く結ばれたものである。

#### 治外法權一部撤廢に關する日滿條約の締結

友邦日本は昭和十年(康德二年)八月九日の閣議決定の方針に基き多年享有した治外法權を撤廢することになり、第一次的措置としてその一部を撤廢することになつた。右に關する日滿條約即ち滿洲國に於ける日本國臣民の居住及滿洲國の課税等に關する日本國滿洲國間條約が昭和十一年(康德三年六月)十日新京外交部に於て、植田全權大使、張外交部大臣によつて調印された。該條約は條約、附屬協定及事項より成つてゐる。即ち日本國民が帝國全領域に於て自由に居住往來し農工業を始め公私一切の職業に従事することを得せしめたること及土地所有權等に關する一切の權利を享有せしめたること及日本國臣民に對し帝國の課税、産業其他に關する行政法令を適用することを定めたものである。然して右條約は同年七月一日から施行されてゐる。

#### 工業所有權保護協定

我國では工業所有權保護法を公布し工業所有權の保護をなしてゐるが、日滿の不可分一體の國策に基き工業所有權相互保護を確保せんが爲昭和十一年(康德三年)六月二十九日植田大使張外交部大臣の間に工業所有權保護協定が調印された該協定は「締約國の一方の臣民は法定の手續を履行する時は他方の領域に於て發明特許實用新案意匠及び商標につき内國臣民と同一の保護を受け、發明特許の出願又は實用新案意匠若くは商標の登録出願を公式になしたるもの又はその承繼人は他方につき出願をなせば優先權を共有し」得ると云ふことなどが定められてゐる。

#### 第四 對蘇聯國關係

蘇聯は我が接壤國であつて彼我の關係は對日支關係と相並んで最も密接複雑である。従つて我方としても出来る限り積極的工作を進め大同元年度には武市及チタに領事館を設置し、近く一二箇所總領事館を新設する計畫である。

大同二年六月以降日本の仲介により北鐵權益買収交渉會議を東京に開催し、幾多の紆餘曲折を経たる後康德二年一月兩國意見合致し、同じく三月二十三日協定成立正式調印を了し、多年滿蘇兩國間の痛であつた北鐵問題は圓滿に解決した。又、康德元年九月黑河に於て滿蘇兩國委員の間に水路協定を調印した。かく兩國の間に外交關係の増進に努めてゐるが、まだ幾多解決を要する問題が残つてゐるので我國としては蘇聯の誠意ある善鄰の誼に依り、友好を敦くせんことを冀求してゐる。

#### 第五 對其他諸國關係

其他歐米諸國は勿論アジアの諸國に於いても、聯盟決議の對滿不承認主義に遵據し、吾國を承認せざるのみならず、承認と解せらるゝが如き措置は努めて回避しつゝある状態であるが、一方我國は建國以來、愈々健全なる發達を遂げつゝある實相に就いて何時までも目を掩ふことが出来ず漸次我實相を認識し、歐米識者間に承認を主張するものが擡頭して來てゐる。特に康德元年十月來滿した英國の産業視察團の如きは完全にリットン報告書を覆してゐる。又ドイツが前述の如く、事實的に我國を承認し爲替交換の條約を締結し、又滿獨通商協定の成立を見たるが如く、各國の對滿政策は改新されつゝある。従つて投資問題、商權保護其他實際的諸問題に對しては、從來に於ける態度を緩和して我方に接近を計畫してゐるものが相當にあるであらうと豫想される。目下未承認諸國と我國との間には正式の外交關係はないが、是等諸國の國民と



雖も吾國內に旅行、在留事業經營、財産所有等の權利を享有し、又貿易關係を進め居るものが相當多數であるから是等國民に對する涉外事項は當國各方面に發生してゐる。他方未承認諸國で建國以前より領事を本邦各地に駐在させて來たものは今日も引き續き駐させ出入國取締、旅券査證、不良外國人入國阻止及追及、飛行許可、生命財産保護、課税、舊軍閥に對する債權整理、教會及教師の取扱、對滿投資通商貿易等に關する事項等を管掌してゐる。

曩に我國と爲替の交換を開始した獨逸との關係は良好に赴きつゝあつたが滿獨貿易の調整を圖るために康徳二年末獨逸經濟使節の來滿を期として貿易協定締結に關する折衝を續け、康徳三年四月三十日正午日本外務省に於て滿洲國代表謝駐日大使と獨逸代表キープ博士との間に正式調印が締結された。右協定の趣旨は滿獨間貿易に従事せる商社に新規便益を供與し、滿獨間の貿易増進を目的とするものであつて、康徳三年六月一日から實施された。

之れが爲に彼我國はそれ〴〵駐在商務官を置くことに決定、我國よりは加藤日吉氏が赴任した。

#### 第六 帝制實施に關する對外聲明

康徳元年三月一日帝制實施に際し吾國は謝外交部大臣の名によつて左の如き對外聲明書を發表した。

滿洲帝國皇帝ハ天ニ順ヒ人ニ應シ康徳元年三月一日新京ニ於テ

皇帝ノ位ニ即カセラル本大臣ハ謹テ即位ノ正義ヲ左ニ鄭重聲明ス

我滿洲帝國三千餘萬ノ人民ハ大同元年ニ於テ軍閥顛覆ノ餘ニ乘シ暴政ヲ脫離シ獨立ヲ宣告ス 隣邦日本帝國ハ東亞ノ和平ヲ保全スル爲其ノ善意ニ基キ力メテ援助ヲ與ヘ我滿洲ヲシテ完全ナル獨立ノ國タラシメタリ是年三月十二日日本大臣ハ會テ外交總長ノ名義ヲ以テ正式ニ各國ニ通告ス

今ニ至ル既ニ兩載ノ久ヲ經有スル建國ノ方略ハ世界立國ノ基本原則ニ依據シ漸ヲ逐フテ推行シ一切ノ規畫制度燦然トシ

テ大イニ備ハル

是ヲ以テ兩稔ノ中勞來安集シ民其ノ業ヲ樂ミ雨晴時ニ應シ人和シ年豐ナリ茲ニ各省區市ノ民衆ハ天意ノ表現ニ基キ切ニ君有ルヲ望ミ一致勸進ス 此ノ國基日ニ鞏固ヲ臻スニ當リ允ニ宜ク名ヲ正シ分ヲ定メ永ク國體ヲ定メ大イニ宏圖ヲ啓キ以テ東方新興ノ王道國家ノ基礎ヲ固ムルハ亦實ニ東亞ノ和平ヲ維繫スル惟一ノ要圖ト爲ス願ミルニ我滿洲帝國

皇帝ハ天ヲ奉シ運ヲ承ケ滿洲帝國ヲ新創シ而シテ第一代ノ皇帝トナル自ラ清國ノ復辟ト迥然同シカラス

且中華民國ノ國民ト毫モ猜嫌ノ意味ナシ我滿洲帝國ハ惟當ニ我疆土ヲ固メ我黎民ヲ保チ新組織法竝ニ將來ノ憲章ニ準據シ勵精治ヲ圖リ以テ王道ノ樂土ヲ完成シ以テ東亞ノ和平ヲ維持スヘシ過クル大同元年三月十二日正式通告ノ外交宣言ハ新滿洲帝國仍ホ當ニ努力履行シ信義ヲ渝ユル無ク天命ヲ尊ヒ以テ民心ヲ安ンシ四海昇平ノ慶ヲ頌シ干戈ヲ化シテ玉帛ト爲シ萬邦協和ノ章ヲ歌ハントス忝シク

大典ニ逢ヒ特ニ茲ニ聲明ス

右の通告に對してサルバドル、土耳其、リベリア、リトアニア、ドミニカ、ネパール、ボリビアの諸國及羅馬法王より鄭重な通電があり、次いで五月十九日附を以て中米サルバドルは吾國を承認するに至つた。

かくして國際聯盟の不承認主義は嚴然たる事實の前には崩壊せざるを得ないことを證據立てたのである。

### 第四節 司法

#### 第一 概説

我國主權に對する制限的制度である治外法權の速かなる撤廢は我國建國以來の希望であつたので、これが爲に先づ自ら之に對する充分な準備を整ふることが必要であるから司法部當局は司法制度の改善に鋭意努力して來たのである。既に法



制の整備、裁判機關の改善、司法警察及檢察制度の確立、行刑制度の改善等に對する大綱を定め、その實行に着手した。又一方法官の素質向上を圖り、既に優秀な日本法官を招聘してその指導にあらしめると共に法官の養成機關たる司法部法學校を設立し、王道國家に即した法學教育を施し、優秀な法官を養成し、法治國としての基礎を確立せしめんとする。

建國以來司法整備工作の重點を、從來の如く司法權が行政權の壓迫を蒙り歪曲されるを防ぎ、法の尊嚴を保たしめることに置き、行政權の羈絆より脱せしめ、以て完全なる獨立を企圖した結果、分庭以上に於いて完全にこの目的を達成し得たが、司法公署、兼理司法公署に於てはその特殊の制度を改正せざる限り如何ともする能はざる状態にあることは頗る遺憾である。

次に軍閥時代の弊風たる司法官輕視を改め司法官の生活を保障するとともに他面彼等の罪惡に對しては容赦なく之を剔抉し革正の實をあげ以て民衆の法に對する信頼を深めしめるに努めた。この目的で地方司法職員分庭以上の委任官の俸給是正を斷行したのである。

康徳三年一月勅令第一號を以て法院組織法が公布され、同施行法も同年五月公布された。法院組織法及同施行法は治外法權撤廢を前にしての劃期的の改革といふべく、愈々七月一日より實施されることになつた。

法院組織法の公布と共に法院の管轄區域も大體省行政區域と併行するやうに改變された。即ち次の如くである。

(一) 高等法院

新名稱	舊名稱	新區域	舊區域
奉天高等法院	同	上	奉天、安東、安東、奉天、錦州、龍江(一部)
吉林高等法院	同	上	吉林、間島、吉林、間島、濱江(一部)、三江(一部)

齊々哈爾高等法院 黑龍江高等法院  
 哈爾濱高等法院 特區高等法院  
 錦州高等法院 熱河高等法院

龍江、黑河 龍江、黑河、濱江(一部)、三江(一部)  
 濱江、三江 濱洲線、舊特區  
 錦州、熱河 熱河

(二) 高等法院分院

黑龍江高等法院綏化分院は之を廢止し地方法院のみとす。吉林高等法院依蘭分院はハルビン高等法院管轄内に編入。奉天高等法院通化分院はこれを廢止して安東に移轉。

(三) 地方法院 從來のまゝとする。

(四) 區法院 地方法院の存置する所には必ず設置し區法院の數は激増する豫定。

法院組織法施行法公布と同時に司法考試令、書記官考試令、執行官考試令の三考試令及び法官考選委員會官制等が公布され、法治國滿洲國の躍進が着々實現されつゝある。

第二 審判制度の沿革

我が國に於ける現行司法制度は、建國直後に發令された教令第三號によつて、中華民國の制度をその儘採用したものである。元來この現行司法制度は清朝末期の制度に多少の改廢を加へて今日に至つたもので、形式的には略々その體を爲してゐるが、法令其他の内容については不完全で、運用上困難な點が多い。

清朝末期に於ける普通審判機關に於ては既に四級三審制を採用してゐたがその後現行制度の直接の祖を爲す光緒三十二年に行はれた大改革によつて公布された大理院審判編制法である。これによつて各級審判廳の構成及權限が初めて確定し、大理院、高等審判廳、地方審判廳、卿讞局による現在の四級三審制度が確立された。



次いで宣統二年一月、此の大理院審制編制法を基礎として更に細部に互り規定せられた法院編制法なるものが新に公布せられた。今日仍ほ援用せられつゝある法院編制法は即ちこれに數度の修正を加へたものであつて、就中、民國三年、時の大總統袁世凱によつて行はれた初級廳（卿獄局）の廢止はその著しいものである。但し、初級廳の事物の管轄に屬する案件は地方廳に新に簡易庭を設けて審理すること、規定せられたので、審級の關係に於いては何等異るところはない。又我國に於いて現在援用中の各種法令は中華民國時代過去十數年に互り數次に分つて公布されたものである。

### 第三 司法機關

我國の司法機關行政裁判の機構は左の系統表の如くである。

#### (イ) 最高法院

新法院組織法によれば法院は區、地方、高等、最高の法院の四級に分れてゐる。

最高法院は日本の大審院に該當する最高審判機關で、地方管轄案件の第三審、高等法院の決定又は命令に服せず抗告したる案件、並に法令により、最高法院の特別權限に屬する案件を五人の推事（内一名は庭長）を以て合議庭に於て審理することになつてゐる。

#### (ロ) 高等法院及高等法院分院

高等法院は、日本の控訴院に該當し、内亂罪、外患罪、國交妨害罪、暫行懲治叛徒法の罪の第一審、地方管轄案件の第二審、初級管轄案件の第三審及暫行懲治盜匪法の核准、提審、覆判を掌り、審理に際しては、三人の推事（内一名は庭長）を以て組織する合議庭に於て行ふが、第三審の審理に際しては、臨時に五人の推事を以て合議庭を組織することもある。

高等法院分院は、概ね地理的關係によつて設けられ、交通不便の地方を管轄區域とし、其の權限も亦高等法院と略ぼ同様であるが、只奉天高等法院分院を除く他の分院は、初級管轄案件の第三審を取扱はない。

#### (ハ) 地方法院

地方法院は日本の地方裁判所に該當する。従來の地方法院は折衷制の裁判機關で、その事物の管轄は日本の區裁判所の事件も併せ管轄したものであつたが、新に公布された法院組織法によれば従來の折衷制を廢止して地方法院の事物管轄を民事訴訟事件として（一）區法院の管轄に屬せざる訴訟事件、（二）破産事件の第一審。刑事訴訟事件としては（一）死刑無期又は短期一箇年以上の有期徒刑に當る件、（二）前號の外徒刑以上の刑に當り且情節繁雜なる事件の第一審を管轄する。（二）區法院の判決に對する控訴事件、（三）區法院の判決以外の裁判に對する抗告事件（但高等法院に屬するものを除く）の第二審を掌る。裁判權は第一審事件に付ては單獨の審判官之を行使し第二審に付ては審判官三名（内一名庭長）の合議組織である。

#### (ニ) 區法院

従來區法院の事物は地方法院に於て管轄してゐたが、新法に於ては之れを分離し新に區法院制度を設けたものである。區法院の第一審は民事訴訟事件として（一）訴訟物の價格二千圓を超過せざる訴訟事件、（二）建物の賃貸借關係に基く訴訟事件を掌り、（三）占有權に基く訴訟事件を掌る。刑事訴訟事件としては「他の法院の管轄に屬せざる刑事訴訟事件の第一審」を管轄することになつてゐる。而して區法院の審判權は單獨の審判官により行使せられる。

#### (ホ) 檢察廳

檢察廳は従來最高、高等、地方の三級のみであつたが、新に區檢察廳を置くことになつた。檢察制度は民國初年各級審判廳に均しく檢察廳を併置し、更に京師に總檢察廳を置いて統轄したに初まる。其の後民國



十六年に至り、檢察制度に專設機關の必要なしといふ理由により、「裁撤各級檢察廳並改定檢察廳名稱會」なるものが公布せられ、従來の檢察廳は新たに檢察署（又は處）として法院に附置せしめられた。然るに滿洲國に於ては建國と同時に再び法院より分離せしめて廳名を稱するに至つたが刑事訴訟法及其他法令の定むるところに遵ひ捜査處分を實行し、公訴を提起し、公訴を實行し、判決の執行を監視し、並に司法警察を管理し、民事其他公共の利益又は風教に關する事件に對しては民事訴訟條例及其他の法令の定むるところに遵ひ訴訟當事人或は公益の代表者として特定の事項を實行するといふ點に於ては舊と些も異なるところはない。即ち檢察廳は法院に對し獨立してその職務を執行するものである。

又檢察廳の審級の關係並に事物の管轄は略ぼ法院と同様である。

#### (ハ) 縣司法公署

縣司法公署は民國六年五月公布の「縣司法公署組織章程」に依り兼理司法縣公署と法院との組織並に手續を折衷して設けられたものである。故にその組織及手續の一部は法院制により一部は兼理司法縣公署の制度に依據してゐる。

縣司法公署は法院の設置なき縣の縣公署内に設けられ、審判事務は審判官により檢察事務は縣長又は檢察員により初終及地方管轄案件の第一審を審理し、審判事務に關しては審判官に於て總ての責任を負ひ、檢察事務に關しては縣長に於て責任を負ふことになつてゐる。

而して其の判決、決定又は命令に對しては其の審理した事件が初級管轄に屬するものか、又は地方管轄に屬するものかによつて上訴法院となり、或は高等法院となる。

#### (ト) 兼理司法縣公署

兼理司法縣公署は「縣知事兼理司法事務暫行條例」により、法院設置前に於ける過渡的辦法として地方法院、地方分庭、又は縣司法公署の設けなき各縣の縣公署内に置き、縣知事に委任して初級及地方の兩管轄の第一審を審理してゐる。尙ほ

兼理司法縣公署には承審員の設けあり、縣知事の監督を受けて審判事務を助理してゐる。

但し兼理司法縣公署に於て審判した地方管轄の刑事案件は上訴の提起なき時と雖もその判決を所管高等法院又は分院に送致して覆判に供し、高等法院又は分院は右判決に對し覆判の必要ありと認めたる時は原審縣公署又は指定推事に命じて覆審せしめ、或は提審を命ずる特則を規定してゐる。

#### (チ) 承 審 處

承審處は熱河省内のそれと吉林省内のそれとは全然別箇のものである。熱河省内の各縣承審處は「熱河省各縣承審處暫行規定」により各縣の縣公署内に設置され、審判事務は承審員により、檢察事務は縣長によつて兼理せられてゐる。

又吉林省に於ける承審處は地勢、交通其他事件の關係等により既に一つの司法機關を有する縣内の一區域に便宜的に承審員を派遣して該地域に於ける裁判事務を處理せしめてゐるものである。

#### (リ) 蒙古に於ける審判機關

従前は大清會典理藩院則例其他諸法典の定むるところに遵ひ、第一審は扎薩克、第二審は盟長、第三審は理藩部に於て審理する規定であつたが、大同二年十月五日、敕令第八十一號により「興安省處理司法事務暫行辦法」が公布せられ、地方法院の所管に屬する案件は旗公署又は縣公署に於て、高等法院の所轄に屬するものは分省公署に於て、終審は最高法院に於て、それ／＼審理することゝなつた。而してその審理に際しては旗公署に於ては縣長又は旗長を以てする審判官によつて、分省公署に於ては分省長を庭長とする理事官及司法事務官よりなる合議庭に於て行はれ、檢察事務は興安警察局警正一名によつて執行することに規定せられてゐる。

#### (ヌ) 監獄及看守所

監獄は既決犯を收容し、看守所は未決犯を收容する。而して監獄看守所共に新舊の區別あり、新監獄は「前清法部籌備



清單」によつて建設されたものを言ひ、然らざるものを舊監獄と指稱してゐるが、看守所に於ける新舊呼稱の法的根據は審かでない。只だ各檢察廳及分庭に附設せられたものを新看守所と稱してゐる。

監獄の監督は監獄規則第一條により司法部の直轄となつてゐるが、監獄官制第一條により高等檢察廳長にその監督を委任し、新監獄には典獄長を置き、舊監獄には管獄員を置き、その所管事務を總括せしめてゐるが、舊監獄管獄員の多くは專任者を置かず縣長によつて代行せられてゐる。

又看守所は看守所暫行規則第三條により高等法院長の監督下に置かれ、高等法院長は更に高等法院分院長、地方法院長等に委任監督せしめ得ることになつてゐるが、滿洲國に於ては檢察廳の分離により其の監督權は高等檢察廳長に移され、高等檢察廳長は更に此の監督權を地方司法機關の檢察部分に委託してゐる。

而して新看守所には所長を置き、舊看守所は所管によつて管理せられてゐるが、吉黑兩省の如く監獄と監守所を併設して監所と稱してゐる箇所に於ては所管を置かず管獄員をして兼務せしめてゐる。

### 第四 領事裁判權撤廢を目的とする各種の施設

#### (イ) 司法權の獨立

司法權は舊軍閥時代は屢々行政權の不當な壓迫を蒙り歪曲され勝ちで爲に民衆は法の尊嚴を知らなかつた。これ一に司法官の適材のなかつた爲である。こゝに見るところあり、司法部當局は建國以來、司法權の獨立に工作の重點を指向し、銳意改革にあつてゐる。之れが爲に、先づ、人材の吸收につとめ、司法官の身分を保障し、待遇の改善を計り、着々その實を擧げてゐる。

#### (ロ) 日系司法官の任用

從來の滿人司法官の素質向上を計るとともに、新人起用を計畫中であるが、法の發動行使は一日も緩うることが出來ぬ事情にあるので現在の司法官に優秀なる指導者を附し、王道政治の實を擧げねばならぬ必要に迫られ、この情勢に應ずる爲、先進日本の司法官を招聘することになつた。

友邦日本は明治維新以後七十年の歳月を閲してゐるにすぎないが、その當初にあつては、對外關係に於て、恰も現在の滿洲國と同様の地位に置かれてゐたにも拘らず、三十年足らずの歳月を以て完全に治外法權の撤廢に成功してゐる。然るに中華民國は如何、鴉片戰爭以後既に百年の歳月を閲してゐるに拘らず何等の見べき成果をも有しない。我國はこの結果に鑑みるところあり、先づ先進國たる日本より學殖經驗ともに豊富なる現任司法官を任用し各主要地の法院檢察廳に配置し、現地に於て直接誘掖指導の任に當らしむることにした。康徳二年十一月現在日系司法官配置は次の如くである。

院 廳 名	庭 長	推 事	檢 察 官	書 記 官	繙 譯 官	計
最高法院檢察廳	—	—	—	—	—	—
奉天高等法院檢察廳	—	—	—	—	—	—
吉林高等法院檢察廳	—	—	—	—	—	—
北滿特別區 同	—	—	—	—	—	—
黑 龍 江 同	—	—	—	—	—	—
熱 河 同	—	—	—	—	—	—
新 京 地方法院	—	—	—	—	—	—
瀋 陽 地方檢察廳	—	—	—	—	—	—
北滿特別區 同	—	—	—	—	—	—







(ト) 會計組織の改善

舊軍閥時代の請負制度の殘滓を完全に清掃し、明朗な會計制度を布くために建國以來多大の努力を拂ひ、會計事務を完全中央の統制の下に統一し、中央集權主義の實をあげ、會計事務の公正なる運用を期するため、新に支出官制度を設け、康徳元年七月より實施し、舊來の惡弊である上官と會計係との因果關係を完全に遮斷した。右の如く我國の司法制度は治外法權撤廢を前にして着々整備されつゝある。

第五節 警務行政

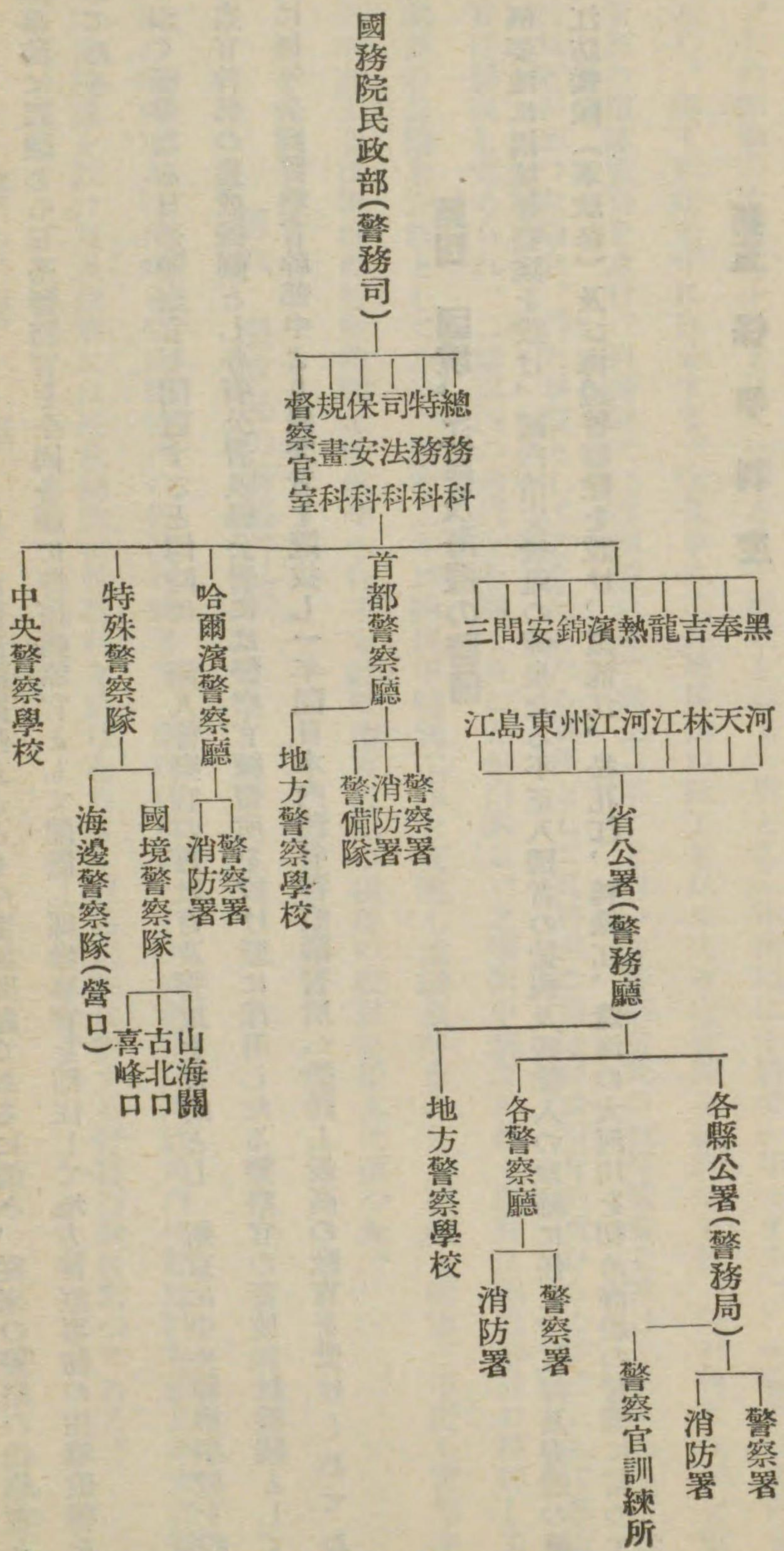
第一概 說

司法制度の改善と相並んで警務機構の改革と警務行政の改善とは治外法權撤廢を前にした我國にとつては刻下の急務である。我國は建國以來、警務行政の確立に努力し、舊軍閥時代の警察制度の弊を矯め、中央行政組織の確立とともに、中央集權主義に基き全般的警察組織の改革統制を行つた。

第二 警察機關

全國（興安四省を除く）の警察事務は中央にあつては民政部大臣掌理の下に警務司に於て之を管掌し、地方に在つては警務廳、警察廳、警務局、警察署等を設置し遺漏なきを期してゐる。康徳二年十月末日現在にて警察職員數は總數八萬二千四百九十四名にして内日系警察官は三千二百三十二名である（但し各省警務廳職員及警務教育機關を含まず）警察系統圖は次の如くである。

滿洲國警察系統表（康徳三年十月末日現在）



備考

興安省内各縣は其の各管轄省公署を第一次監督機關とし民政部を第二次監督機關とす  
國境警察隊は康徳三年四月一日より其の隊所在地を管轄する省長に委任監督せしめつゝあり



### 第三 警察官の素質向上

舊軍閥時代の劣悪な警察官の素質の向上を圖るは警務機關確立とともに重要問題であるに鑑み、從來の警察の指導者として警察事務に經驗ある日系警務官を全國各縣に警務指導官として配置し縣參事官を輔佐して地方警察事務の指導改善を行はしめてゐる。

かくの如く優秀なる日系警察官を配置すると同時に、滿人警察官の再教育及養成を目的とし、新京に中央警察學校を設け全國警察官幹部の養成機關とし各省公署及縣公署には警察官練習所を設け新に採用したる警察官の養成訓練機關としてゐる。更に毎年全國警察官幹部中より優秀者を選抜し一年間日本内務省警察講習所へ委託し最高の教育を受けしめてゐる。

### 第四 國境、江岸及海邊の警備

國境の樞要地に國境警察隊を設け、國內治安擾亂の源泉たる不正入國者の監視及密輸入の取締に任じ、江岸及海邊の警備として江防艦隊（軍政部）及び海邊警察隊を設け、黑龍江、松花江、鴨綠江、遼河の大河川を初め海邊の警備に當つてゐる。

### 第五 保甲制度

治安對策として警察軍隊の外に我國の特殊事情に基き暫行保甲法を確立し自治警備に資してゐる。保甲法は、隣保友愛

を以て相依り、地方の康寧を保持、不測緊急の危害を防止し、警察の補助機關として地方の自衛自警に任ずるを目的としてゐる。此制度は大同二年十二月二十二日教令で發布せられ、大同三年一月より施行せられ興安省を除いた全地域に行はれてゐる。その組織の大要は十戸を以て一牌とし一村域を以て一甲とし（市街地は十牌で一甲とする）、一警察署管内を以て一保とし、要すれば若干に區分する。保及甲には其地居住の壯丁を以て夫々自衛團を組織せしめ、保甲牌には長を置いて警察署長の指揮監督を承け、自衛團には亦團總（保）團長（甲）を置いて警察署長の指揮監督を承けしめてゐる。一定の犯罪行為があつた場合、牌を單位として之を出したる責任として又將來の豫防警戒相互相戒むるの手段として各家長の連帶責任制度を定められ、二圓以内の懲罰金を課することが出来る。之等保甲制度に基く經費は義勇奉公の精神を主として各家長の負擔を立前としてゐる。康德二年以降保甲特別工作を實施し成績良好なので、引續き康德三年度も實施中であるが三年度よりは街村の行政機關に吸収せしむる方針で地方行政の根幹の役目を荷ふに至つた。

### 第六 蒙政部の警務行政

蒙古民族の特殊重要性に鑑み蒙政部管内の警務行政も亦、蒙政部に屬し、中央蒙政部民政司内に警務科を置き興安北省及南省には警務廳を設け東及西省には民政廳内に警務科を設けそれ／＼蒙古民族に對する警務行政に當つてゐる。

## 第六節 衛生

### 第一 概説



我國は國民一般に衛生思想乏しく醫療機關及各般の衛生施設亦頗る不完全であつた。從來舊軍閥時代は衛生施設として見るべきもの悉く外國人經營であつて、舊軍閥施政者は一般の衛生施設、衛生思想の普及に就いて何等施すところがなかつた。それが爲、滿洲は傳染病の猖獗屢々なるに鑑み、建國以來、衛生思想の普及向上と施設の充實改善に向つて努力してゐる。

## 第二 衛生行政機關

中央及び地方に於ける衛生行政機關は次の如し。

- (イ) 中央機關として民政部衛生司に於て衛生行政に關する各般の事務を管掌する。
- (ロ) 地方機關としては省公署の警務廳に衛生科又は保安科衛生股を置き、新京、哈爾濱兩特別市、北滿特別區、首都、哈爾濱兩警察廳等は何れも衛生科を置き衛生事務を處理してゐる。

## 第三 衛生施設

我國の衛生施設としては檢疫所、戒煙所、國立醫院、衛生技術廠、公醫等あり即ち左の如くである。

- (イ) 檢疫所 國境及海港に於ける檢疫を行ひ以て傳染病の防疫に任じ一方地方民衆の醫藥治療に任ずる。現在安東、營口、山海關、滿洲里、黑河、綏芬河の六地に設けてゐる。尙、古北口にも新設されることになつてゐる。
- (ロ) 戒煙所 阿片麻藥中毒者の矯正又は治療機關である、新京、吉林、奉天、齊々哈爾、承德の五箇所に之を設け更に哈爾濱、山海關、營口、安東、滿洲里の五箇所に同分所を設置し、尙近く錦州其他數箇所に新設する豫定である。

(ハ) 國立醫院 一般國內救療機關として設置したもので、同時に常時巡回診療班を各地に派遣し醫藥治療にあたつてゐる。現在國立醫院の所在地は吉林、哈爾濱、承徳の三箇所であるが、新京にも設置される豫定である。

(ニ) 衛生技術廠 防疫準備機關として設けたもので、新京に本廠を設け、哈爾濱に分廠がある。

(ホ) 公 醫 一般診療に従事する外傳染病の豫防、地方病の調査其他學校衛生公衆衛生、等に關する指導並衛生及醫事統計に關する調査等に従事する。公醫は先づ五箇年計畫の下に全國各縣に一名宛を配置するの方針で現在既に五十五箇所に配置済である。公醫には診療所並に諸機械器具を貸與し、前記一般業務の外貧民患者及行旅病者に對し治療を行ふものである。

## 第四 醫師養成機關

我國の開業醫(滿人)は大部分漢方醫で、その素質貧弱で醫師として認め難いものが甚だ多く、西洋醫學を修めたものの大部分は都市に居住し、地方に分布してゐない。この情勢に鑑み醫師、齒科醫、藥劑師、産婆等醫業従事者の素質向上と統制を圖る爲に醫師養成機關の充實と法規及取締規則等を制定することになつてゐる。

目下、我國にある醫師養成機關としては吉林醫學校、濱江醫學專門校の二校にすぎない。されば、民政部では文教部と協力し上記養成機關の内容充實を圖るとともに完備した官公立醫學校の新設を計畫し、新式醫學を修めたものを以て従來の漢方醫に替ふる方針である。

## 第五 戒煙制度

阿片制度を確立し國民を煙毒より救済することは建國精神に則する所以であり國家の隆替に關する緊急要件であることを





財政部



権運署



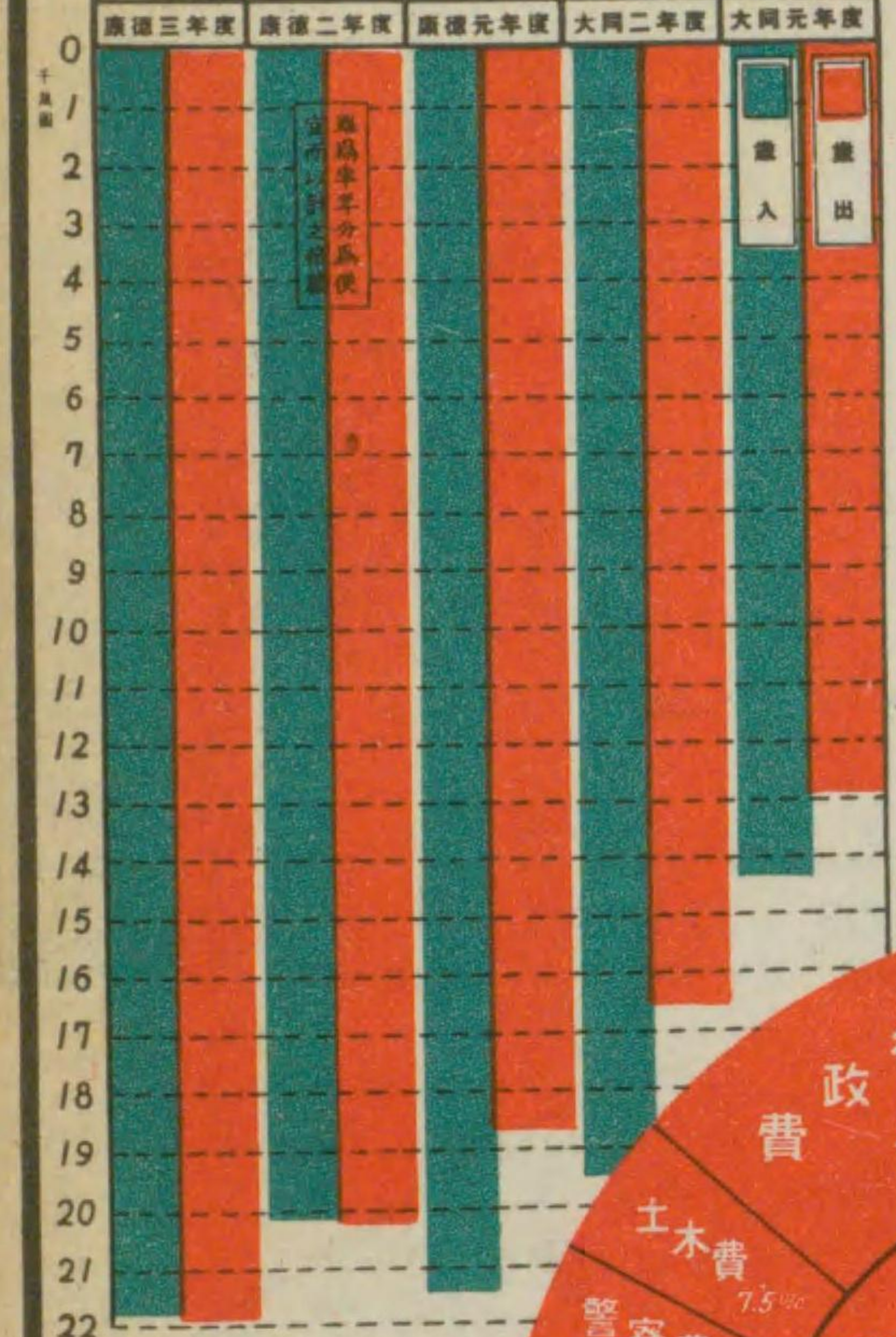
新京税捐局

痛感し、政府は大同元年十一月阿片法を制定公布した。その主旨は五十箇年を以て阿片麻薬中毒者を根絶せんとするもので、漸禁方針によつて此の目的を達せんとし戒煙所設置及阿片專賣によつて此の目的の貫徹を期してゐる。

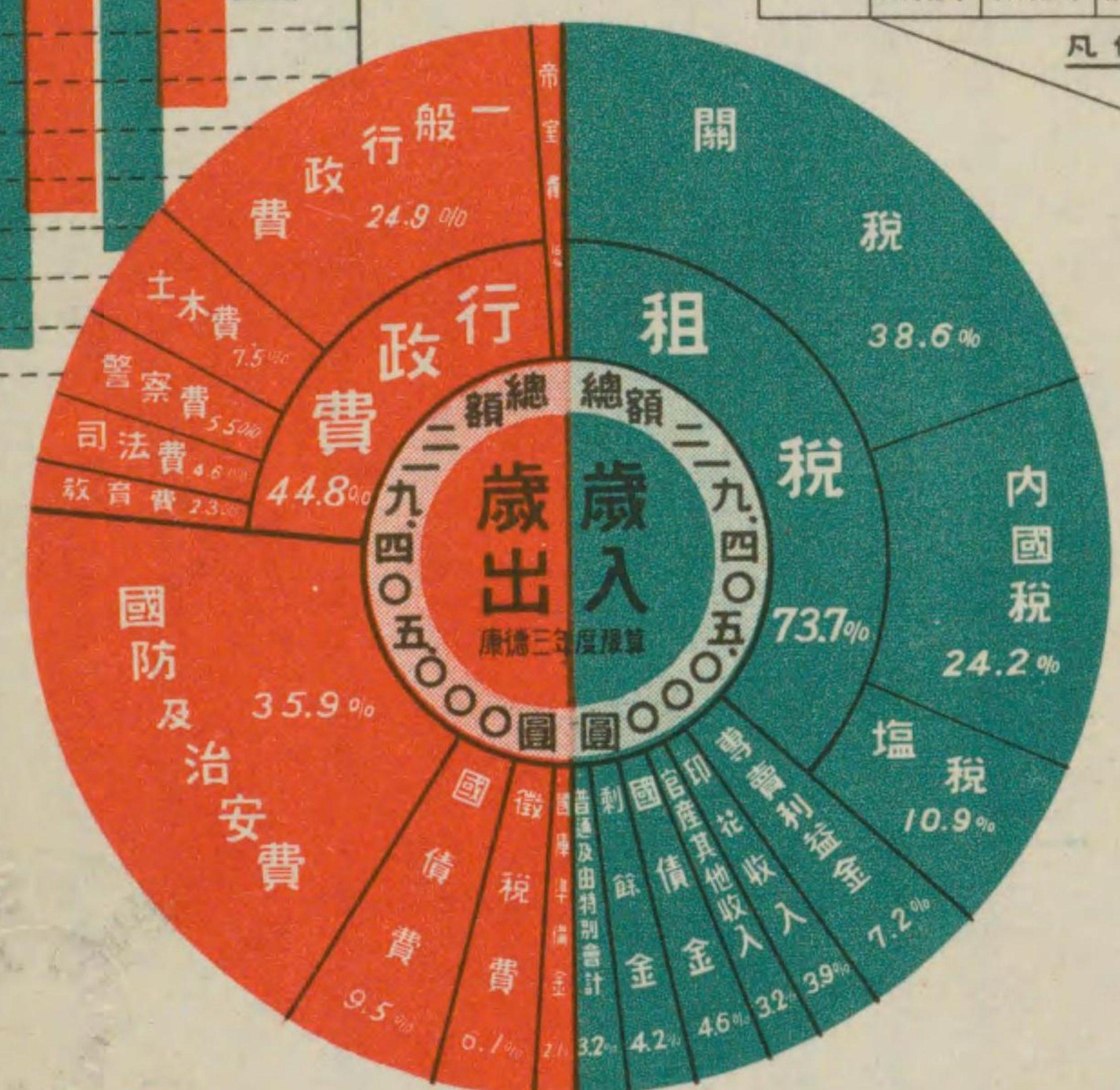
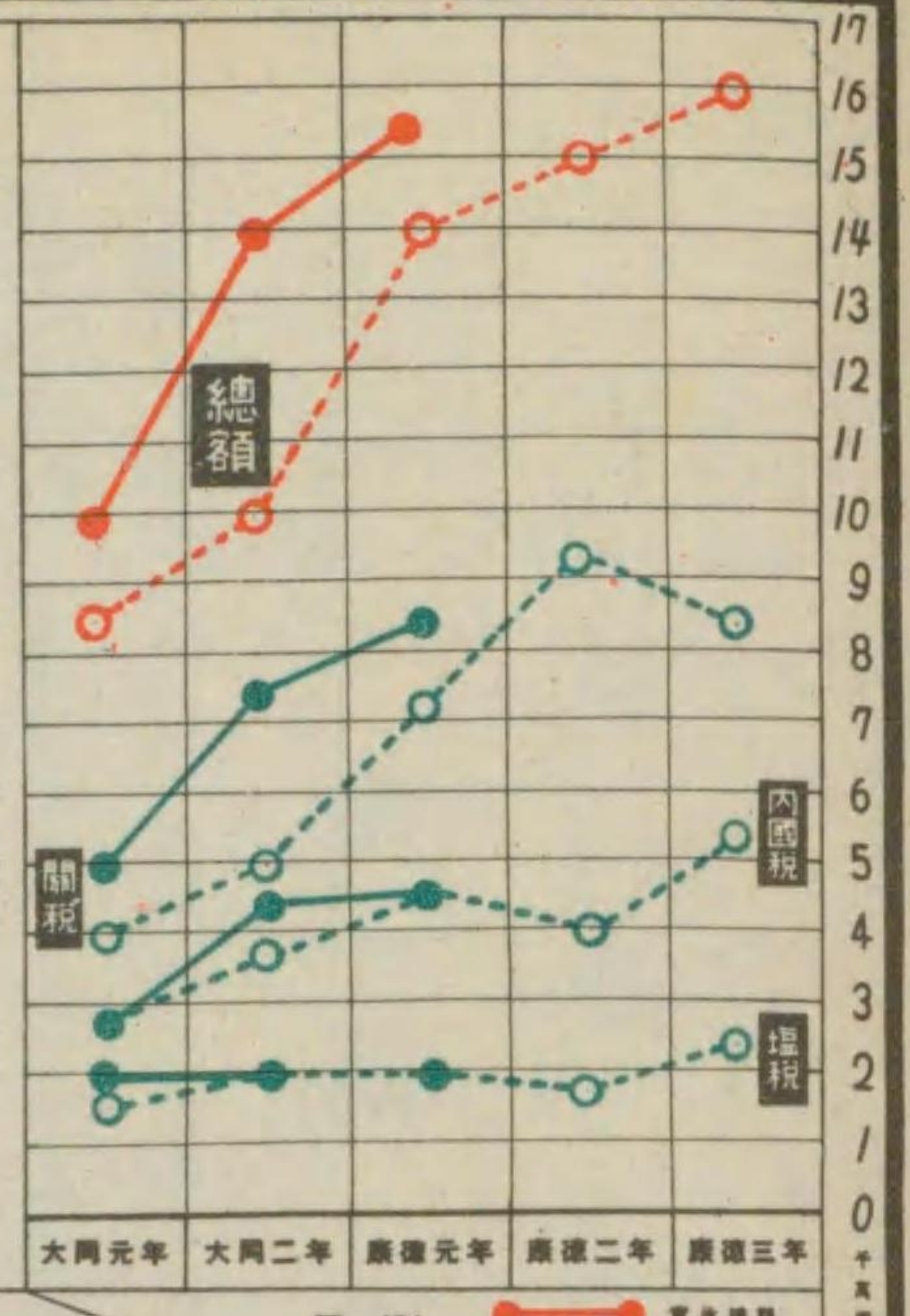


# 財政

### 歲出入累年比較



### 租稅累年比較

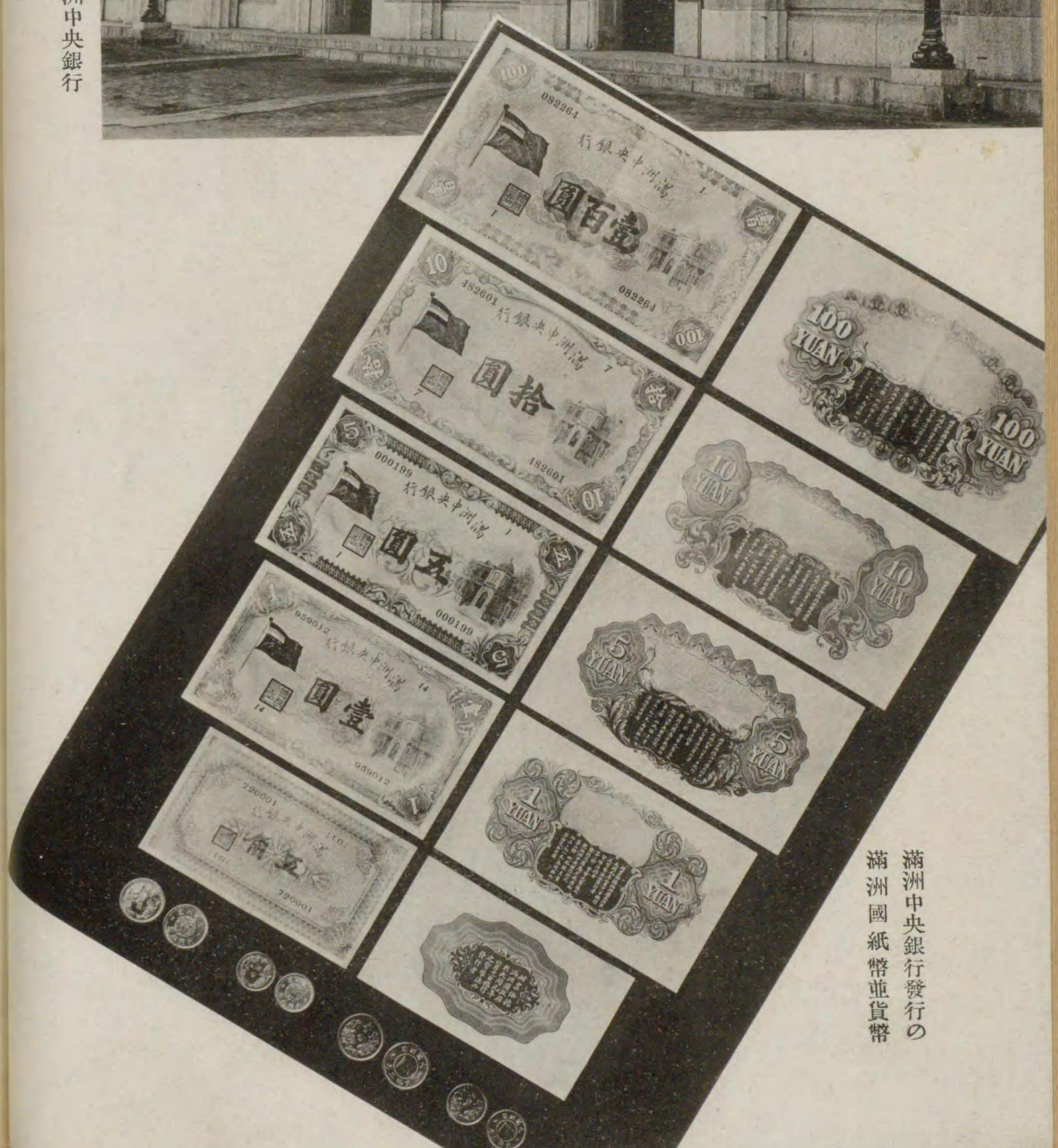


列國之歲出 (唐德元年度)

列國之歲入 (唐德元年度)

列國	總額	稅	其他
日本	2,214 百萬圓	35%	12%
法國	4,828 百萬法	84%	12%
德國	6,458 百萬馬	79%	13%
英國	707 百萬鎊	94%	3%
意國	20,065 百萬利	80%	18%
美國	3,975 百萬弗	96%	2%

滿洲中央銀行



滿洲中央銀行發行之滿洲國紙幣並貨幣



## 第五章 財政

### 第一節 概説

舊軍閥時代の財政々策は全く放漫そのものであつて豫算制度はあつても運用せられず歳計不足する時は發券銀行の紙幣増發によつて補充するを常とした爲發券銀行の基礎薄弱にして紙幣信用脆弱となり價格は屢々暴落し、その危険を悉く民衆に負擔せしめたために信用を破壊し經濟の發達を阻害すること夥しいものがあつた。故に建國に當つては堅實なる財政を確立し以て通貨の信用を維持し、此の信用を基礎として國內信用制度を發達せしめ産業開發の基地を作ることと趣旨とした。その結果建國以來豫算を編成すること五度、財政の基礎強固となり世界列強が赤字財政で喘いでゐるとき獨り新興滿洲國は健全財政を堅持してゐるのである。

建國當初財政の根本方針として先づ重點を人心の安定と收入の確實に置きこれに處する第一手段として

一、事變以來一時的に弛緩した財政機關及諸制度に著しい變化を加へる事なく可及的速かに原狀に復活させる様に努力する事

一、人民の實質的負擔を増加することなくして收入の増加を圖る様にする事

以上の二方針に従ひ財政の確立に努力したのである。先づ建國宣言の日たる大同元年三月一日より同年六月末日迄を以て建國當初に於ける準備時代として、此れを第一期とし、第二期は所謂月豫算時代とし、これを七月一日から九月末日迄とした。而して十月一日以降を年度豫算確立時代とし此れを第三期とし、多難なる財政の創世紀を切り抜け財政の基礎確立するに至つたのである。財政の豫算編成の初年度、所謂大同元年度（大同元年七月—大同二年六月末日迄）の豫算編成



の根本方針は

- (一) 増税を爲さざること
  - (二) 滿洲中央銀行に對し過度の負擔を與へざること
- であつた。従つて歳出にあつては治安の維持を第一義とし之を達し得て尙餘裕のある場合に始めて産業の開発福祉増進をはかることを根本方針として編成した。

## 第二節 歳計

建國以來の豫算に就てその變遷を概説すれば次の如くである。

建國年度

大同元年三月一日より六月三十日迄であつた。此の間は建國早々であり、行政各部機關の活動も未だ軌道に乗らなかつた爲、歳入歳入に關する適確な見透しがつかかなかつたので取敢えず、月別に編成された。

大同元年度

政府は豫算年度を、民國時代のものをその儘踏襲し、七月一日より翌年六月三十日までを會計年度と定め、先づ財政確立に邁進することになつた。先づ、焦眉の急なる財政の確立のためには歳入補填の爲にする公債の發行其他借入金等を爲さざるの根本方針を決定、大同元年十月十八日最初の一箇年の豫算の公布を見るに至つた。之に依れば國民の實質的負擔を増さず徵稅機關の整備による歳入の確保と經費の緊縮とに依り努めて歳入の均衡を圖ることとし、飽くまで治安の維持と財政の確保とに重點を置いて編成されたのであるが、一面國運の伸暢を阻む等の事のなき豫算制度の運用を圓滑ならしむる爲特に準備金一千五百萬圓を計上した。尙豫算の特色を述べれば舊政權時代には總豫算の八三%が軍事費に充

當されてゐたのに、滿洲國の軍事費は僅に其の二九%にすぎず又、殆ど閉却されてゐた國民の福祉増進に關する施設の如き滿洲國となつてからは豫算の大部分がふりあてらるゝに至つたことである。

大同二年度

大同二年六月三十日に公布された。編成方針に就いては前年度と變りはないが、大同二年度は建國以來過去一ヶ年半の時日を経過し、歳入歳出に對する見透しも就いたゞめ前年度に於けるが如き相當巨額の準備金を置かなかつたこと、從來地方各省獨立の豫算を廢し之を中央に統轄したること等である。又各年度と比較し臨時部豫算の尨大なるは主として滿洲中央銀行其他特殊會社引受株式に對する拂込、地方治安肅清、及び中央並地方官衙の新築營繕費等に充てられたものである。

康德元年度

康德元年六月二十八日公布。依然建國以來一貫の方針たる健全財政を堅持し、財政基礎の強化、治安の維持とを期するとゞもに更に産業開發の基礎工作に重點を置いて編成された。

康德二年度

康德二年六月二十六日公布。康德三年一月一日より會計年度を改正し、之を曆年度に一致せしむることになつたので康德二年度は七月一日より十二月三十一日までの半箇年分を編成したが、依然として健全財政主義が一貫された。

康德三年度

康德二年十二月二十八日公布。國防の強化、治安の改善並に産業開發の基礎工作に重點を置き、更に國際收支の均衡を圖つて國幣價值の安定を講じ、他面治外法權の撤廢、鐵道附屬地行政權委讓の遂行を圓滑容易ならしむるに備へ、本年度豫算も緊縮方針を一貫して編成された。建國以來の一般會計歳入歳出累年の比較表は次の如くである。



歳入 (單位千圓)

年度	臨時部	經常部	豫算		決算	
			總豫算額	追加豫算額	計	割合
年 度	臨時部	經常部	總豫算額	追加豫算額	計	割合
	臨時部	經常部	總豫算額	追加豫算額	計	割合
建國年度	臨時部	經常部	104,483		104,483	
大同元年	臨時部	經常部	8,866	24,696	33,562	100
大同二年	臨時部	經常部	107,498	806	108,304	100
康徳元年	臨時部	經常部	163,321		163,321	100
康徳二年度	臨時部	經常部	25,444	11,055	36,499	100
康徳三年度	臨時部	經常部	18,755	11,055	29,810	100

歳出

年度	臨時部	經常部	豫算		決算	
			總豫算額	追加豫算額	計	割合
年 度	臨時部	經常部	總豫算額	追加豫算額	計	割合
	臨時部	經常部	總豫算額	追加豫算額	計	割合
建國年度	臨時部	經常部	11,335	49	11,384	100
大同元年	臨時部	經常部	7,600		7,600	100
大同二年	臨時部	經常部	104,422	688	105,110	100
康徳元年	臨時部	經常部	8,866	3,966	12,832	100
康徳二年度	臨時部	經常部	13,388	24,696	38,084	100
康徳三年度	臨時部	經常部	107,498	3,145	110,643	100

備考 一、割合は各年度總額の比較割合を示すものにして大同元年度を100とす  
二、康徳二年度豫算は半箇年分とす



一、康徳三年度總豫算額表

歲入	一九三、二三四、〇五六圓
歲出	二二九、四〇五、〇〇〇
剩餘金	九、一四五、七七七
國債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
普通	七、〇二五、一六七
臨時	二六、一七〇、九四四
經常	一九三、二三四、〇五六
歲出總計	二二九、四〇五、〇〇〇
歲入總計	一九三、二三四、〇五六
臨時部	二六、一〇七、九四四
經常部	一九三、二三四、〇五六

二、康徳三年度一般會計總豫算額對前年度比較表

區分	康徳三年度	前年度	比較 (△印減)
歲入	一九三、二三四、〇五六	一八八、六〇五、七三三	△四、六二八、三二三
歲出	二二九、四〇五、〇〇〇	二一七、二一一、四六六	△一六、〇二二、五九九
剩餘金	九、一四五、七七七	一六、三九二、九六七	△七、二三五、一八八
國債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
普通	七、〇二五、一六七	六、四一〇、六八九	△六、六一四、九七七
臨時	二六、一〇七、九四四	二二、八二一、三七八	△三、二八六、五六六
經常	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九
歲入總計	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九
歲出總計	二二九、四〇五、〇〇〇	二〇九、九九八、七〇〇	△一九、四〇六、三〇〇
臨時部	二六、一〇七、九四四	二〇九、九九八、七〇〇	△一四、四〇六、三〇〇
經常部	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九

種目	康徳三年度	前年度	比較 (△印減)
歲入	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九
歲出	二二九、四〇五、〇〇〇	二〇九、九九八、七〇〇	△一九、四〇六、三〇〇
剩餘金	九、一四五、七七七	一六、三九二、九六七	△七、二三五、一八八
國債金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇
普通	七、〇二五、一六七	六、四一〇、六八九	△六、六一四、九七七
臨時	二六、一〇七、九四四	二二、八二一、三七八	△三、二八六、五六六
經常	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九
歲入總計	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九
歲出總計	二二九、四〇五、〇〇〇	二〇九、九九八、七〇〇	△一九、四〇六、三〇〇
臨時部	二六、一〇七、九四四	二〇九、九九八、七〇〇	△一四、四〇六、三〇〇
經常部	一九三、二三四、〇五六	一九四、九六四、五五六	△一、七三〇、五〇九
租稅	一六一、七五七、〇〇〇	一五五、三二八、〇〇〇	△一六、四二九、〇〇〇

三、康徳三年度一般會計歲入種目別豫算額對前年比較表

備考 括弧内の金額は前年度總豫算額の倍額なり



關稅	內國稅	鹽稅	印紙收入	專賣利益金	專賣總署利益金	權運署利益金	硝磺總局利益金	官產收入其他諸收入	經常部合計	臨時部	普通	由特別會計
八四、七六一、〇〇〇	五三、一四八、〇〇〇	二三、八四八、〇〇〇	八、六三九、三二六	一五、八三四、〇〇〇	一三、二三四、〇〇〇	二、六〇〇、〇〇〇	七、〇〇三、七三〇	一九三、二三四、〇五六	一九三、二三四、〇五六	四、〇九九、六七八	二、九二五、四八九	
(四六、六二八、〇〇〇〇)	(四〇、二九八、〇〇〇〇)	(一七、八八八、〇〇〇〇)	(六、八三四、〇〇〇〇)	(九、七八六、三九五〇)	(七、七八八、三三〇〇)	(一、九〇〇、〇六五〇)	(七五、〇〇〇〇)	(八八、六〇五、七三三)	(一七、七二一、四六六)	(九、一五五、七三六)	(四二五、五四二)	(八五一、〇八四)
(△三八、一三三、〇〇〇〇)	(△二、八五二、〇〇〇〇)	(△四、九六〇、〇〇〇〇)	(△五、二二二、三二六)	(△六、一〇七、二一〇)	(△五、三四五、六七〇)	(△七、九九九、九三五)	(△△七五、〇〇〇〇)	(△一〇四、六二八、三三三)	(△一六、〇二二、五九〇)	(△△四五七、〇五八)	(△二、四九九、九四七)	(△二、〇七四、四〇五)

國債金	剩餘金	臨時部合計	總計
一〇、〇〇〇、〇〇〇	九、一四五、七七七	二六、一七〇、九四四	二一九、四〇五、〇〇〇
(一〇、五〇〇、〇〇〇〇)	(一、二八二、一〇、六八八)	(一六、三九二、九六七)	(一〇四、九九八、七〇〇)
五、〇〇〇、〇〇〇	(△三、六七五、六〇一)	(△六、六一四、九九〇)	(△一四、四〇六、三〇〇)

備考 括弧内の金額は前年度總豫算額の倍額なり  
 四、康徳三年度一般會計歳出所管別豫算額對前年度比較表

所管別	康徳三年度	前年度	比較 (△印減)
帝室費	二、〇〇〇、〇〇〇 <sub>甲</sub>	二、〇〇〇、〇〇〇 <sub>甲</sub>	一、〇〇〇、〇〇〇 <sub>甲</sub>
經常部	九、九一〇、一五〇	(八、六七八、三四四)	(五、五七〇、九七八)
臨時部	—	—	—
合計	二、〇〇〇、〇〇〇	(二、〇〇〇、〇〇〇)	一、〇〇〇、〇〇〇
總務廳	—	—	—
經常部	九、九一〇、一五〇	(八、六七八、三四四)	(五、五七〇、九七八)















十三萬圓、四分を占むる印紙収入の八百六十三萬圓、臨時部歳入は一千六百十七萬圓であるが之は歳計剩餘金が主たるものである。

歳出の主なるものは大別すれば帝室費二百萬圓の外に行政費が四割六分を占め一千百十萬圓、國防治安に要する経費は三割五分に當り七千七百三十八萬圓、其他一割を占むる國債費二千八十六萬圓、六分を占むる徵稅費一千三百五十五萬圓等である。

此の總計の大きさを諸外國のものと較ぶれば日本帝國の明治三十二年、三年當時に相當し、實質に於て現在の朝鮮總督府豫算の上に位し、歐洲のノルウエー、デンマーク、スイス國等を凌駕するものである。

次に本年度の新規経費に就て言へば其總額五千百六十三萬圓であつて之を事項別にすると第一は道路建設及主要都市水害豫防工事、地方土木事業、衛生施設、金融組合補助、各種産業獎勵費、地方教育補助等所謂民利増進施設のために一千八百九十四萬圓を計上した。第二に國防及治安維持の爲にする臨時警備費、討伐費、通信の整備費、部隊充備費、營繕費等を合せて一千二百九十六萬圓となつて居る。此外特に日滿共同國防の國是に基く滿洲國々防分擔金として一千九百五十萬圓を計上したが之は康徳二年度豫算計上額五百萬圓と併せ日本帝國の昭和十一年度歳入豫算に繰入れらるゝ事は既に聲明の通りである。

第三は來年度は治外法權撤廢のため最終の準備を整へなければならぬ年であるから、之に關聯した経費として警察並に司法機關整備の費用、全滿稅捐局改編に要する費用として、新規経費三百六十萬圓を計上した。其他金額の相當纏つたものは營繕費、遼河及松花江航路維持費、地籍整備費、縣費補助、減債基金繰入等であつて之等を合せると一千三百八萬圓に達して居る。

以上一般會計に就て概略の説明を終つたが一言特別會計に就て附加へると、特別會計は歳入總計二億三千百五十萬圓、

歳出總計一億七千三百六十八萬圓であつて、本年度は國有林經營のため新たに森林特別會計を設けた爲其數は十四となつた。國有林は滿洲國の重要な資源であるから之が永年に亙る伐採計畫を樹て合理的經營を爲す爲めその事業費に就て特別會計を設置したものである。

尙ほ康徳三年度豫算と同時に公布された新會計法について述べやう

從來滿洲國は會計に關しては特別の法令を規定することなく、専ら實質上豫算會計制度の樹立普及に努力して來たが、今や國內治安の改善と政府各機關の整備に伴ひ、會計法の實施可能なる状態となつたが故に、慎重審議の結果、茲に新會計法の制定を見たのである。

新會計法は大體日本の立法令に倣つたのであるが、滿洲國の特殊事情をも考慮し、次の諸點に於て、日本の會計法と異つて居る。即ち會計年度を曩に述べたる如く曆年制とし、繼續費を認めず、施行豫算に對し補整豫算の制を設け、第二準備金を以て支辨する経費を臨時費に限り、決算は之を布告せしむる等の諸點である。

康徳三年度一般會計歳出種目別豫算額表

目的別	金額	百分比	備考
帝室費	三、五八七、一〇〇 <small>圓</small>	一・六%	
行政費	九八、二四七、二八一	四四・八	
國防及治安費	七八、七九二、四二五	三五・九	國防分擔金一千九百五十萬圓を含む



徵稅費	一三、四一五、二七九	六・一	
國債費	二〇、八六二、九一五	九・五	國債中ニハ關稅及鹽稅擔保外債整理基金特別會計及減債基金特別會計ノ滾入金一二、一五二、八四二圓ヲ含ム
國庫準備金	四、五〇〇、〇〇〇	二・一	
合計	二一九、四〇五、〇〇〇	一〇〇・〇	

警察費を行政費より控除し、國防及治安費に加算するときは次の如し

行政費 八六、二七五、三五六 三九・三％  
 國防及治安費 九〇、七六四、三五〇 四一・四％  
 行政費内譯

目的別	金額	百分比	備考
一般行政費	五四、六五八、七四三	五五・六	
警察費	一一、九七一、九二五	一二・二	
司法費	一〇、一〇九、五一九	一〇・三	
教育費	五、〇一五、四四八	五・一	
土木費	一六、四九一、六四六	一六・八	
合計	九八、二四七、二八一	一〇〇・〇	

### 第三節 租 稅

#### 第一概 說

建國當初は先づ民心の安定を圖ることが焦眉の急務であつたため、稅制も一應從前の諸制度をそのまま踏襲し、經濟の變革に伴ふ民心の急激な衝撃を避けることに努めた。

然し乍らこれらの稅制に關する諸制度は舊軍閥の專恣による搾取の手段目的とさへ見られたもので改善を要するものが多いため、從來の稅制に嚴格な批判を加へ、可及的適正なる制度の確立、徵稅機關の改革に關し、之が成案を得ることに努力して來た。そのうちには既に實施されたものも相當にあるが、是等稅制の根本的改善は今後の施設計畫に俟たねばならぬ。

#### 第二 關稅制度

政府は建國直後滿洲の各海關を接收し、獨立國家としての關稅自主權を確立すべきところ穩健に本問題を處理するため大同元年三月十一日非公式に大連を含む全滿海關及び其分局は一切之を滿洲國の統轄に歸せしめ、輸入稅率及び其の徵稅法は當分從前の儘とし、他面關稅を擔保とする外債の償還に關しては合理的方法により之を分擔する用意ある事を南京政府に提議した。

然るに南京政府は何等之に應ずることなく、其の各海關を督勵し、却つて關稅收入全部の吸收を策した。政府はその反省を要望し、つとめて平和裡に解決を圖らんとしたが南京政府の不誠意はこれを拒絶したので、やむなく、大連を除く各海關の收入の南方送附を差止めると共に、全海關收入の大半を占むる大連海關の接收を企圖するに至つた。かくて大同元



年六月二十四日に至り、總稅司メーゾの福本大連海關長罷免の暴舉を契機に、同海關長並に部下關員は擧つて南京政府の羈絆より離脱した。よつて、政府は宣言を發し全滿海關の實力接收を斷行した。

全海關の接收を了した大同元年七月十四日外交部總長謝介石の名で總稅務司、駐支、日、英、米、佛、伊の各公使並に駐日の英、米、佛、伊各國大使宛に電報で海關收入外債償還率に關する聲明書を發した。

かくして滿洲國の關稅行政は全く自主的に開始されたのである。當時は從前の儘を踏襲したため稅關貨幣制度も輸入稅は金單位、輸出稅、轉口稅、噸稅及稅關諸手数料等は海關兩に依つて徵收して來た。その後、大同二年四月十六日以降金、海關兩を廢止し一齊に國幣建とし、三箇月後大同二年七月敕令を以て之を決定し多年に互る金單位及海關兩の制度を全廢した。

政府は海關接收後、我國産業經濟並國民生活の現狀に照し、相當不合理又は不適當と認められるものがあつたので第一次の暫定改正を斷行し、著しく排外色彩あるもの、著しく産業保護的色彩ありと認むる稅率で、我國としては之が保護に該當すべき産業なきもの、生活必需品、産業開發上切實に必要なもの、建設促進に切實に必要なりと認める建築材料等輸出品六種、輸入品二十九種の改正稅率を大同二年七月から實施した。

次いで康德元年十一月暫定第二項關稅率改正が公布された。この改訂の主眼は産業開發、發展並に對外貿易の伸長に資せんが爲出來る限り輸出稅を廢し、或は低減するとともに、日滿經濟ブロックの強化をはかり、且つ稅制の改廢及び稅率の改正を通じ歲入に著しき減少を來さざるやう、従つて稅收入全體に於いて増減なきことを期して改正された。

稅制關係に於いては松花江に於ける轉口稅の廢止(康德元年十二月より施行)、オリヂナル・パス制度の廢止(哈爾濱稅關の免稅證書)等を行ひ一般の便益を圖つた。轉口稅の廢止は大略百十萬圓程度の犠牲を拂つたものである。オリヂナル・パスの廢止は今後に於ける松花江航運の伸長、滿蘇國境方面の物資の補給に寄與するところ甚大である。それと共に從來免

稅證書下附申請の手續に習熟せざる爲に屢々二重課稅の憂目を見たが、今後は明朗な積出が出来ることになつた。この外賑災附加稅法(康德元年十一月)噸稅法(康德元年六月)等の公布により關稅行政が劃期的の刷新を示した。建

國以來關稅増加の概況を示せば次の如くである。

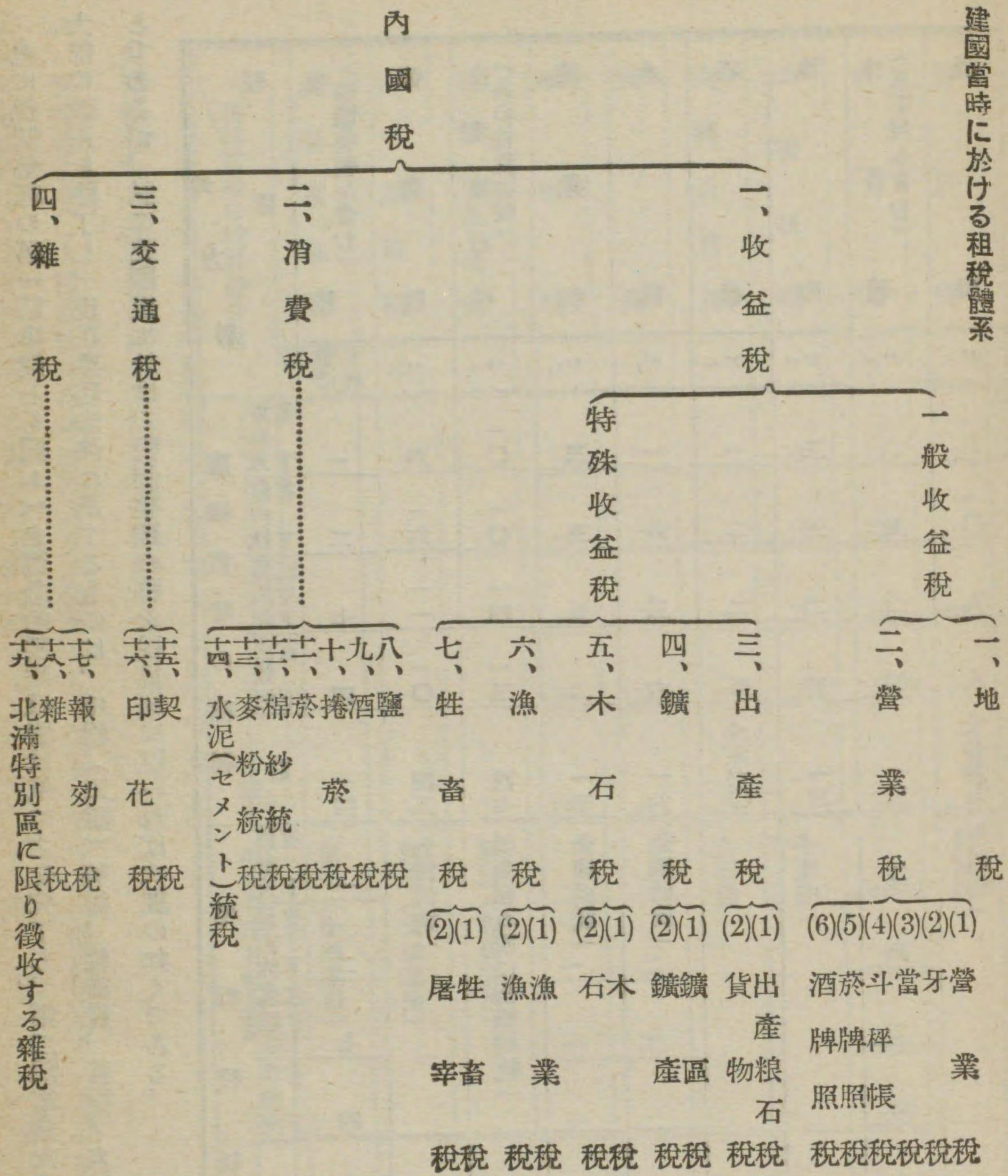
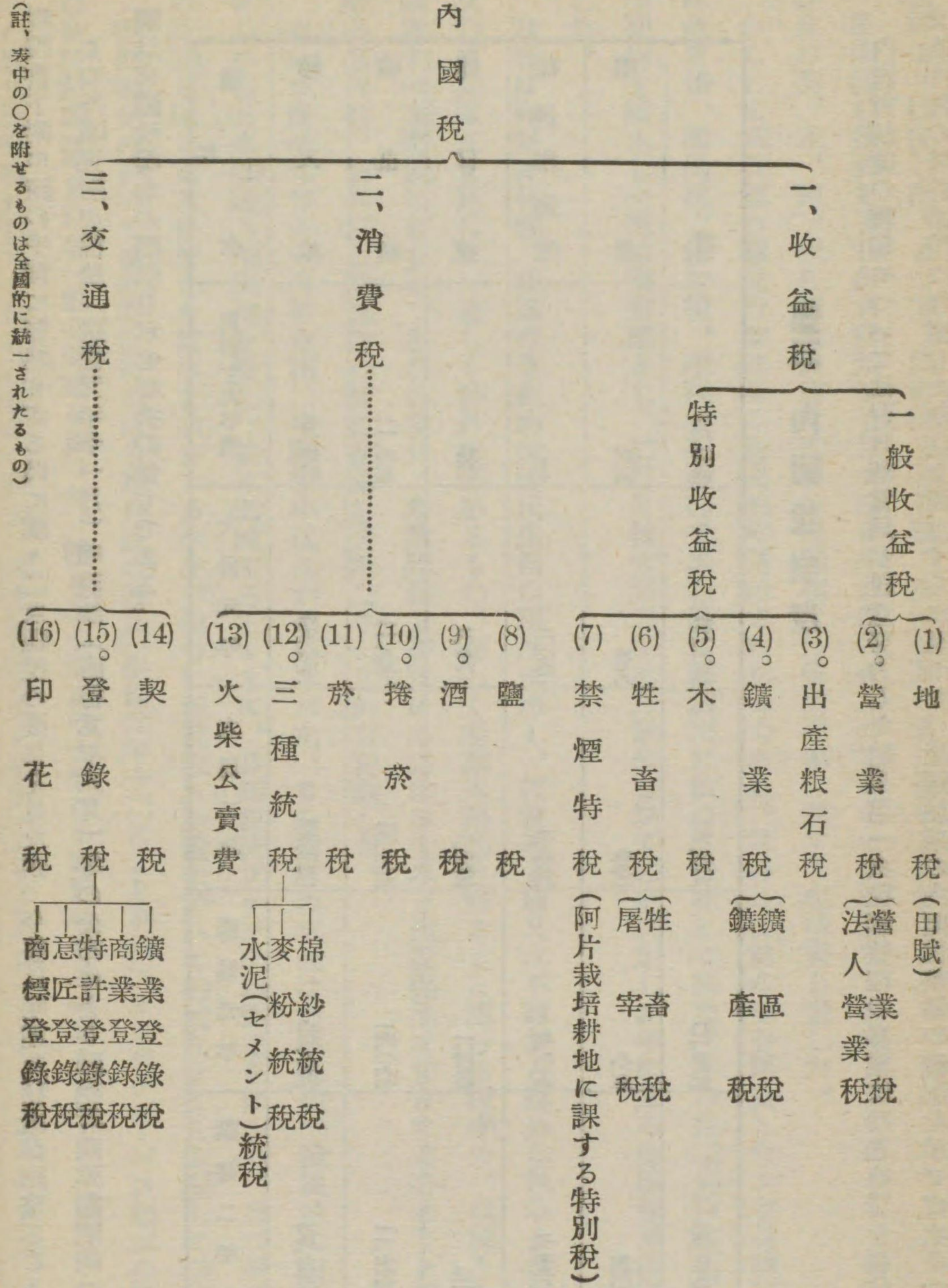
種目	年次					
	民國十九年度	大同元年	大同二年	康德元年	康德二年	康德三年(豫算)
輸入稅	三、四九五	三、四三三	五、二六〇	三、八五九	六、七三三	
輸出稅	一、二九元	一、一九四	一、三七五	一、四〇七	一、一七四	
轉口稅	三六一	二、四九一	一、〇五三	一、五九〇	三三三	
賑災附加稅	—	二、〇五三	二、九三六	三、二二六	二、五九〇	
噸稅	三〇六	三七六	五九二	八〇三	七四〇	
合計	三、〇〇五	五、一三四	七、五八九	八、二五五	八、五三〇	八、四六一

### 第三 内國稅制度

内國稅制度の整頓については財政部當局が鋭意努力した結果第一次稅制整理の事業は殆ど終了を告げ近代國家として、又滿洲國の特殊事情に即應した制度を樹立するに至つた。建國以來の内國稅整頓の概況を示せば次の如くである。

註(表中〇點を附せるものは全國的に統一されたるもの)







次に税制整理の第一期事業とも謂ふべき應急的整理改善は夙に之を完了し、第二期事業たる第一次税制整理も已に其の大部の改正を終了し、現在整理未済に属するものは、地税（田賦）、契稅、牲畜稅、菸稅、火柴公賣費、鹽稅、及び印花稅とであるが、試に建國後に於ける税制整理の跡を税目別に顧みれば次表の如くである。

税目	地方別	建國當時の税制				現行税制				摘要		
		省	下省	下省	下省	省	下省	下省	下省			
地稅 (禁煙特稅を含む)	稅	一	二	七	四	一四	一	二	七	四	一四	整理準備中
營業稅	稅	六	一六	一一	一〇	四三	全國的統一				二	康德二年六月 改正統一
出產糧石稅 (其他貨物稅)	稅	一〇	一〇	一四	一三	四七	出產糧石稅に全國的統一				一	大同二年十一月 改正統一
礦業稅	稅	三	三	五	二	一三	全國的統一				一	康德二年八月 改正統一
木稅	稅	一	六	三	六	一六	全國的統一				一	康德元年八月 改正統一
石稅	稅	一	二	二	五	一〇					一	康德二年六月 廢止
漁稅	稅	三	三	二	五	一三					一	康德三年六月 廢止
牲畜稅 (屠宰稅を含む)	稅	二	五	二	四	一三					一三	整理準備中
酒稅	稅	二	一〇	九	八	二九	全國統一				一	康德二年七月 改正統一

建國當時の税目數合計	現行の税目數合計	六四	尙整頓したる主要税目につき簡單なる解説を加ふれば										
			捲菸稅	菸稅	三種統稅	火藥公賣費	契稅	印花稅	家釀自用酒稅	礦業登錄稅	商業登錄稅		
二二七	現行の税目數合計	六四	一	一三	一	一	八	四	一	一	一	一	一
			全國統一	全國統一	全國統一	全國統一	全國統一	創設(全國適用)	創設(全國適用)	創設(全國適用)	創設(全國適用)	創設(全國適用)	創設(全國適用)
			康德元年六月 改正統一	整理準備中	康德二年十二月 改正統一	火藥稅改正準備中	整理準備中	整理準備中	康德二年二月 酒の稅法改正に關聯 して創設	康德二年八月 礦業法の制定に伴ひ 改正	康德二年十二月 商業登記法の制定に 伴ひ創設		

尙整頓したる主要税目につき簡單なる解説を加ふれば

一、出產糧石稅 本税制は從來各省によりて異なりし、糧石に對する出產稅制度を、全國的に改正統一し且、課稅取締の制度を確立すると共に、其の負擔を可及的に輕減し以て農民救済に資する爲、大同二年十一月三十日敕令第九四及九五



號を以て改正した。

二、鹽 稅 帝制實施により財政計畫の容す範圍に於いて、國民の生活必需品たる食鹽に對する課稅負擔を輕減する必要ありし爲、大同三年二月二十二日敕令第八號を以て改正した。

三、捲菸稅 本稅は從來稅率の按配不合理であつて、稅收の確保を期することが出来ないのみか、負擔の適正を缺き且つ煩瑣なる運照に依り、課稅の取締りを爲す等に對しては、根本的改正を加ふる要ありし爲、康徳元年六月二十九日敕令第一〇八號を以て改正した。

四、營業稅 本稅の改正は民度と國民經濟並に治外法權撤廢後外國人課稅の問題を考慮して施行したもので康徳二年六月二十九日敕令第五五號第六五號を以て公布同年七月一日より實施した。

五、酒 稅 本稅之各省區々なりしと、負擔の權衡適正ならざりし爲、康徳二年七月二十二日敕令第七二號酒稅法並敕令第七二號家釀自用酒稅法を施行し、從來の制度に大改正を加へた。

六、鑛業法 從來とても鑛稅として鑛區稅、鑛產稅があつたのであるが、康徳二年八月一日敕令第八十五號を以て鑛業法が實施されたので、同日附令第八六號を以て鑛業稅法を施行し從來の面目を一新した。

七、木 稅 從來に於ける木稅の稅率は各省區々であつて而も全國概ね高率に失し且つ負擔の公平を缺くのみならず木材の地方稅も亦各地亂雜不統一にして、其の負擔輕からず、之が爲森林資源の開發を阻礙すること多きに鑑み康徳元年八月二十九日敕令第一〇八號を以て改正した。

八、三種稅 從來の本稅は稅法の大綱たる稅率乃至課稅方法には差異なき他の部分例へば罰則又は取締り規定中地域的に相違せる點多く、施行上不便尠からざるものあるのみならず、從來の儘にては他の消費稅との權衡を失する點尠なからざるを以て、康徳二年十二月敕令第一五七號を以て改正した。

九、鑛業登錄稅 前掲鑛業稅の施行に伴ひ鑛業權の設定、移轉等其の權利關係を明確ならしむる爲、康徳二年八月敕令第八七號を以て鑛業登錄稅法を施行し本稅を創設した。

十、商業登記稅 康徳二年十二月敕令第一五二號商業登記法が本年一月一日より施行せらるゝに及び本稅を創設した。次に全國的に統一されたる營業稅、出產糧石稅、鑛業稅、木稅、鹽稅、酒稅、捲菸稅、三種統稅、及登錄稅に就て其の稅率を示せば

一、營業稅

(イ) 一般營業稅

(一) 物品販賣業、賣買金額

鹽	〇・二%
卸	甲 〇・三% (糧石、石油、麥粉、白綿絲、白綿布、木材、麻袋、豆油及豆粕)
	乙 〇・五% (甲に屬せざる物品)
小賣	甲 〇・五% (糧石、石油及麥粉)
	乙 〇・六% (甲に屬せざる物品)

(二) 製造業賣買金額

甲	〇・四% (豆油、豆粕、麥粉、綿布、及炸蠶糸)
乙	〇・六% (甲に屬せざる物品)

(三) 其他の營業 收入金額 〇・四%より 四%迄  
請負金額 〇・五%より 一、二%迄  
報償金額 三%

(ロ) 法人營業稅

營業純益の 六%



二、出產粮石稅

(一) 粗粮	從價	〇・五%
(二) 細粮	同	一%
(三) 油粮	同	二・五%
(四) 豆类	同	二・五%

三、鑛業稅

(イ) 鑛區稅		
(一) 鑛業法第三六條第二項に依るもの	每區每年	三〇〇圓
(二) 鑛業法第三七條に依るもの	每一陌每年	一・二圓
(ロ) 鑛業稅	鑛產物價格の	一・五%

四、木稅

(一) 木材	從價	八%
(二) 木柁	同	四%

五、牲畜稅

(イ) 牲畜稅		
(一) 牛、馬、騾	賣買價格の	五%乃至六%
(二) 驢	同	三%乃至五%
(三) 豚、羊	同	二%乃至五%

(四) 駱駝 同

(五) 各凍豚、凍牛、凍羊

(ロ) 屠宰稅

每頭 一角乃至一圓

六、鹽稅

海鹽	每擔	六・〇〇圓
魚鹽	”	一・五〇圓
工業鹽	”	二・〇〇圓
輸出鹽(日本へ)	”	〇・五圓
蒙古鹽	”	四・七〇圓

尙舊吉林省及黑龍江省下に在りては以上の外公賣費を加徴す

七、酒稅

(一) 酒精	一石に付	一四・〇圓
(二) 燒酒		
甲 酒精分五〇以上のもの	一石に付	八・五圓
乙 酒精分五〇未満のもの	”	六・五圓
(三) 黄酒	一石に付	八・五圓
(四) 紹興酒	”	一一・〇圓
(五) 啤啤酒(麥酒)	”	九・五圓



- (六) 日本清酒 一・二〇圓
- (七) 朝鮮藥酒 九・五圓
- (八) 濁酒 ” 八・五圓
- (九) 前各號以外の酒類
  - 甲 酒精分一五以上のもの 一石に付 酒精分一毎に九角
  - 乙 酒精分一五未満のもの 一石に付 一二圓
- (註) 滿洲國の一石は一〇〇立
- 八、捲菸稅
  - (イ) 紙卷煙草 五〇、〇〇〇本に付 三九圓―六〇〇圓
  - (ロ) 葉卷煙草 一、〇〇〇本に付 二圓―六四圓
- 九、菸稅
  - (イ) 菸 從價 一〇%乃至一三%
  - (ロ) 菸公賣費 從價 六%乃至一二%
- 十、三種統稅
  - (イ) 棉紗統稅
    - (甲) 漂白、染色、其の他の加工を施さざる綿糸
      - (1) 二三番手以下のもの 每六〇疋 二・七五圓
      - (2) 二四番手以上のもの 每六〇疋 三・七五圓

(乙) 甲に屬さざる綿糸 從價 五%

(ロ) 麥粉統稅 一包装に付き重量二四疋又は其の端數毎に一角

(ハ) 水泥統稅 セメント每百疋に付三・六角

十一、登錄稅

(イ) 鑛業登錄稅

(一) 鑛業權の移轉

甲 相續 每一件 二〇圓

乙 相續以外の一般承繼に依る移轉 每一件 二〇圓

(二) 鑛區訂正

甲 鑛業法第三〇條の規定によるもの 每一件 五圓

乙 鑛業法第四一條又は第四二條の規定に依るもの 每一件 一〇〇圓

(三) 抵當權の設定

新規登錄 債權金額の一%

(四) 抵當權の移轉

相續以外の一般承繼による移轉 每一件 五圓

(五) 滯納處分以外の原因に因る鑛業權(租鑛權を含む)又は抵當權處分の制限 債權金額の〇・五%

以上に掲げたるものを除く外同一事項に屬する滿洲國の現行稅率は日本國のそれと同一である。

(ロ) 商業登錄稅



左記税率を除くの外同一登記事項については全く日本の現行税率と同一である。

- (一) 商人通例法第五條に依るもの 每一件 五圓
- (二) 商人通例法第六條に依るもの 每一件 五圓

十二、特許登録税 日本現行税率と同一である

十三、意匠登録税 日本現行税率と同一である

十四、商標登録税 日本現行税率と同一である

終りに滿洲國が今後爲さんとする租税制度改善計畫に就き一言せんに、現在整理未済に屬するものは地税(田賦)、契稅、牲畜稅、菸稅、火柴公賣費及印花稅なるが、田賦を除く各稅は最近の機會に於て改正せんが爲、目下折角準備中である。尙整理方針に就いては級上地稅制度の改正、印花稅制度及契稅制度の改正に依り、收益稅及交通稅の整備を期せんとするも、尙租稅體系としての一大缺陷は俸給生活者、自由職業者、並財產依食者等に對する所得稅制の缺如であるが、之に對しても財政部としては極めて慎重な態度を以て一つの鐵案を得べく攻究中である。

次に國稅と地方稅との合理的調整は、地方財政の整頓、中央財政の確立上喫緊のことであるから、附加稅制度の擴大乃至交付金制度の樹立等に關しても、我國情と建國の精神とに相背馳しないような恰適の方策に付、研究の歩を進めて居る次第である。

### 第四節 公債及借入金

滿洲國に於ては財政の堅實を期する趣旨より、なるべく公債を起さざる方針を採り來つてゐるが、從來の政治機關の債務を整理して中央銀行繼承補償公債、鐵道公債、積缺善後公債等を發行し、主として國道建設の資に供するため大同元年

十月建國公債を日本に於て募集し、中華民國の鹽稅及び關稅を擔保とする諸外國よりの借款に付ては滿洲國は國際信義を重んじ、其の負擔部分を支拂ふべきことを聲明し、鹽稅及び關稅收入により積立て、をり、特別會計負擔部門としては康德元年度に投資事業公債を發行したが、康德二年三月には公債として最も意義ある北滿鐵道の蘇聯共和國より讓受に際しては所謂北滿鐵道公債第一回を發行し且七月には第二回公債を發行した。北鐵公債は一億八千萬圓限度で逐次に日本に於て發行せられる筈で、現在國債總額は二億二百七十二萬五千圓に達し、外に康德二年度内借入豫定として九百八十萬圓がある。なほ以上の外に建國功勞者に對する賜金八百五十萬圓に對する建國功勞賜金公債法が康德二年七月公布されたが、本公債は發行價格は債權金額、利率は年五分、二十五箇年償還、證券を發行せずして登録公債とし、政府の認可を経て移轉又は債權の設定を爲し得べく、且之を第三者に對抗するには登録を要し、中央銀行本行で取扱ふことになつてゐる。

公債及借入金總額一覽表 (康德二年十二月末現在)

區分	公債	借入金	計
內貨債	六一,八二五,二五〇	五二,九四六,四五二・四六	一一四,七七一,七〇二・四六
外貨債	九八,〇〇〇,〇〇〇	一八,二〇〇,〇〇〇・〇〇	一一六,二〇〇,〇〇〇・〇〇
合計	一五九,八二五,二五〇	七一,一四六,四五二・四六	二三〇,九七一,七〇二・四六

註 外貨債ハ全テ日貨債ナリ



外貨債發行要項一覽表

名稱	發行方法	院令公布日	發行額	發行價格	償還期限	同年數	利率	利子支拂期
建國公債	引受	大同 一、二、九	30,000,000	九六五〇	康德 七、二、一〇	七	五分	十六月一日
第一次投資事業公債	康德	一、七、八	10,000,000	九〇〇〇	一四、八、二〇	三	四分	八月二十日
北滿鐵道公債 (第一回)	〃	二、三、二一	30,000,000	九〇〇〇	三、四、二五	七	四分	四月二十五日
同 (第二回)	〃	二、七、七	30,000,000	九七五〇	三、八、二五	七	四分	八月一日

內國債發行要項一覽表

名稱	發行方法	部令公布日	發行額	發行價格	償還期限	利率	利子支拂期
積缺善後公債	交付	大同 二、九、七	五、一、四、九、五〇	一〇〇、〇〇	康德 二、六、三、迄	三分	十六月一日
瀋海、呼海、齊克三鐵道收用補償公債	〃	同 二、三、二五	二、九、八、〇〇〇	一〇〇、〇〇	同 五、〇、三、五、迄	六分	十六月一日
稅關職員一時賜金公債	〃	康德 一、五、九	三、五、九、〇〇〇	九六二〇	同 二、四、三、迄	五分	十五月一日
滿洲中央銀行繼承虧損補償公債	〃	同 二、三、二六	三、〇〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	同 二、〇、四、七、迄	五分	十六月十三日
建國功勞賜金公債	登錄	同 二、七、三	八、五、〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇	同 二、七、七、迄	五分	十六月一日

起債目的に因る現在國債額別

起債目的	內	債	額
建國經費	滿洲中央銀行繼承虧損補償		二八、〇〇〇、〇〇〇
金融調整	積缺善後處分		三三、〇〇〇、〇〇〇
財政整理	稅關職員一時賜金		五、一四七、九五〇
殖產興業	鐵道買收		三、五九九、三〇〇
都市計畫	新京、哈市上下水道其他ノ公益事業		七一、九二八、〇〇〇
建國功勞賜金			一〇、〇〇〇、〇〇〇
合計			八、一五〇、〇〇〇
			一五九、八二五、二五〇

(五) 減債基金

關稅鹽稅擔保の舊外債に對しては國際信義に則り、之を分擔する趣旨で該收入内より舊外債償還基金として左記の通り積立てゝゐる。



	積立豫定額	積立濟額
大同元年度	一三、三八六、一九二圓	一三、三八六、一八九圓
大同二年度	一一、八四八、六五五〃	一一、八四八、六五五〃
康德元年度	六、四二〇、一八八〃	六、四二〇、一八八〃
康德二年度	五、〇一二、五九八〃	五、〇一二、五九八〃
康德三年度	一〇、三二四、六八七〃	

尙一般國債償還の爲減債基金の制を設け、歳計剩餘金の百分の十を之に繰り入れらるゝことに定め大同二年より實施してゐる。

### 第五節 地方財政

#### 第一概 說

建國前に於ける地方行政組織は極端なる地方分權制度であつた爲地方團體の財政は所謂請負制であつた。縣の行政機關としては縣政府（縣公署）と財務、警務、教育、實業等の各局とが相互に獨立機關として、對立し各局長は嚴密なる意味に於いては縣長の補助機關でなかつた。又市縣の財務に關しては完備した統一的法制がなく、縣公署の經理は國庫支辨の經費に依り、各局の經理は地方款によつて爲さるゝのを原則とし、田賦契稅等の國稅は縣公署に於て委託徵收をした。

我國成立後、大同元年度に於いては、地方團體として強力な封建的存在たりし省を法制上行政區劃としての省に變じ、又、地方團體たる縣市財政の直接の監督官廳たりし省府政廳は全部之を廢止し財政部直轄下に稅務監督署を設置し専ら監督を司らしむることとした。

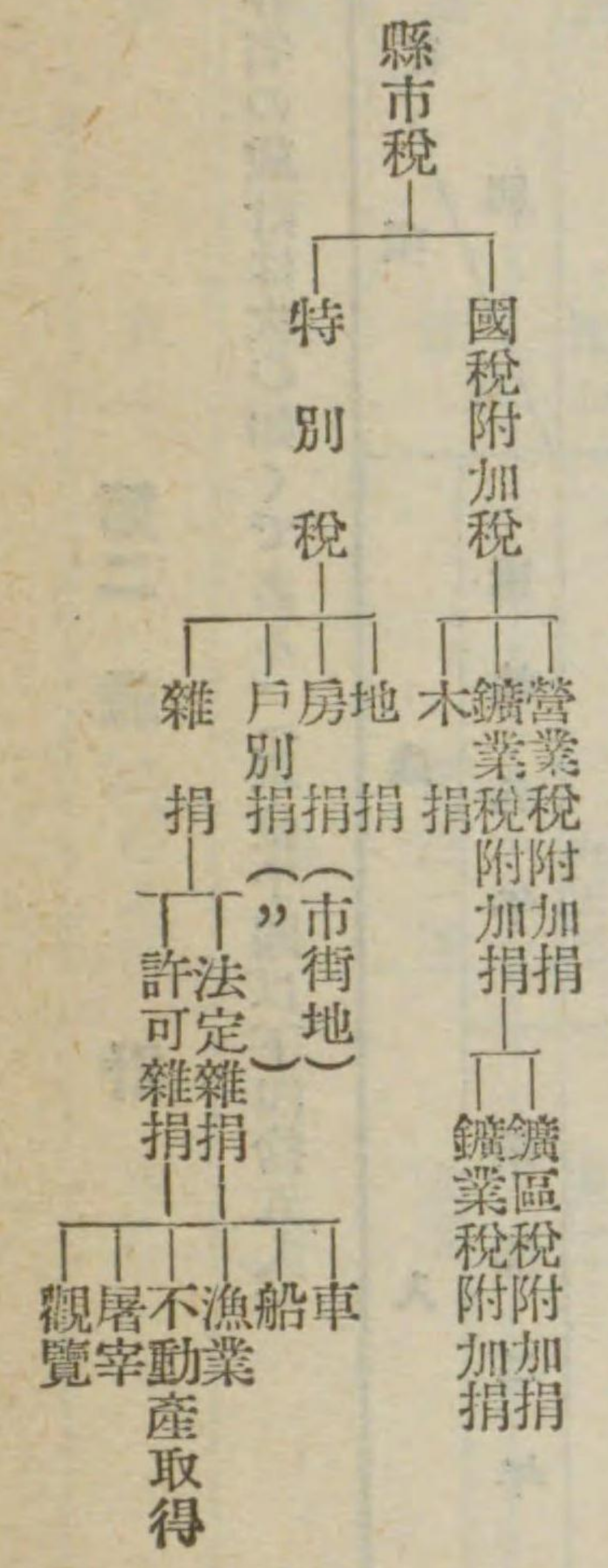
その後、治安の確立に伴ひ、大同二年度より地方團體の豫決算制度の確立、地方稅制の整理等實質的改革に着手してゐたが、豫決算制度の確立は、新省制度實施ととも本格的軌道に乗り、地方稅制の整理に就いても康德二年八月二十四日地方稅法、同施行規則の公布とともに劃期的刷新を見た。

地方制改正の根本方針は次の如くである。

- (一) 負擔に急激なる變動を來さしめざることを念慮し可及的負擔の普遍公正化を圖ること
- (二) 國稅制度との調整を圖ること
- (三) 歲入の確保を期すると共に國民の權利伸張を圖ること
- (四) 國家的統制の實を擧ぐることに

從來地方稅の賦課徵收に關し全國的に統制したものとしては僅に車牌捐、木捐並に鑛業稅附加捐の三者にすぎず其の他の地方稅は殆ど各縣市が自由の立場で定めてゐたもので、そこには何等の據るべき成法がなかつた爲全く區々不統一に陥り、監督指導上の不便が尠くなかつた。

改正の主なる點は地方稅の體系を整理し、從來極めて複雑な稅制を國稅附加稅制度と特別稅制度との併用制體系を採つたことである。即ち次の如くである。





第二歳 計

各省の歳計は次の如くである。(單位千圓以下四捨五入)

省別	歳入		歳出	
	康徳元年	康徳二年	康徳元年	康徳二年
錦州	二、九八四	一、五一九	二、九八四	一、五一九
奉天	一〇、五五二	五、三四九	一〇、五五二	五、三四九
安東	三、一五五	一、四三五	三、一五五	一、四三五
間島	一、二一六	四一七	一、二一六	四一七
濱江	六、一九四	二、九一八	六、一九四	二、九一八
三江	一、八七五	一、四七一	一、八七五	一、四七一
黒河	五九二	二一九	五九二	二一九
龍江	三、五五九	一、五四〇	三、五五九	一、五四〇
吉林	四、八七八	二、五八八	四、八七八	二、五八八

熱河	一、八〇五	七四七	一、八〇五	七四七
興安南西	四一一	二四六	四一一	二四六
計	三七、三二〇	一八、五八九	三七、三二〇	一八、五八九

備考 康徳二年度ハ半ヶ月分トス

地方財政歳入は稅收入、稅外收入、地方債等であるが、その額は次の如くである。(康徳元年度)(單位千圓)

省市別	稅收入		稅外收入		地方債
	康徳元年	康徳二年	康徳元年	康徳二年	
吉林	三、一八二	六五	一、六九五	三五	二、一六七
龍江	一、八六二	五二	一、六九六	四八	三三八
黒河	一六六	二八	四二六	七二	—
三江	九五三	五一	九二二	四九	三四二
濱江	三、三一五	五三	二、八七九	四七	三〇九
間島	四一六	三五	八〇〇	六五	三三三
安東	二、〇五三	六六	一、一〇一	三四	四八九



奉天	七、二二八	六九	三、三二四	三一	一、四四三
錦州	二、〇四〇	六八	九四五	三二	七四七
熱河	八四八	四六	九五七	五四	—
興安西南省	二八〇	六八	一三一	三三	二七一
新京市	四四八	六	五、二一一	九四	一、五〇〇
哈爾濱市	二、一二〇	二二	七、八〇二	七九	六、八一三
奉天市	七〇七	二六	一、九二二	七四	二、〇〇〇
吉林市	二九六	八〇	七二	二〇	—
齊々哈爾市	八九	三六	一五六	六四	六四

省に於いては税収入と税外収入との割合は六〇對四〇であるが、特別市及普通市に於いては一九對八一の割合で、殆ど  
 税収以外のものに依存してゐることが判る。

### 第六節 專賣制度

#### 第一 石油專賣制度の施行

石油の國內製造及資源開發の保護助長、價格の公定、供給の適正を期すべく石油の統制計畫石油專賣制度を施行するこ

とになり、康德元年十一月石油專賣法が公布せられ、四月より施行せられた。石油專賣制度は (一) 專賣品の種類の決  
 定 (二) 製造の制限 (即ち許可制度) (三) 輸出入の制限 (即ち許可制度) (四) 販賣 (政府が行ふ) (五) 配給賣  
 捌の統制 (石油元卸賣人、石油卸賣人の指定) (六) 價格公定等である。

この專賣制度は建國の精神に依り各民族協和の大方針に基いて制定せられたものであつて輸入輸出に關しても、又政府  
 の指定する賣捌人の資格でも、人種、國籍の如何を問はず一率に同一待遇を與へることになつてゐる。  
 專賣開始以來の豫決算は次の如くである。

年 度 別	種 目	豫 算 額	決 算 額
康 德 元 年	歲 入	五、二六一、〇三二	六三七、五六二
	歲 出	四、七二六、六三〇	一、四五三、〇五七
	利 益 金	七八六、七三〇	二二八、七一一
康 德 二 年	歲 入	一〇、五四九、三〇三	—
	歲 出	八、九〇八、五八六	—
	利 益 金	一、八六八、七九六	—
康 德 三 年	歲 入	二〇、一七六、七一八	—
	歲 出	一七、〇九〇、四七二	—
	利 益 金	四、三七六、一二〇	—



### 第二 阿片專賣制度と密作取締

滿洲國が阿片專賣制度を施行した目的は阿片政策の一手段として阿片害毒の絶滅を目的とせるものである。従つて阿片の專賣は財政專賣ではなく、民衆の中に滲み込んでゐる阿片吸飲による害毒を矯正するために、絶對彈壓方法を執らず之を一應白日の下に曝らし、その處理權を政府が把握し、逐次經濟的手段によつて中毒を掃蕩せんとするものである。專賣總署では目下阿片制度十年計畫を立案し實施中である。即ち次の如し。

#### 第一期施設

一、阿片專賣機關の設置 二、原料阿片の收納 三、阿片煙膏の製造 四、阿片癮者の單純登録(吸煙證下附) 五、癮者發生防止施設 六、密取引の取締 七、阿片吸飲用具の製造取引分配に關する統制

#### 第二期施設

一、卸賣人の廢止(販賣機關官營の第一歩として第一期に指定せる卸賣人を廢止し之を政府の事業とす) 二、癮者の認可登録(單純登録を制限し警察及指定醫師の調査を要す) 三、癮者救療施設の擴張整備 四、第一期施設事項の整備充實

#### 第三期施設

一、阿片煙灰の使用禁止 二、小賣人の廢止(阿片の一切取引分配供給の全部を官營とする) 三、第一期及第二期施設の整備充實

阿片專賣制度の勵行のために專賣法施行以來地方官憲の協力を得て生阿片の生産收納に關し努力してゐる。特に罌粟の栽培區域を指定し、需要に應じ生産方面の統制を行ひ、密栽培は極力之を取締つてゐる。

從來、罌粟の密作と匪賊とは密接な關係があつたので、一方は治安維持のためにも密作は徹底的に取締る一方、栽培區域を制限することになつた。即ち康德二年の栽培區域中間島地方は康德三年は禁止され、康德三年度は熱河及三江省一部と限定された。

康德二年度、秋季治安工作の成果に鑑み、康德三年度は徹底的に罌粟の密作を取締ることとなつてゐる。阿片專賣制度實施以來の成績は次の如くである。

年 度	豫 算 利 益 額	決 算 利 益 額
大 同 元 年	五、〇〇〇、〇〇〇圓	三六九、八九六
大 同 二 年	九、八二八、二四六	四六六、八二五
康 德 元 年	四、〇〇〇、〇〇〇	五、四六五、二二四
康 德 二 年	二、〇一九、五三三	—
康 德 三 年	八、八五七、八八〇	—

### 第七節 鹽務行政

鹽務行政の特殊性と、その重要性に鑑み大同二年十一月財政部内に鹽務科が創設されて爾來、複雑亂脈を極めた鹽政を統一し着々諸種の改善施設を實施してゐる。



元來、滿洲鹽價は中華民國に較べるときは遙に廉價ではあるが、他の文明國に比するときは尙甚だ高價である。鹽は人間生活の不可欠の必需品であるから鹽の價格低減は鹽務行政の中心である。されば、先づ大同元年十一月に警費鹽捐を廢止して以來、合理的鹽價の遞減を圖つてゐる。滿洲に於いて鹽價の不當に高かつたのは二の原因による、即ち

(一) 鹽は課税の有力な對象であつたこと (二) 配給の不圓滑に基因する運賃及口錢等のためである。故に財政部は、一方鹽税の低減に努めると共に他方産鹽收買に對する統制を強化し、經費の増大を極力避けつゝ配給の圓滑を圖つてゐる。

現行鹽務行政は舊政權より踏襲した鹽務機關を改組したもので次のやうな組織である。即ち、鹽税及專賣の兩地域が併立してゐる外一部には鹽税を免除された地域がある。

鹽税地域に於いては、海鹽は製産地から搬出の際、蒙古鹽は輸入の際鹽税を徴收される。興安東省及北省に於けるハイラル鹽および、西省の大部分において消費される蒙古鹽は課税されてゐない。

專賣地域は、吉黑權運署の專賣を施行する地域で舊吉黑兩省並に興安東省及北省の地域である。

鹽税率は海鹽(渤海岸及び黃海岸で製産されるもの)は百斤に付六圓、蒙古鹽(蒙古の鹹湖で採取輸入されるもの)は百斤について四圓七角である。

鹽税收入は次の如し

大同 元 年度	一八、三八六、三〇六圓 (收入額)
大同 二 年度	二〇、五四三、〇一〇 (同)
康 德 元 年 度	二二、〇二九、七二四 (同)
康 德 二 年 度	八、七三三、四六五 (七月より十二月までの實收額)

康 德 三 年 度

二二、八四八、〇〇〇 (豫算額)

康德元年以來實施せる重なる事項をあぐれば次の如くである。

(一) 鹽税の低減

帝制實施を紀念として蒙鹽、海鹽共一律に百斤に付三角の減税を行つた。

(二) 鹽價の低減

吉黑權運署所屬の鹽倉の販賣價格は數次之が値下を行つたが、間島における價格百斤十圓を最低として最高大黑河十二圓二角に達したものを康德元年三月一日より、百斤最低八圓八角より最高十一圓といふやうに七角乃至一圓五角に及ぶ大幅値下を斷行した。

(三) 海拉爾權運局鹽の接收 (康德元年七月)

(四) 精製鹽の買上

(五) 鹽業の保護助長

(六) 工業用鹽の輸出

康德元年に一億五千萬斤を輸出してゐる。

(七) 補徵税の廢止

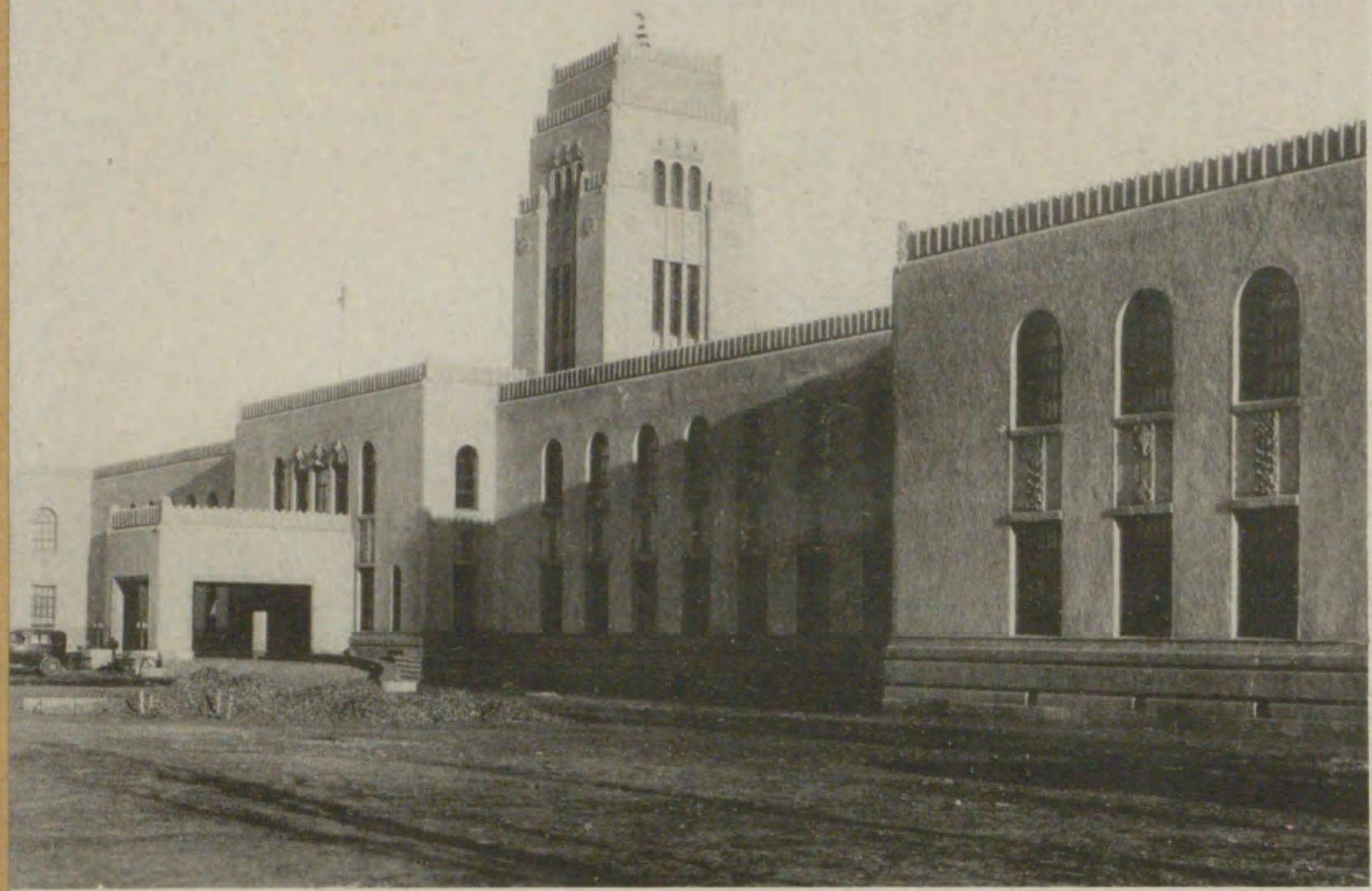
(八) 鹽政統一の工作

(九) 東邊道鹽務工作

等であるが鹽政及び鹽務機關の統一、鹽價の低減、鹽業助長に關して着々邁進してゐる。

鹽務行政の機構は次の如くである。





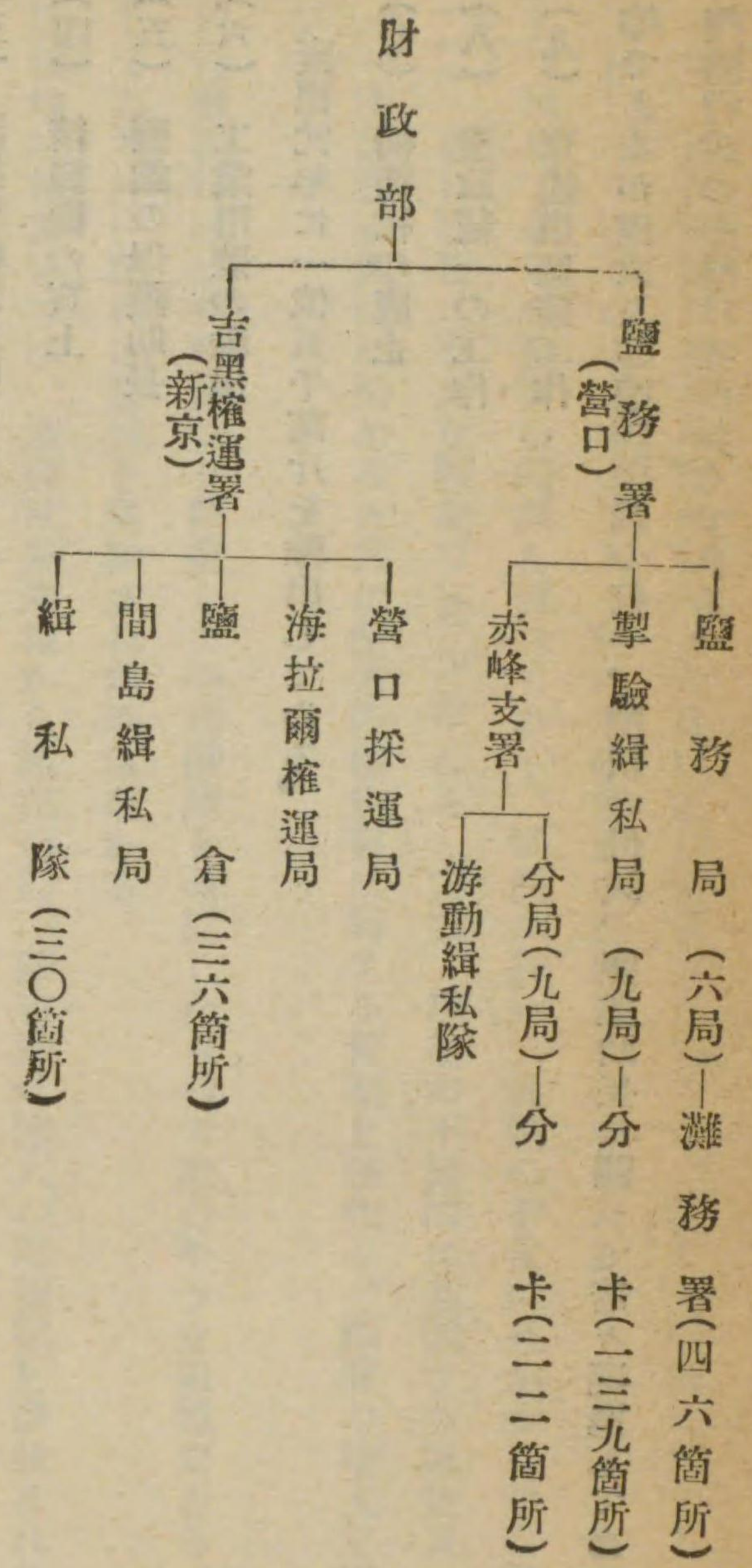
文教部



新寧南關孔子廟に於ける孔子祭



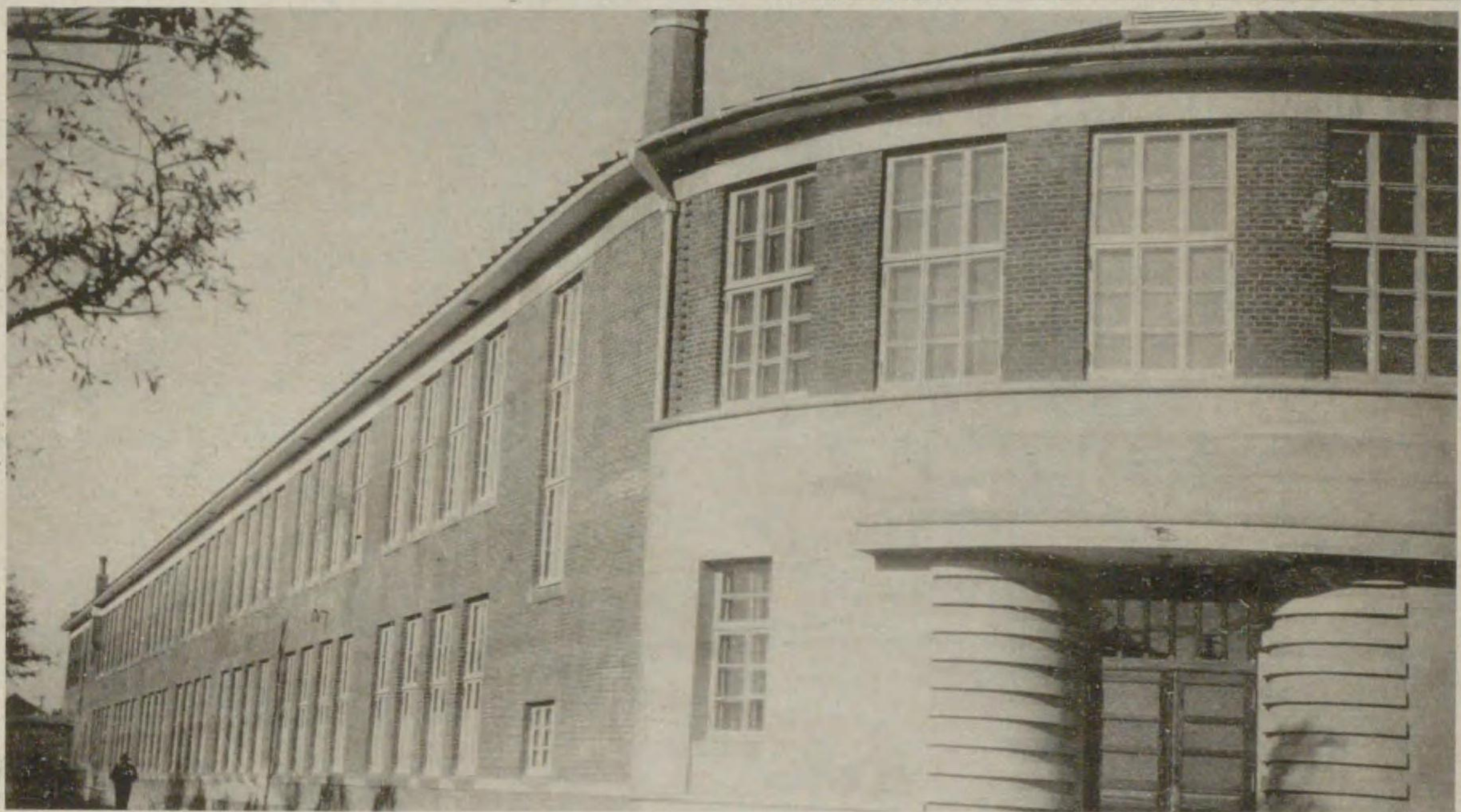
蒙政部



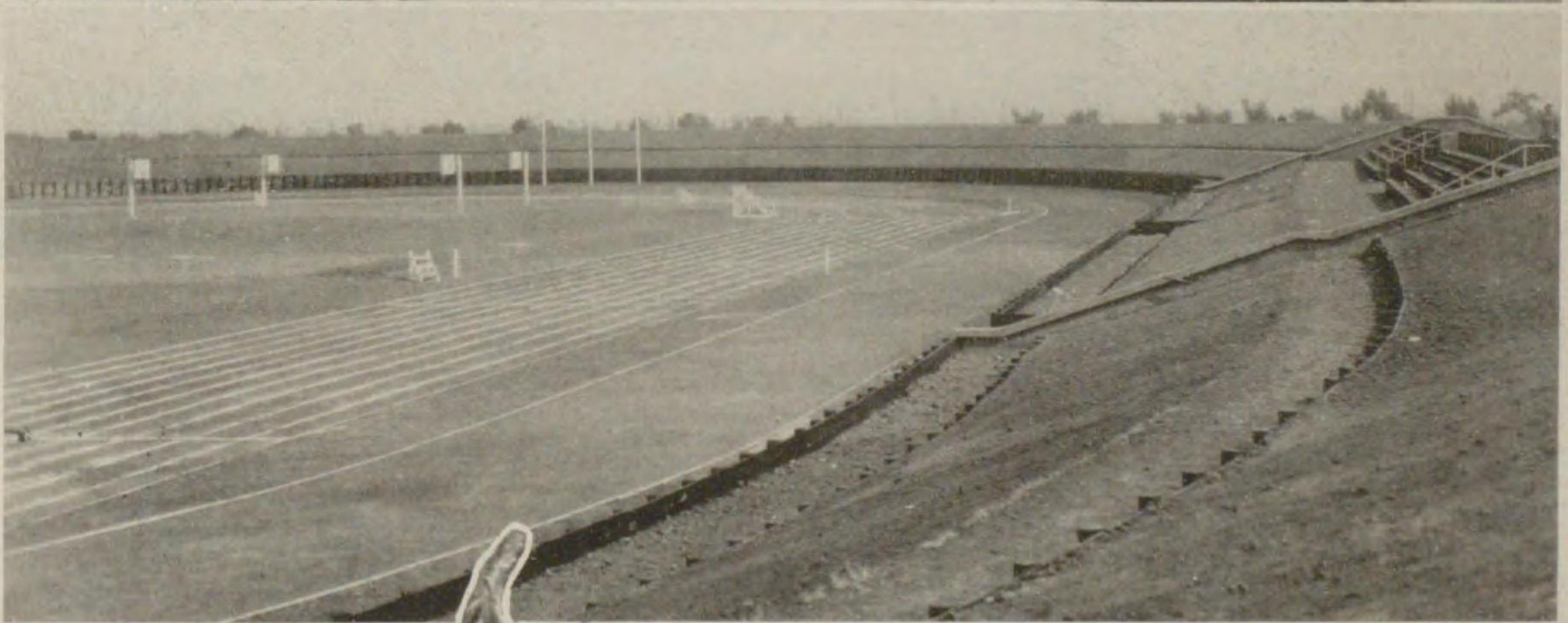




奉天國立博物館



滿人小學校(新京)



南嶺綜合運動場



童子團

## 第六章 文教宗教

### 第一節 概 說

國民精神を培ふべき教育の刷新新興に就いては建國以來夙に留意せるところであるが、先づ舊軍閥の誤れる教育の積弊を打破し王道を基調とせる教育方針を定め、道德仁愛を以て教本となし、新興國家の文化向上に努力しつゝある。即ち教育の方針は次の如くである。

- 一、爾今各學校課には四書孝經を使用教授し、以て禮教を尊崇せしむ、
- 二、仁愛を重んじ、禮讓を講じ、王道精神を發揚すると共に人民の生活方面に於いては獨立安定を計り、交誼方面に於いては自重節義を尙び、世界民族に對しては親仁善鄰、共存共榮を以て大同に至らしむ。(大同元年全國教育廳長會議決議文)

文教に關する施設としては學校教育、社會教育及其他の文化事業の三に大別し、學校教育にあつては人格の陶冶を基本として勤勞自助の精神を振作し産業滿洲國の實務教育を施すを目的とし、社會教育にあつては國情民度に則した諸施設を計畫し着々其の實現を見つゝあるが將來一段の擴張を圖るため着々計畫を建て民衆教化の徹底を期してゐる。

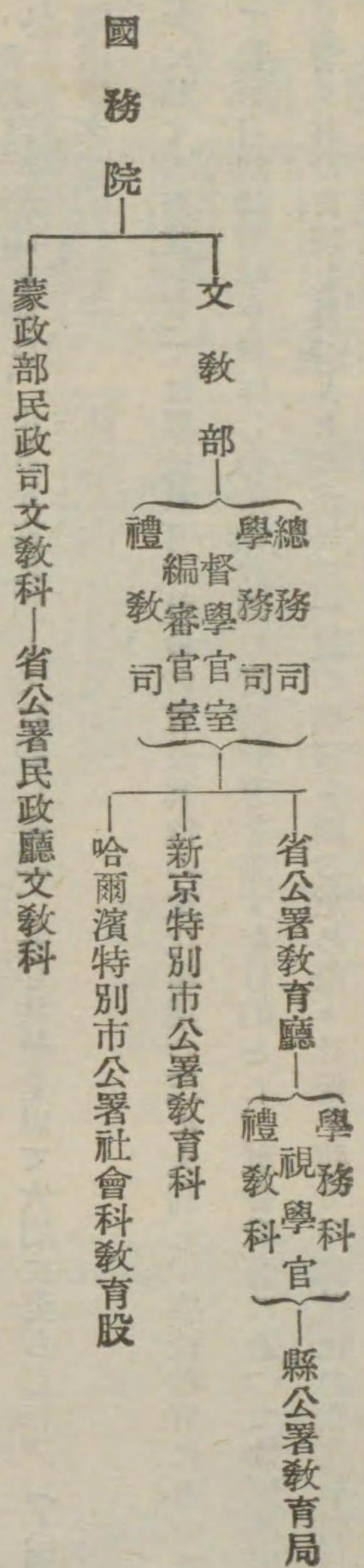
その他の文化事業としては施設すべきもの甚だ多く、就中國立文化院を創設して東洋文化の研究並に保存を圖りつゝある。學校教育としては康徳元年度より吉林に高等師範學校を創設する外教員講習所及地方教員講習會を開設し教員の素質の向上を圖つてゐる。

教育行政機關としては文教部が十省、特別市に於ける教育宗教禮俗及國民思想に關する事項を統轄す、蒙政部管内各省



の文教事項は蒙政部民政司文教科が總括掌理してゐる。  
 教育行政機關を表示すれば左の如くである。

教育行政機關系統表



備考 △省公署中黑河省は教育廳を缺ぐ

△縣公署中三等縣に於ては内務局教育股とする

舊軍閥時代は教育普及向上に對し殆ど無關心であつたために、就學率の如きも極めて低く、識字階級は僅かに全民衆の二〇%にも満たぬといはれてゐた。従つて、學齡兒童の全國平均就學率の如き大體一五乃至一七%と推定されてゐる。ただ主要都市、滿鐵附屬地の就學率は相當に高く、康德元年の調査によれば新京特別市は八〇%、奉天市は九四%、哈爾濱特別市二四%、吉林市四三%、齊々哈爾特別市五三%である。各省の平均就學率の如きも適確な數字はないが、奉天、間島、錦州安東等は比較的高く三〇%見當次いで濱江、龍江、吉林各省の一三乃至二四%と推定される。これを諸外國に較ぶれば著しく劣勢である爲、當局は二十箇年計畫で就學率の向上を計つてゐる。

全國已未就學兒童數統計表

(康德元年五月末)

省	已就學者數			未就學者數	學齡兒童數	就學者百分比
	初級	高級	合計			
吉林	五、四四五	七、八一	六、八三六	二八、一五四	三、三三〇	一八%強
龍江	四、〇九三	四、五五	五、六六七	三、八七二	二、四四九	一六%強
黑河	一、九〇三	一、四六	二、〇四九	二、五八八	四、六七	四四%強
三江	一一、一一一	一、八五	三、一九六	八、〇九三	一〇〇、四九	一二%強
濱江	五、六三五	六、八九	六、三四	四三、〇五六	四、九三〇	三三%強
閩島	一、八七三	四、二九七	三、三六九	五、五九八	七、六七七	三〇%強
安東	六、八三三	六、九四四	七、五九七	二〇、七四七	二、八七四	二七%強
奉天	三、五、九〇〇	四、九四四	三、八四六	八、六、四九	一、二五、三〇五	三三%強
錦州	二、七、七〇二	九、八四三	一、三、〇六五	二、八、二六六	四、五、八九一	三三%強
熱河	七、六、六〇	六、九元	七、八、五九	一、八、八七	二、六、四〇八	三〇%強
新京特別市	三、四、八五	八〇八	四、二、九三	一、〇、四七	五、三、四〇	八〇%強



哈爾濱特別市	四,八三三	四八	四,七六三	一五,〇四三	一九八〇六	二四%強
舊北滿特別區	一四,四八八	二,八六六	一七,二四四	四三,七六八	六,一〇三	二八%強
興安全省	二,九六一	二九	二,九三〇	八,三三四	一〇,九三四	四%強
合計	八七,七三二	三,三九九	九〇,六〇〇	二七〇,八五三	三,六七五三	二五%強

備考 (一) 右表は小學校のみに關する。例へば黑河省に於ける就學率が奉天省のそれに比較し大なるが如き不合理に於ける調査未到に據る。

(二) 列國の文盲者割合は獨乙〇・〇三% 加奈陀三・八%、米國四・三% 佛國五・九% 日本八・五% ソ聯一〇% 等である。(矢野氏編國勢圖會による)

### 第二節 學校教育

#### 第一初等教育

小學の修業年限は六年にして、初級四年高級二年であつて、未だ義務教育制度が施行されてゐない。學齡は民國時代より滿六歳と規定され我國も建國とともに、之を踏襲したが、實際は七、八歳乃至十一、十二歳にて就學する理である。小學校の設立主體は省、市、縣、區等の公立と私立等別れてゐるが、省立、縣立等多くは省城又は縣城に在り、其の組織設備は完備してゐるもの、或は相當體裁の整つてゐるものがあるが、區立等に至つては殆ど單級組織で設備の如きも極めて不完全である。これに反し國內の私立小學校は概ね宗教團體の設立にかゝり、其の組織、設備等は比較的整備されてゐる。

教職員は一校約一人八分見當で、市街地は其配置比較的良好であるが其他の地方は一校一人にして區、村立小學校の如きは教員の素質劣悪で、師範學校の卒業者すら僅少なる現狀である。俸給の如きも平均月額二〇圓乃至三〇圓である。これは従來經營は學校長の請負制度によれるが爲である。

當局はこの制度を根本的に改革し、教員の素質向上、生活安定を計るべく鋭意攻究中である。

小學校一覽表 (康德元年末 文教部調査)

地域別	學校數		教職員數		學生數	
	初級	高級	初級	高級	初級	高級
吉林省	六八	一〇三	一,六〇八	三三三	一,九三〇	五,九三三
龍江省	三九一	一〇七	九,九三	三,八七	一,三八〇	三,四〇〇
黑河省	四	二	三	一七	七九	三,一三九
三江省	四	三	二五〇	六	三六	一〇,五〇八
濱江省	四九	一四〇	一,〇二四	五二八	一,五四三	四,七四八
間島省	五	三	二七九	六	三四八	一,一六二
安東省	一〇,一八	一五六	一,七五八	四一〇	二,一六六	六,四六三
合計	一〇,二二	一,一三	一,七五八	四一〇	二,一六六	六,四六三



奉天省	五、八九	五七	五、七六	八、〇七	一、七〇	九、七七	三、五三	三、六六	三、七八九
錦州省	二、四八	二六	二、五四	三、〇九	三、四三	三、五三	二、九〇六	七、七〇	二、六八六
熱河省	八九	五四	九三	一、七四二	一八九	一、九四	二、四二	一、七六六	三、〇三三
新京特別市	三三	三三	二六	一〇四	四	一、五三	三、七〇一	一、三三八	四、九二九
哈爾濱特別市	五	九	一四	一五	三〇	一、五五	四、四七	七八	五、一四五
舊北滿特別區	四	六	一〇	一九五	六〇	八、六五	一、六九九	一、三六八	三、〇六七
興安省	九	一七	一〇八	一三六	九	二、二七	六、二三	四、七五	六、七四八
合計	二、四九	一、四七	三、三九六	一九五二	四、七〇	二、四、六一	七、三、九二	九、四、七六	八、六、七〇

### 第二師範教育

師範學校を大別して師範學校、師範講習科及び師範中學校の三である。師範學校には省立、縣立等があり、初級中學校卒業者を以て入學資格となし、修業年限は三箇年である。師範講習科及師範中學校は所謂鄉村師範學校で高級小學校卒業者を入學せしめ三箇年修業である。然しこれらは大部分中學校或は小學校に併置されてゐて、生徒の如きも隔年又は三年に一回募集されるにすぎない。

されば文教部は教育振興の根本たる優秀なる教員養成に力を注ぎ曩に勅令を以て師範教育令を公布し、師範教育の指針を確立し、以て國民の師表たるべき人物の養成に努めつゝあり、尙、教育機關として高等師範學校及教員講習所等が新設されてゐる。就中教員講習所は建國精神に基き小中學校教員素質改善を圖る目的を以て各地方の現職教員を選抜し、之に講習訓練を與へる機關である。

大同二年四月新京に開所され、期間は最初三箇月で毎回百名を入所せしめ已に一千餘名の卒業者を出してゐる。康徳三年度より講習期間を六箇月に延長された。

師範學校一覽表 (康徳二年五月現在)

省	立			縣			立
	學校數	學生數	教員數	學校數	學生數	教員數	
吉林	三	八八八	四八	二	九六	一〇	
龍江	二	五三二	三五	四	一九〇	一五	
三江	一	八二	四	一	一	一	
黑河	一	一	一	二	五四	七	
濱江	二	四四三	二五	一一	七三〇	五三	
閩島	一	一八七	一二	一	二九	三	



省	熱河	錦州	奉天	安東		
學校數	二	一	六	二		
教員數	一六一	二七九	二、三三八	三八七		
生徒數	二六	一〇	九九	二二		
縣	興安各省	舊北滿特區	熱河	錦州	奉天	安東
學校數	三	二	二	一	六	二
教員數	二九六	一七七	一六一	二七九	二、三三八	三八七
生徒數	二二	一四	二六	一〇	九九	二二
合計	二五	五、七七〇	三三六	八二	六、一八五	四一〇
合計	二五	五、七七〇	三三六	八二	六、一八五	四一〇

この外私立の師範學校は間島、錦州各一箇所あり、教員は合計一二、生徒一二四名である。

### 第三 中學校教育

中學校は修業年限初級三箇年、高級三箇年にして、初級中學は高級小學校卒業者を入學せしめ、高級中學は初級中學三箇年修了者を入學せしめる。高級中學は概ね農、工、商、實科中學である。

然して是等中學校の教員の素質學力等は一般に低劣であるので文教部當局銳意之が向上を計りつゝある。建國以來從來の排外排日の教育を排除し、三民主義の教義に代ふるに經學を以てし、學生の志行の歸趨、修養の根源を明示し専ら人格の陶冶に力をつくし、更に實學を奨勵し、我國中堅人物の養成に専念してゐる。

中學校一覽表 (康徳二年五月 文教部調査)

省	立		縣		立	
	學校數	生徒數	學校數	教員數	生徒數	生徒數
吉林	四	一、一七七	八	五四	八九一	
龍江	二	四五三	四	二三	四〇八	
黑河	一	一	一	三	七九	
三江	一	一	三	二四	三三五	
濱江	三	六一〇	八	五〇	七四七	
間島	一	一	二	七	一二七	
安東	一	一	一七	一一二	二、三七五	
奉天	五	二、三〇四	四九	三七七	七、八六五	
錦州	一	一	一八	八三	二、三〇八	
熱河	一	一四	一	九	八八	



新 京 特 別 市	一	七	一三〇			
舊 北 滿 特 區	七	一一五	二、二九三			
合 計	三	二四九	七、一八一	三四三	七三六	一四、九四八

この外に私立中學校としては吉林省二、龍江省三、間島省七、奉天省一二、錦州省五、新京特別市二、舊北滿特區一四計四五教員數五九一名生徒數は七、八七一名に上る。

#### 第四 實業教育

實業學校は初級、高級の兩級に分れ共に三箇年の修業年限であつて、入學資格は初級は高級小學校卒業者、學級は初級三年修了者を以てする高級中學校に均しい。民國時代は實業教育は全く顧みられず、中學校に比して甚だ振はず設備不全内容極めて貧弱であつたが、滿洲國建國と共に實業教育の振興を圖り、産業開發にあたり、國民の福祉増進に貢献すべく中堅人物の養成を目的として實業教育機關設立を計畫し、康徳三年度より奉天に高等農業學校を開設した。康徳二年五月現在の調査によれば省區立實業學校は一四、教員數は一八九名生徒數は二、〇九六名である。縣立實業學校は一六、教員數は九二名生徒數一、五六〇名、私立實業學校は六、教員數は一三七名、生徒數六九六名である。

#### 第五 高等教育

民國時代の高等教育機關としては奉天の東北、馮庸の二大學、錦州の交通大學、吉林の吉林大學其他哈爾濱にはリ聯の勢力下にある工業、法政の二大學等があつたが、これらは何れも三民主義又は共產主義的色彩濃厚であつたため滿洲事變後教員、學生は多く離散し、閉校のやむなきに至つた。その後治安確立とともに教育機關の整備と相俟つて、漸次高等教育機關は整備さるゝに至つた。即ち、康徳元年には中等教育の重責にあたり、かねて國民の儀表なるべき人物養成のために吉林に國立高等師範學校が開設せられ、更に康徳三年四月よりは奉天に高等農業學校が開設せられた。高等農業學校は農本國たる我國の斯業開發の研究家、指導者たるべきものゝ養成を主眼としたもので、力行實踐の士を打出することを目標としてゐる。修業年限は前者は四箇年、後者は三箇年である。

尙、國立專門學校並同程度學校は右の二校外に吉林國立醫院附屬醫學校、司法部法學校、奉天獸醫養成所、農林技術員養成所があり、この外に哈爾濱法學院、俄文師範專修學校等がある。官吏養成の學校として大同學院がある。私立專門學校として奉天醫科專門學校、哈爾濱聖ウラヂミル專門學校、同じく北滿高等工業學校、工業大學校等がある。

#### 第六 私塾教育

私塾は我國の教育機關としては最も古く且つ原始的な存在にして比較的發達してゐる。是等の私塾は初等教育機關の普及せざること、人口稀薄の爲交通不便なること及び、從來學校教育を歓迎せざること等の爲に發達を遂げたもので、教科書として、論語、孟子、孝經或は三字經の如き經書を教授し、之によつて文字を知得し、又は文章練磨の方便として來たものである。私塾には二種類あり、一は教員自ら經營者となり、近隣の兒童を集めて教育するもの、二は部落の父兄或は有力資産家が教師を招聘し開設したものである。その發達過程及其の實績に鑑み將來その發達指導方法に就き文教部當局は研究を進めてゐる。

目下私塾の數は次の如くである。



全國私塾統計表 (康徳元年末 文教部調)

地域別	種別	私塾數	教職員數	塾生數
吉林省		八九三	八〇四	一八、一五七
龍江省		五七二	五七二	一二、六三九
黑河省		一四	一五	二七七
三江省		一三六	一四一	二、九二〇
濱江省		一、三〇八	一、三二九	二六、六一三
間島省		五五	五八	九五〇
安東省		八	八	一五〇
奉天省		六九七	七〇一	一一、八四八
錦州省		二四〇	二四八	四、三二二
熱河省		一、五七四	一、六〇四	二七、六二七
新京特別市		二五	二八	八三二

第七節 留學生

哈爾濱特別市	一三二	一三二	二、〇四二
舊北滿特別區	一六四	一六四	一、九三〇
興安全省	一七一	一七一	二、八四二
合計	五、九八九	六、〇六四	一一三、一三八

我國の教育事業は暫く其の主力を普通教育に注ぎ高等専門教育機關の施設未だ周ねからざるを以て該教育は殆ど之を諸外國に依據する現狀である。文教部は留學教育の必要を提唱し、大同二年三月以來、多數の留學生を友邦日本に派遣し多大の收穫を納めつゝある。特に日滿不可分關係に鑑み、日本精神の理解、日本文化の攝取等は現段階の我國にとつては緊急缺くべからざるところである。康徳二年七月の調査によれば日本内地に補助留學生は二六五名に上り、この外優秀な教員を康徳二年度三二名留學させてゐる。尙、私費留學生は非常に多數に上り、東京の各専門學校に入つてゐるものだけで約一千名、外五百名が受験準備中である。建國當初は僅か八〇名にしかすぎなかつた留學生は現在では東京をはじめ北海道、仙臺、名古屋、京都、大阪、神戸、奈良、山口、福岡、長崎等各地にあるものを合せると約一千七百餘の多數に上つてゐる。

第三節 教科用圖書



建國と同時に従来使用して来た三民主義の教科書は全部廢棄し、四書孝經等の經學等を以て之に代へ各學校の教科用圖書は之を國定制となす方針を決定し、國民に建國精神を徹底せしめ、民族協和、日滿不可分關係を理解せしめ文教の根本たる道德仁愛の道念を把握せしめんことを期してゐる。仍つて、大同二年三月之が編纂に着手し、康德元年九月第一期國定教科書として發行、全國に無料配付を行つた。その後引續き第二期國定教科書の編纂を急ぎ康德二年末に於いて小學校用教科書の編纂は大體完了し、中等學校用國定教科書も其の一部を完了した。

建國當初に於いて國定制を確立したとはいへ編纂上一時に全教科書を發行することが不可能であつたため、文教部は過渡的施設として審定制を採用し、大同元年教育廳及南滿洲教育會教科書編輯部の編纂にかゝる小學校用教科書十二種五十四冊を審定しその使用を認め、更に康德二年六月訓令を發して従来各學校に於て使用してゐる教科書で國定若くは審定ならざるものは文教部の認可を受けしめることにした。

新教科用圖書は次の如くである。

- 一、初級小學校教科書 五種 十二冊
- 一、高級小學校教科書 四種 四冊
- 一、初級中學校教科書 六種 十四冊
- 一、初級小學校教授書 四種 六冊

#### 第四節 蒙古人教育

蒙古人の教育は地域的理由と政治的影響によつて、極めて不振で、其施設の如きも見ざるべきものは殆んどなく、一般知識の涵養に必要な書籍の如きも、民間に散在するものは甚だ少ない。特に蒙文を以て編纂されたものは指を屈するに

すぎず、文化の水準は低く、少數の官吏を除いては殆ど文字を解するものがない状態である。王公と共に指導的地位に立つ喇嘛僧の如きも、自らの特殊的地位に甘んじて遊惰に流れ、其知識の程度は極めて低い。

これは清朝以來の治蒙策が然らしめたこと、水草を追ふて廣漠な原野に牧畜を以て生活してゐたためにその生活環境が教育するに極めて不便であり、又其必要も生じなかつた爲めである。

然し漢土文化の進入、歐洲よりするスラブ文化の進出に伴ひ、文化に對する要求昂揚し、教育施設の必要を痛感し、心ある王公間には早くも學校を開設し、教育を行つたが、その組織は依然、舊態を脱しなかつた。

然るに我國建國以來、民族協和の精神に則り、文化の普遍的光被を目途し、取り残された蒙古人の向上のために多大の努力を傾注してゐる。即ち、主管官廳たる蒙政部（建國當初は興安總署）は管内文教機關を指揮し、極力蒙古文化の促進を廻り、教育施設の普及發達に努めてゐる。蒙古人教育の方針は次の如くである。

- (一) 初等教育に就ては各旗縣に於いて夫々五箇年計畫を立て専ら實業教育を施し、勞作を奨勵し、以て蒙古地方の産業開發に用ふる人材を養成せんとす。
- (二) 中等教育に於いては文化向上と實業開發に當るべき中堅人物並に師範人材の養成を主眼とせり。興安學院設立の如きは此の目的の具體化なり。

現在蒙政部管内各省別初等學校教員、生徒數は次の如くである。（康德二年十二月末現在）

各省別	項目	學校數	教員數	生徒數	備考
總	數	1101	460	13,616	
興安東省		37	62	1,955	



興安南省	九五	二二三	七、六一五
同 西省	五六	一二四	三、三四九
同 北 省	一三	四一	七〇七

中等學校は王爺廟にある興安學院及齊々哈爾の師範學校との二つであつて、教員數は一四名生徒は二一五名である。從來、蒙古人師範學校として、奉天に興安第一師範學校及齊々哈爾に蒙古公立師範學校の兩校があつたが、康徳二年之を改革し内容の整備充實を圖ると共に、奉天の興安第一師範學校を廢止し現在は學生を齊々哈爾に合併收容し、蒙政部の直轄學校となしたものである。

### 第五節 社會、文化施設

#### 第一 概 説

國民の文化向上は學校教育と相俟つて社會教育の振興に俟たねばならぬ。されば列國は社會教育の普及について多大の努力を拂つてゐる。我國は特に從來學校教育の不振に鑑み特に社會教育の徹底に努力してゐる。即ち、地方社會教育施設として次の如きものがある。

#### 第二 地方社會教育施設

##### (イ) 民衆學校

我國の民衆の大部分は學校教育を享ける機會を持たず文化の恩恵にも浴し得ない。この弊を補足するためにこれらの青

年及成年に王道主義による精神を注入し、且つ日常生活に必須な簡易なる知識技能を授け道德及衛生觀念を養成せしめるため國民の閑暇時期を選び、夜間開校し、三箇月、六箇月乃至一箇年間授課するものが民衆學校である。全國に現在總數二、三二六校、其中私立一〇〇有餘校がある。文教部は全國民衆學校振興獎勵金を交付し新施設の普及發達に力めてゐる。

##### (ロ) 民衆教育館

地方社會教育實施の中樞綜合施設で民衆教育館事業の主なるものは、識字處、問事處、講演所、閱報處、閱書室、民衆學校、日語講習會の實施、經營、各種展覽會の開設、體育衛生に關する指導並教化民衆娛樂の改善指導等にあたる重要な社會教育施設である。

##### (ハ) 青年訓練所

農村青年を養成訓練し、農村開發の先驅者、保甲制度運營の中堅分子たらしめる目的で最初中央防衛地區治安維持會にて青年訓練所を管下十二縣一旗に開設したが、同維持會の解散とともに夫々に關係各省が之を繼受した。現在では奉天省下にては梨樹、昌圖、遼源、雙山の四縣吉林省下では長春、雙陽、九臺、德惠、農安、長嶺、乾安、伊通、懷徳の九縣及郭爾羅斯前旗の一旗である。その終了生は康徳二年十月まで約二千名でその成績は極めて良好である。

この外、新京地區治安維持會開設にかゝる新京地區保甲青年訓練所があり、管下六縣の青訓終了者中最も優秀なるもの各五名を選んで三箇月間再教育を實施し、既に二回終了した。これら社會教育施設を表示すれば次の如し。

全國地方社會教育施設數表 (康徳二年七月調)

地方別	民衆學校	日語講習所	講演所	民衆教育館	圖書館	博物館
吉林省	七二	三二	七	一八	五	



龍江省	二七	二九	一	一一	九	
黑河省	一三	六		一		
三江省	一四	八	一	七	一	
濱江省	三四	六〇	一一	一九	四	
間島省	二九	五	三	四		
安東省	一七二	二一	六		九	
奉天省	一、五七一	五九	一九	四	二一	一
錦州省	二六八	一二	三	二	七	
熱河省	一一三	一九	三	九	二	
新京特別市	四	一〇	一	一	一	
哈爾濱特別市	五	四		二		
北滿特別區	一	一九				一
興安省	三					
計	二、三三六	二八四	五五	七八	六〇	二

### 第三 教化事業

教化事業として電影（映畫）教育、ラヂオ教育及民衆娛樂等があり、建國以來多大の貢献を納めてゐる。教化事業中特記すべき事項は教化建設指定村の設置である。我國の農村は引續く天災と軍閥多年に互る誅求により民心は極度に萎靡退嬰し、農民の道義心、向上心を著しく阻碍するに至つた。よつて、文教部は健全農村建設を目的として先づ、教化による民心の強化向上を計り、農村疲弊の根本的原因を除去し先づ一箇の模範農村を確立し、之が影響を四隣に及ぼし以て徐々に全國農村の精神的、物質的建設に資せしめんことを期し、康徳元年十一月奉天省瀋陽縣第二區古城子村を教化建設村として指定した。其の成績頗る良好で指定後一箇年にして既に同村を中心とする十二箇村の農産物品評會を舉行するなどめざましき發展を見せてゐる。尙、吉林省九臺縣内頭道溝にも教化建設村を指定し、著々施設中である。

### 第四 社會教育指導者養成

社會教育の衝にあるものゝ適否は直に社會教育の成果に影響するを以て、指導者の養成に着意し、康徳元年五月より康徳二年十月まで六回に互り錦州、奉天、吉林、齊々哈爾、哈爾濱、安東の省城所在地に於て實施し多大の効果を擧げた。この外康徳二年十一月奉天省は第一回省主催地方社會教育講習會を海城縣に於て實施した。社會教育指導の中堅人物を養成する目的を以て康徳元年度以降年々全國各省より優良な人物を選拔せしめ一箇年間日本に留學派遣せしめてゐる。第一回は一〇名熊本縣立青年學校教員養成所及青森縣立青年學校教員養成所に入所せしめ第二回一〇名同所に留學せしめた。



## 第五 教化修養團體

教化修養の團體として左の如きものがある。

### 1、童子團

大同元年九月滿洲國童子團聯盟を結成、中央に本部を置き地方に地方聯盟を置き全國的に活動してゐる。童子團運動の主眼を指導者の養成に置き大同元年より毎年指導者實修所を開設し訓練をなしてゐる。その修了者三〇〇名以上である。

### 2、青年團

地方に於いて青年團が設立せられてゐるが未だその数は三〇に満たず特記すべきものがない。

### 3、婦女會

全國數四〇、康徳二年九月滿洲帝國々防婦女會が結成されてやゝ活動をはじめたのみである。

### 4、教化團體

教化團體としてあぐべきものは萬國道德會及孔學總會である。この外伊斯蘭協會、世界紅卍字會、世界大同佛教會等がある。

## 第六 禮俗事業

禮俗事業としては孝子節婦の表彰、敬老禮節文廟祭祀、國樂社等がある。

## 第七 文化施設

文化施設として東方文化の研究を目的とする國立文化研究院、國立圖書館、國立博物館がある。文化研究院は近く設立される筈であるが、國立博物館及び圖書館は既に開設されてゐる。

國立圖書館は奉天にあり四庫全書をはじめ約十二萬冊の藏書を有してゐる。國立博物館は康徳二年六月開館したもので奉天にあり、建國當初各處に散在せる美術品及學術的資料を多數藏してゐる。これらの所藏品は事變當時日本軍の好意によつて保護蒐集せられたもの及び篤志家の資料供給によつたものであつて主として、東洋繪畫、工藝品及歴史的資料である。

## 第五節 宗教

### 第一 概説

我が國に於ける宗教は民族の數多きため種々雑多ある。そのうち佛教、喇嘛教、道教、回教、基督教等が主なるもので其他滿洲族間に信仰される薩滿教等がある。

### 第二 佛教

佛教傳來の歴史は古く高句麗時代で、遼金の時代より汎く傳播され、その宗派には多數あるがそれは寧ろ學派の名稱と見るべきものである。主なるものとしては、臨濟、天台、淨土、眞言等である。宗教の教育が徹底せぬため僧侶の學識低く教理に對する知識もなく、誓、經文を口誦し、念佛を唱ふるにすぎず、社會の儀表となり、民衆の導師たるに適しない。



然し、最近、傑僧倭虚及其の高弟たる極樂寺(哈爾濱)楞嚴寺(營口)般若寺(新京)慈恩寺(奉天)等の高僧等によつて新興佛教運動が興され、活潑に民衆へ働きかけてゐる。これはいづれも宣講所、流通所(佛書頒布所)などを設け、または佛教會、居士林などの如き知識階級の爲の修養道場を經營してゐる。

一方、日本佛教との提携に因り、滿洲佛教の代表者十名を日本に派遣し、康徳元年七月、日本に開かれた汎太平洋佛教會議には哈爾濱極樂寺の如光法師團長となり二十四名とともに出席した。また、交換留學僧制度を定め哈爾濱極樂寺と日本天台寺との間に相互交換修業せしめることとなつた。現在比叡山滿僧八名、哈爾濱極樂寺に日本青年僧七名修業中である。

現在佛教に關する統計をあぐれば(大同二年調査) 寺廟九一三、僧侶二、一一九 信者男二二二、六九八 女一七七、六一二 合計三九九、三一〇名である。

### 第三 喇嘛教

喇嘛教は西藏に起つた佛教の一派であるが、滿洲に於いては蒙古全階級が絶對的な信仰をさしつけてゐる。滿洲に於ける喇嘛教は、黄教であつて、蒙古地帯いたるところに堂々たる喇嘛の廟宇が認められる。興安省内の著名な廟宇とは西省のハイ廟、バチロス廟、ノンナイ廟、昭廟、南省の葛根廟、莫力廟及び北省の甘珠爾廟が挙げられる。

現在國內にある喇嘛廟の總數六六二喇嘛僧の數は二八、九八五(康徳二年三月—八月蒙政部調)である。蒙古全人口に對する喇嘛の比率に就ては興安全省では四・三%省外蒙旗では一・八六%にあたる。

### 第四 道教

道教は三十六宗七十二派に分れ、寺院は通常「觀」と稱せられ「宮」廟と呼ばれ滿洲の代表的なものは千山の「無量觀」奉

天の「太清宮」等である。一般民衆の信仰對象として尊崇されてゐる。

娘々廟、財神、藥王、關帝廟等は何れも道教的色彩を持つてゐる。

廟宇數 一、〇七五 布教者(道士) 二、〇〇六 信者 二三五、七八六(大同二年十二月末現在)である。

### 第五 回々教

回々教はマホメツトを教祖とせるもので滿洲に傳播せられたのは比較的近代のことに屬し、約百數十年の歴史しか持つてゐない。アラ一を最高の絶對神として偶像崇拜を拒否し、決して他教徒と結婚せず、嚴格な戒律を守り、風俗習慣を墨守し、團結が極めて鞏固であるが他民族とは非融和的であることが特徴である。

回教徒の部落には必ず清真寺があり清真小學校を設け、子弟を教育してゐる。

回教の廟宇の數は一八〇、布教者は五〇五であつて、信徒の教は約二〇〇萬と見られてゐる。信徒は奉天省を筆頭に吉林省之につぐ。

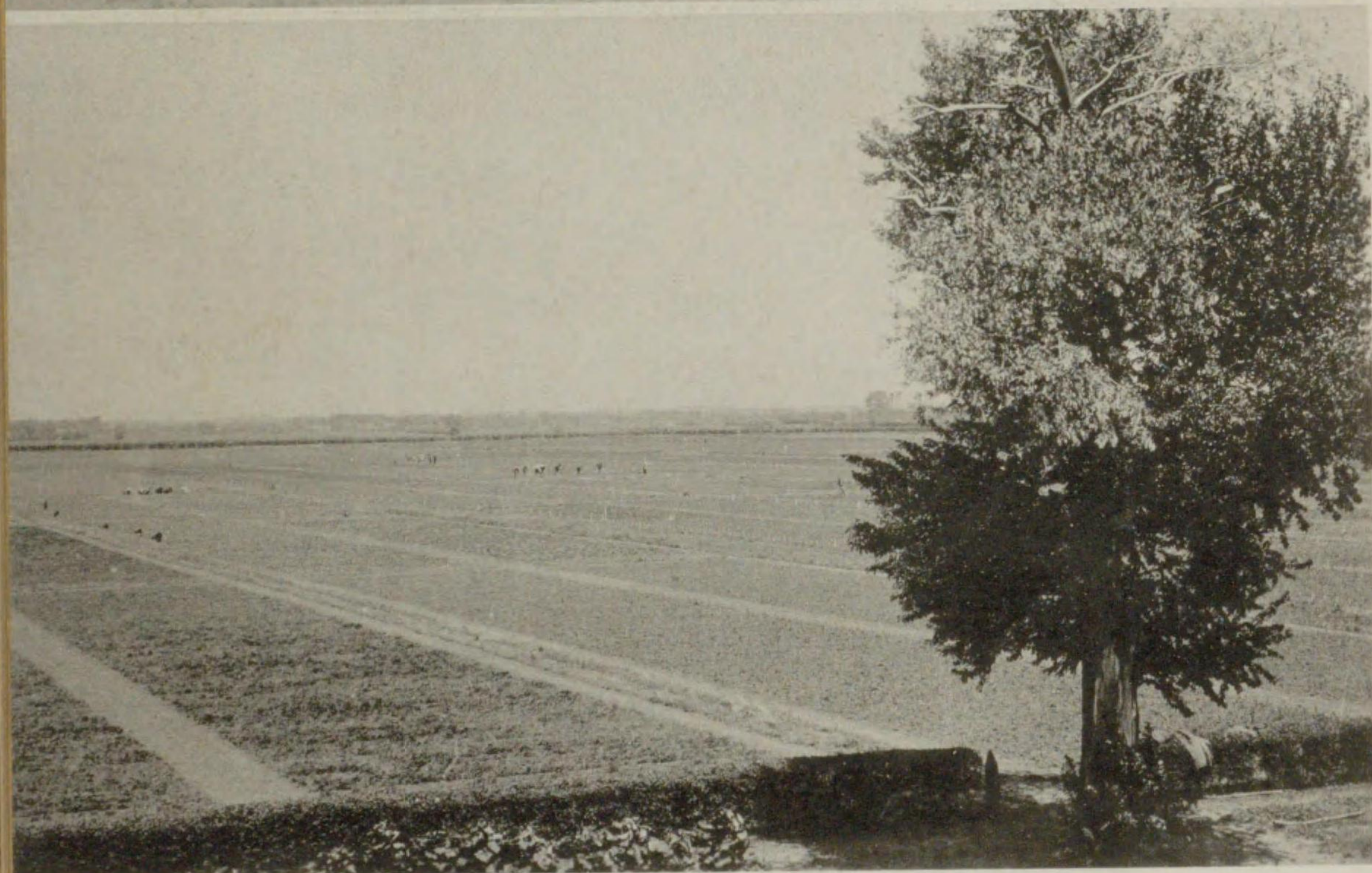
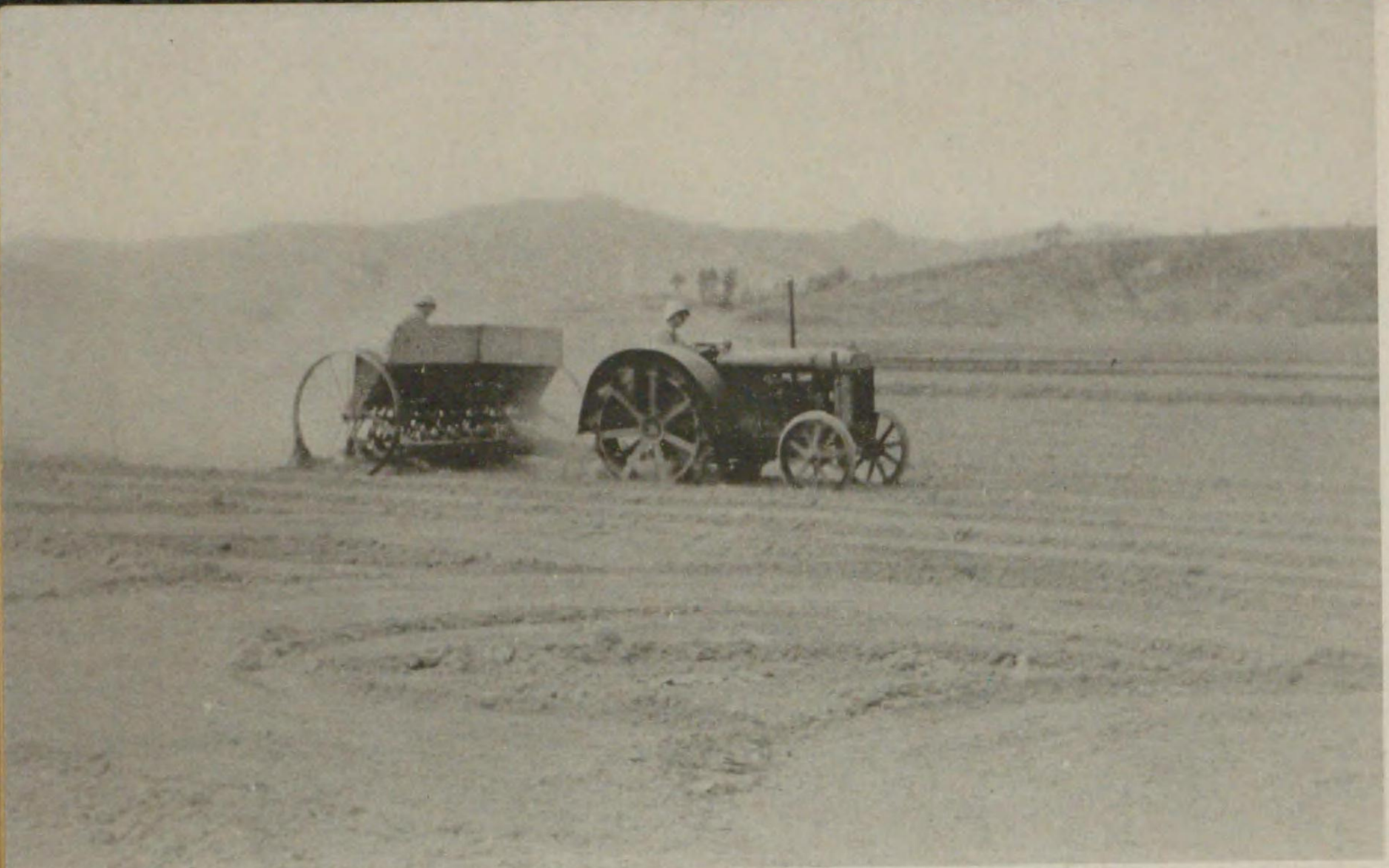
註 文教部發行康徳二年禮教概要には六〇萬、統計處發行第二次滿洲國年報には二十五萬餘とあるが、これは何れも過少に失する。

建國後、滿洲國內回教徒會員相互の親睦、社會福利の増進、教義の宣揚、教育の普及を標榜して大同三年二月新京伊蘭協會が結成され、次いで康徳元年七月伊蘭協會の統一を期し組織された。康徳二年六月現在の調査によれば分會の數一四七あり十一の辦事處を有し、職員三、七八一である。

### 第六 基督教

滿洲に基督教が布教されたのは一八六六年ウヰリヤム氏によつてである。爾來教勢に消長隆替があつたが、現在十餘萬





農事試験場



大豆畑

の信徒を有し、外國の宣教師のみにも三百人にして、彼等は布教の傍ら地方民に醫療を施し、農業を教へ或は小學校を設立し一般民衆を教化するなど文化開發につくした功績は偉大なるものがある。

滿洲に於ける基督教は主として天主教にて全國に教會網を張つてゐる。即ち全國を九教區（奉天、吉林、撫順、四平街、齊々哈爾、延吉、依蘭、熱河、赤峰）に分ち各教區に一名の司教を置き現在教徒數は約十四萬、宣教師三百名に上つてゐる。

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some words like '宣教師' and '教徒' are visible.)





棉花の積込



公主嶺の羊群



馬の放牧(王府)

## 第七章 産業

### 第一節 概説

我國は地大物博にして東亞の寶庫と稱へられてゐる。この廣大なる資源を開發し、國民民福を圖り、王道樂土を築くことは我が國建國の理想であり、建國宣言にある如く、「實業を獎勵し、富源を開闢し」以て生計を維持する方針の下に着々經濟建設に努力してゐる。即ち建國工作の第一歩たる治安の維持と國情の整備と相俟つて經濟建設に進むべき段階に到來したので大同二年三月一日建國一周年を期し經濟建設綱要を示し王道主義に於ける經濟政策を中外に發表した。その根本方針は

「無統制な資本主義經濟の弊害に鑑み之に所要の國家統制を加へ資本の効果を活用し、以て國民經濟全體の健全且つ濫刺たる發展を圖らんとす。斯くして國民大衆の經濟生活を豊富安固ならしめ其の國民生活を向上し國力を充實し、併せて世界經濟の發展に貢獻し文化の向上を圖り以て建國の大理想たる模範國を實現するは經濟建設究極の目標なり。」としてこの大目標に到着する爲めに次の四大根本方針の下に經濟建設に邁進してゐる。

- (一) 國民全體の利益を基調とし利源開拓實業振興の利益が一部階級に壟斷さるゝの弊を除き萬民共榮ならしむ。
- (二) 國內賦存の凡有資源を有効に開發し經濟各部門の綜合的發達を計る爲め重要經濟部門には國家統制を加へ合理化方針を講ずる。

(三) 利源の開拓、實業の獎勵に當りては門戶開放、機會均等の精神に則り廣く世界に資源を求め、特に先進諸國の技術經驗その他凡有文明の粹を集めてこれを適切有效に利用す。



(四) 東亞經濟の融合合理化を目途として、まづ善鄰日本國との相互依存の經濟關係に鑑み同國との協調に重心を置き相互扶助の關係を益々緊密ならしむるを以て第四とす、これ等四つの根本方針は經濟建設の凡有場合に徹底遵奉し以てその完成を期するものである。

この根本方針に基いて現下の情勢上實現可能にして最善なる手段として左記の範圍内で國民經濟の統制を行ふことにした。

一、國防的若くは公共公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とす。

二、右以外の産業及資源等各般の經濟事項は民間の自由經營に委す。只特に國民福利を重んじ其の生計を維持する爲めに生産消費の兩方面に互り必要な調節を行ふ。

次いで政府は康德元年六月廿七日、一般企業に對し次の如き聲明を發した。

即ち、「政府は客年三月一日經濟建設に關する聲明書を發表し以て我が滿洲國の經濟建設に關する大體の方針を示す所ありたるが右聲明書に於ては滿洲國に於ける各般の事業中一般民間の經營に委せらるゝ範圍必ずしも明かならず、民間事業家に對し稍々越旨徹底を缺きたるやに觀測せられたるも既に政府に於ては關係方面の意嚮をも徴し、慎重審議を重ねたる結果國防上重要な産業公共公益的産業及一般産業の根本基礎たる産業即ち交通通信、鐵鋼、輕金屬、金、石炭石油、自動車、硫安、「ソーダ」、採木等の事業に就ては特別の措置を講ずることとせるが其の他の一般の企業に就ては事業の性質に應じ時に或種の行政的統制を加ふることあるべきも大體廣く民間の進出經營を歓迎するものなり。」との聲明によつて初めて自由企業と統制企業との實際的の限界が明かになつた。

その後、漸次緊密不可分化して來た日滿經濟ブロックを強化し、産業開發に拍車をかける爲康德二年七月十五日日滿經濟共同委員會に關する協定を調印した。該委員會は、「日本國及滿洲國の間に存する日滿兩國の經濟上の依存關係を永遠

に鞏固ならしむるため、日滿兩國經濟の合理的融合を實現せんことを希望したるに因り」又「日本國滿洲國間議定書の趣旨に據り日滿兩國相互間の重要な經濟問題に關しても日滿兩國は充分且つ緊密に共同の實を擧ぐるの必要を認めたる」爲に成立しその目的とするところは「日滿兩國經濟の聯繫に關する重要事項及び日滿合辦特殊會社の業務の監督に關する重要事項に付日滿兩國政府の諮問に應じ其意見を兩國政府に具申する」ものである。かくして、建國以來の血みどろの日滿軍警の努力により國內治安も漸く確立したので愈々經濟建設も軌道に乗つて來たのである。

### 第二節 農業

我國民の經濟的根幹を爲し國民生活の基礎となるは農業であつて、國民の九割は農民であり、輸出貿易の七割乃至八割が農産品である。我國の可耕地面積三、〇一〇萬陌で總面積の二九%に當り、其の中既耕地面積は一、三五〇萬陌即ち總面積に對して一三%可耕地面積に對しては四五%を占め北滿方面には猶相當の未耕地があり、將來は松花江流域を主體とする北滿方面の開墾に俟たねばならぬ。我國に於ける各省別可耕地總面積と各省別可耕地面積を示せば次の如くである。

(單位陌)

省別	項目	總面積	可耕地
黑龍江	河	一一、二七六、七七〇	四、六一八、八六〇
吉林	林	一六、〇四二、一三〇	八、二二三、二八〇
吉林	林	二、八五八、二六〇	八七三、一八〇



省別	項目	總面積	既耕地面積	未耕地面積
三	江	九、六八五、三八〇	四、〇九〇、七五〇	
濱	江	一六、八八二、八四〇	六、三四七、三四〇	
安	東	四、六二九、二二〇	一、八五三、七八〇	
奉	天	八、一六〇、二五〇	四二五、一〇〇	
錦	州	七、〇六八、三五〇	三、二五二、五六〇	
熱	河	二、二九〇、三三〇	七九五、〇九〇	
合	計	一三、六〇六、〇六〇	一、二一七、九三〇	
		九二、四九九、五九〇	三一、六九七、八七〇	

尙、蒙政部管内の總面積及既耕地未耕地面積を示せば左の如くである。(單位平方籽)

省別	項目	總面積	既耕地面積	未耕地面積
南	省	六六、五一三	一〇、八四一、四五	一二、四三七、七五
東	省	一〇四、〇六〇	六二二、六〇	一一四、四八九、〇〇
西	省	五八、四四五	二、二六八、〇〇	九、九〇〇、〇〇
北	省	一五五、六〇〇	三四一、七〇	一三、三七五、〇〇

南北に長い滿洲平野は之を南北に二分して見ると、氣候及地味等の自然的條件の相違によつて作物も自ら異り南滿洲平野には高粱、玉蜀黍が多く、粟、大豆は兩地域に跨り、小麥は北滿平原に主として栽培せられてゐる。

其の他各地に特用作物として亞麻、大麻、青麻、蓖麻、荏、煙草、棉花、落花生、忽布、其の他蔬菜、果實等の栽培行

はる。

穀類の收穫高を示せば次の如くである。(單位千穗)

品目	年次	大同元年	大同二年	康德元年	康德二年
大豆		四、二八八	四、六〇一	三、六〇〇	三、八二二
其他豆類		四五六	三〇四	二七九	二七二
高粱		三、七五七	四、〇二二	三、五八九	三、八四二
粟		二、六三五	三、一八四	二、〇九三	二、九七〇
玉蜀黍		一、六八七	一、七五九	一、六〇九	一、八〇一
小麥		一、一三四	六五一	八六三	九三五
水稻		一一二	一六六	一九九	二八五
陸稻		一三八	一四三	一一八	一三七
其他雜穀		一、五六一	一、八〇四	一、二九九	一、二四五
合計		一五、七六八	一六、六三四	一三、六四九	一五、三〇九

滿洲農業は建國以來打續く水害、匪害或は世界經濟恐慌に基く歐洲向大豆輸出の減少等に起因し、多大の經濟的壓迫を蒙り、農家は極度の窮狀を呈してゐる爲、政府これが、根本的對策を講ずると共に、應急的對策を講じてゐる。その對策として、先づ、農家の窮狀を齎らす原因を剔抉し、從來の農業經營の合理化改善を計ることとした。即ち、單純性、粗放的なる農作方法を多角農業へ耕作の多角化につとめてゐる。

次に政府が採りつゝある農業振興策は春耕資金の貸與、農業金融の圓滑を計る爲の金融合作社の普及發達、農業指導員



の配置、農業共同作業助成、地方觀象臺の設置、模範村設定、國立農事試驗場の施設、高等農業學校の開設等である。

一、模範的農村設定

康徳二年度豫算に於て模範的農村設定に關する費用二萬五千五百五拾圓配布せられたるを以て主として中央派遣農林技士の駐在せる三十五縣を選び一縣一村の割にて適當村落を指定し之に對し各種村振興施設並指導を實施し三箇年計畫を以て模範的農村たらしめんとする計畫中である。

二、農事試驗機關設置

農業の開發助成には之が試驗機關を國內樞要の各地に設置し氣候風土の異なる地勢的狀態に應じて特殊の試驗研究を爲すの必要を認め先づ北滿穀倉の中心地たる克山農事試驗場を設置し、順次各地に農事試驗機關を設け各地方に適應せる作物の研究を行ふこととなつた。

(1) 克山農事試驗場

主として大豆、小麥(硬質)の品種改良及機械農業の經營試驗。

(2) 錦縣農事試驗場

棉花栽培試驗を徹底せしむると共に特用作物(主として米國種煙草栽培試驗)の試験に當る。

(3) 寧安農事試驗場

小麥(硬質)、大豆、水稻、特用作物(煙草、甜菜、ホップ)の品種改良及栽培試験を主眼とす。

(4) 哈爾濱農事試驗場

都市に近接し居る關係上澱粉製造、醸造、製油、製糖及煙草調製等農産製造並肉製品、酪農、皮革等の畜産加工に關する農藝化學の研究試験を主目的として併せて滿洲中部地帯の天然要素に適應せる農業の改良に關して試験を行ふ。

更に康徳三年度の初頭に實業部は次の如く農業政策の要領及び農産物の改良増殖案を發表し、第二期經濟建設工作に一路邁進することとなつた。即ち次の如くである

三、農業政策の要綱

農事試驗機關の整備充實、現在滿鐵の試験機關と聯絡協調して農畜林産資源開發の基本的試験研究に着手してゐるが、土地廣大にして天然要素を異にする滿洲では現状の四機關を以てしてはその目的を達すること不可能なので試験場を更に増設しその完備を期してゐる。

(1) 縣駐在農事指導員の配置、産業調査局と協調康徳四年末を以て終了する豫定で各縣に専門的技術員を派遣し農業指導並に實情調査に當らしめんとす

(2) 調査機關の整備、基礎調査は産業調査局に於て康徳六年迄に逐次之を完成し又全國農村階級別戸口調査並に労働調査は關係各部と協力し本年度第一回調査をなし收穫高豫想調査は縣駐在技士の配置完了の康徳四年を以て本格的組織を備へるので政策の樹立運用に資せんとす

(3) 農業指導者の養成、農林技術員養成所講習會等の機關に於て農事關係者の教育を行ひ康徳七年迄に各縣實業科並に農會の人的條件を完備せんとす

(4) 農業者の團體組織化、全國的に農會の改組を行ひ縣農會を單位とする農民團體を組織し更にこれと並行して保甲制並に區村制の確立に伴ひ之と關聯する簡易なる協同組織をとらんとす、農會は政府の指導を直接農民に徹底せしむると共に政府の側面的協助者として農家の經濟向上の斡旋と共同事業の指導をなし將來に於ける綜合的農業團體組織の完備に備へしめんとす

(5) 農業氣象觀測網の完備



- (6) 地方勸業施設の充實
- (7) 模範農村の建設 各縣一村の建設を目標に一村三年助成全國配置三年完了前後五年に於て第一次建設を終る豫定
- (8) 農業恢復金融斡旋 農業金融制度の確立迄の便法として從來の春耕貸款を縣償による農耕金融として堅實性を與へ更に返済方法に改善を加へて資金の枯渴青田賣買並に高利貸借の是正に資す
- (9) 特産物の販路擴張 主として特産中央會に之が調査研究を行はしむ
- (10) 農業倉庫の設置 農業倉庫を各地に設置してその金融により農家の賣急ぎ青田賣買を防止し機構合理化及び販賣の斡旋により運用の改善を計り一般農民の利用に便せんとす、最初北滿に於て中銀保有糧棧施設の存する箇所又は新線出廻地にして舊糧棧なき地方或は主要出廻地で穀物検査の施行上必要なる地點等約十箇所に於て之を實施し其の基礎を固めた後廣く全滿に及ばざんとす

(11) 自給經濟の獎勵

四、農産物の改良増殖

**大豆** 國內の需要及將來に於ける海外市場の狀況を考慮して栽培の統制をはかり主として品種の改良と耕作法の改良により單位面積收量の増加、品質の改善を行ひ以て生産費の低下と商品化を圖らんとす

**高粱、粟、玉蜀黍** については將來の人口増加を考慮して國內糧食の自給を圖ると共に日本に於ける飼料需要並に日滿兩國間に於て起るべき工業原料としての需要に應じ増殖せんとす

**小麥** 主として北滿に於ける品種改良と耕作法の改善により極力之が栽培の指導獎勵を加へ栽培面積二百三十萬町歩年産額二千萬石に達せしむ

**棉** 栽培面積三十萬町歩線棉年産一億五千萬斤に達せしむ

**煙草** 米國種黄色煙草の栽培を獎勵し五箇年を以て五百四十萬貫の生産に達せしむ、在來の煙草を主として品種改良及乾燥法の改善により品質の向上を圖らんとす

**柞蠶** 優良種繭の配給、飼育法の改善により年産額二百億粒に達せしむ

**甜菜** は北滿に於て栽培面積一二、五〇〇町歩、甜菜根五億文砂糖七十萬擔の生産に達せしめ北滿に於ける砂糖の自給を圖らんとす

**纖維作物** 中南滿に於ては、ケナフの栽培を獎勵し栽培面積一八、五〇〇町に達せしむ、亞麻は需要に應じ漸次増殖を圖り將來二十萬町歩を目標とす

**青麻及線麻** は自給自足の程度に止む

**蘇子、小麻子、亞麻、胡麻及び落花生** 等の大豆以外の油脂原料作物の栽培を獎勵して農業經營の合理化を圖る

**忽布** 需要に應じ漸次その増殖を圖り最大限三萬陌に及ばしめ、日本の需要に充てんとす

**果樹** 南滿地帯特に今後錦州省、熱河省下に於て獎勵し以て農業經營の改善並に農家經濟の福利を圖る

**蔬菜** 品種改良並に栽培法の改善により漸次その増殖を計ると共に貯藏法の改善により國內需給の確立を圖る

第三節 畜産業

滿洲に於ける家畜の飼養は遍く普及し農家各戸殆ど家畜を有せざるはない。其の種類も牛、馬、驢、騾の大家畜より、緬羊、山羊、豚、鶏、鶩、鷺鳥等の小家畜、家禽に及び、尙蒙古地方には役畜として小數の駱駝の飼育があり、更に自家防備の目的で殆ど毎戸數頭の番犬を飼育してゐる。

我國の住民は愛畜心に富み、家畜の利用が巧である。特に蒙古人は牧畜を以て唯一の生活資料としてゐるが如き畜産業



は我國の重要な産業である。

然し、これらの家畜の飼養管理の如きは極めて原始的であるため家畜の数は多いが、素質はあまり優秀でなく、獸疫も屢流行する。こゝに見るところあり、政府は建國以來畜産の改良と増殖とに力をつくしてゐる。今日まで實施したものを列擧すれば次の如くである。

一、獸疫豫防制度

各省に家畜防疫員を配置し、豫防注射を實施した。

二、品種の改良

(1) 豚 各省に優良種豚を貸付け品種の改良増殖を圖りつゝある。

(2) 綿羊

主として錦州に於て種綿羊の貸附を行つてゐる。

三、施設

(1) 朝陽綿羊改良場設置

(2) 錦州省各縣に綿羊組合を組織せしむ

(3) 康徳元年奉天に獸醫養成所を設置

(4) 各省に地方種畜場を設置し、豚、鶏、蜜蜂の種畜生産機關たらしめる。

(5) 家畜交易市場法を制定し康徳二年十二月公布を見た。

馬は特に國防上重要な家畜であるから馬政局が、産馬の改良にあたり、滿洲馬の有する美點を保持しその能力を向上せしむることに努力中であつて、四十五箇年後には民有馬中少くとも改良馬二百萬頭を保有することを目途としてすゝんでゐる。

この目的のため、全國を十五の馬政管區に分ち、各區に種馬場一箇所を設置し、國有種牡馬千五百頭を繋養してゐる外、千五百頭の貸附種牡馬を保有しこれの補充の目的を以て種馬育成牧場一箇所を設置してゐる。

産馬改良の目的を以て政府は賽馬を國營とし、奉天、哈爾濱、新京、吉林、齊々哈爾、錦縣を指定地としてゐる。又馬にとつて恐しき炭疽、鼻疽等の徹底的防退を企圖し、十五箇年計畫で防疫機關の完備を圖つてゐる。

滿洲國內に於ける家畜頭數を正確に知る事は困難であるが、各種の統計より綜合せる省別家畜數を示せば次表の如く、合計大約一、二二七萬頭となつてゐる。

滿洲國家畜頭數	
種別	頭數
(1) 豚	五、三四九、〇〇〇頭
(2) 馬	一、九九八、〇〇〇頭
(3) 羊	二、二〇八、〇〇〇頭
合 計	一、二二七、〇〇〇頭

第四節 林業

第一概 說

往古滿洲の地はツングース族が之を樹海と稱した如く鬱蒼たる森林に蔽はれてゐた。然して滿洲の森林開發の歴史は約



六十餘年前同治年間に始まる。即ち鴨綠江は右岸に自由開墾耕作を許し山東饑饉救済の一策として滿洲移民策を講じ開墾を奨励した。これが爲、樹林は焼かれ、鬱蒼たる美林は無雑作に濫伐せられるに至つた。これらは耕地開發が目的であつたために、利用されることは少なかつた。これが木材として組織的に施行されたのは光緒年間の初である。光緒三十四年（西曆一八七七年）頃には清朝の木稅局が大東溝に設立せられ歳入増加の目的で伐木事業が奨励され、その伐木は北支に移出された。降つて光緒十八年（一八九二、）に木植公司（官商合辦、資本金二十萬圓）の設立を見たが、此の經營紊亂し、事業は不振に陥つた。

當時東方侵略に奔命してゐた帝政ロシアは豊富な森林資源に着眼し一九〇三年極東林業會社を起し、鴨綠江森林伐採の統制を行はんとし、又同年日清合辦の日清義盛公司の設立があり、日露の國際關係の急迫とともに兩者の抗争反目熾烈となり爲に採木事業も大影響を蒙つたが、日露戦争後ロシアの敗退により林業の權益は日本の手中に歸し、光緒三十四年（一九〇八年）日清條約に基く鴨綠江採木公司（日清政府合辦）設立され鴨綠江上流の専伐採權及び鴨綠江林業の統制權を獲得するに至つた。

吉林省の森林は圍場（獵場）或は貢山として封禁せられた爲大天然林が長く保全されてゐた。此の寶庫も山東移民の開墾によつて伐り開かれ當局も亦之も國庫收入の財源として利用した爲濫伐につぐに濫伐を以てしたため次第に森林は荒廢されるに至つた。

間島地方は古くより朝鮮火田民の移住により濫墾を受け森林の蠶食甚だしく、殊に明治初年の北鮮地方の大兎作はこの勢を助長した。民國六、七年以降日本木材業者は盛に北鮮から此の地方に進出し、その出資に依り伐木事業勃興し一時年額百數十萬石の出産を見、所謂彈春材の名稱で盛に北鮮地方に輸出せられた。

濱綏、濱州沿線地方森林の開發は東清鐵道の建設にその端を發してゐる。光緒二十四年（一八九八）東清鐵道會社はその建設用材、燃料等に使用する爲一八九六年の約定によると稱し、會社及露商人等は沿線の森林に濫伐の斧を入れたので清朝政府は之に抗議を爲し、木植公司を設立し山份を徵收せしめ、更に森林伐採を統制せしめた。次で三十三年（一九〇七年）東清鐵道會社との間に鐵道用材補給に關する正式協定を締結したため同鐵道の完成とともに次第に松花江下流地方及牡丹江方面の森林地帯も開發されるに至つた。

その後露國當局並に東清鐵道會社は鐵道の自衛と露人の移住奨励の爲露人伐採權獲得に努力し又その事業保護の爲幾多の便宜を與へた。一方清國當局は露商の勢力に對抗する爲自國人に對しても多くの伐採權を付與し、中華民國となつて以來、露國勢力を排除せんとし法律を以て自國人以外に對する伐採權の付與、森林に關する權利の讓渡を嚴禁したが、露國側の壓迫に遭ひ目的を達し得なかつたのみならず却つて伐採權の濫發となり收拾すべからざる状態を招來するに至り、濫伐は加速度的に行はれた。

熱河地方には從來圍場地方を除いては見るべき森林がなかつた。圍場森林は其の名の示す如く清朝の獵場であつて伐採を嚴禁せられ、長く美林を保つてゐたが中華民國となり解放せらるゝに及んで忽ち濫伐に遭ひ、僅十數年を出でず全く荒廢に歸した。

かくの如く、滿洲の森林は廣大な面積と豊富な蓄材を持つて居り、近世迄は殆未開發の状態であつたが近年に至り無統制の解放政策と露國の東方侵略政策による濫伐に委したため急激に荒廢したのである。

林政に關しては清朝に於ては何等考慮を拂ふことなく、單なる山份の徵收を目的としたにすぎず、露人の伐採にしても何等國家的統制を加へず僅少の森林收入を以て満足した状態である。

中華民國政府は林業を重視し、先進各國の例に倣ひ近代的林政を樹立すべく、成立匆々林政要綱十一箇條を發布し民國三年には森林法を制定し、林政機構の整備を企圖した如くであつたが、森林經營の實際は中央政府の無力、地方財政の窮



乏、官憲の腐敗等の結果軍閥政權の批政、林政より甚しきはなしといった状態となつた。  
中央政府の勢力の及ばなかつた舊東三省二十年の林政の實際を概言すれば、地方軍閥官憲の私腹を肥す爲に森林を犠牲にし全く收拾困難なる多くの問題を貽したにすぎなかつた。

### 第二 森林の概況

#### (1) 森林面積及立木蓄積量

本部林務司の概査に據る全滿山野面積總計は約八千八百萬陌（一陌一、〇〇八三三町步）、其の中立木地面積は約二千二百萬陌であつて、差引無慮六千六百萬陌の無立木地域が残されてゐる。

立木蓄積量は總計約三十七億立方米即ち約百三十三億石（一立方米三、五九三七石）と推定せられ其の中潤葉樹立木蓄積量は約二十二億三千萬立方米、針葉樹蓄積量は約十四億七千萬立方米と推定されてゐる（別表参照）。

#### (2) 主要樹種

滿洲の森林は之を森林植物帶上より觀れば溫帶北部に屬するものもあるが其の主要なる部分は寒帶の圏内に屬するものである。

而して滿洲の森林を構成する樹種の數は既に知られたるものゝみでも約三五〇有餘種の多きに達する。其の中有用樹種と認むべきものは針葉樹八、潤葉樹二十一種で之を列記すれば左の如くである。

#### 1、針葉樹

日本名	滿洲名	屬名	備考
○テウセンマツ	松（裸松、紅松）	マツ屬	（紅松）



材木置場（灰幕洞）



植樹（四月二十日植樹節於南嶺）

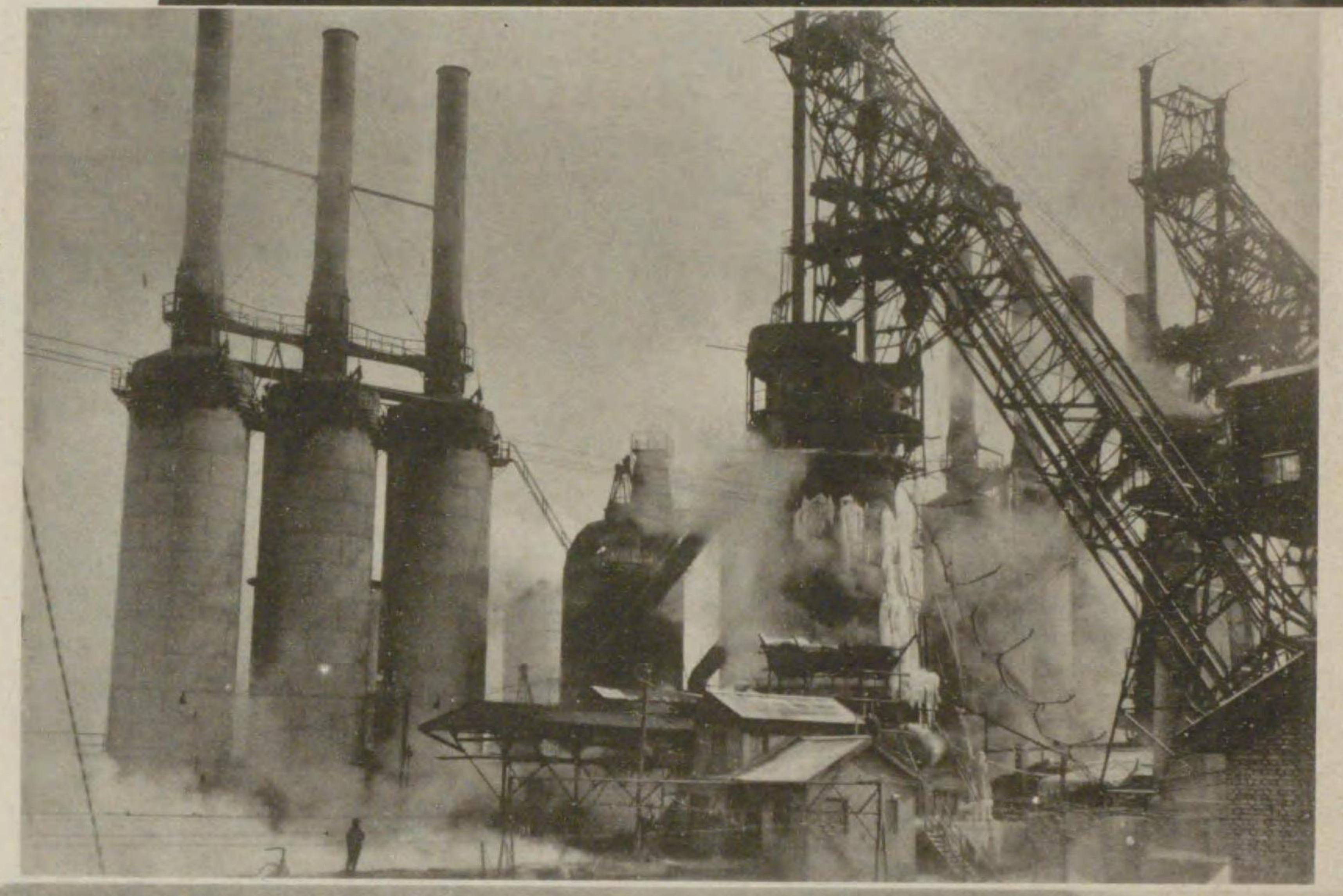


普蘭店の鹽田





オイルシエール工場(撫順)



鞍山製鐵所

撫順房鐵露子塔



- テウセンタウヒ
- ダフリカカラマツ
- タウシラベ
- テウセンモミ
- エゾマツ
- テウセンカラマツ
- 「マンシウアカマツ」

2、潤葉樹

- カウライミヅナラ
- アムールシナフキ
- 「オニメグスリ」
- ヤチダモ
- ハルニレ
- キハダ
- テウセンヤマナラシ
- 「シラカンバ」
- ヲノオレカンバ
- 「カライヌエンジュ」

魚鱗松	黄花松	臭松	杉松	魚鱗松	黄花松	油松	柞樹	椴樹	寧新樹	水曲柳	榆樹	白楊樹	樺樹	檀樹	槐樹
			(沙柏、柏松)									(黄波檻)			

タウヒ屬	カラマツ屬	モミ屬	モミ屬	タウヒ屬	カラマツ屬	マツ屬	ナラ屬	シナノキ屬	槭屬	トリネコ屬	榆屬	キハダ屬	樺屬	樺屬	イヌエンジュ屬
(白松)	(白松)	(白松)	(白松)	(白松)											

(鹽地)



○モンゴリナラ	柞樹	ナラ屬
○マンシウシナノキ	椴樹	シナノキ屬
「マンシウカヘデ」	白牛樹	槭屬
○イタヤカヘテ	色樹	槭屬
「オヒヨウニレ」	楡樹	楡屬
○マンシウクルミ	楸樹	同屬
○ドロノキ	青楊樹	同屬
「テウセンミネバリ」	董樺樹	同屬
「オホミノコレ」	董楡樹	楡屬
「マンシウハシドイ」	跑馬子(暴馬子)	ハシドイ屬
「ヤマナシ」	梨樹	ナシ屬

「備考」○印を附せるものは現今相當産出され、○を附せるものは殆ど産出を見ず

以上の内現今用材として、産出さるゝ主なる木材は紅松、白松、落葉松、鹽地、檜、胡桃、樺、シナノキ、キハダ、ニレ等にて用材以外の産出を用途別に擧ぐれば鐵道枕木、電柱、根柵、控木、燐寸軸木、足場丸太、薪材、木炭、早切等である。

林野面積及立木蓄積量

省名	林野面積 (單位陌)			立木蓄積量 (單位立方米)		
	立木地	無立木地	合計	針葉樹	闊葉樹	合計
全 國	三,九四三,七〇〇	六,五七九,三七五	八,七七六,四七五	一,四七六,六四六,七二六	二,三三八,四一〇,七八四	三,七〇五,〇五七,五〇〇
吉 林	九六六,八〇〇	三,〇九三,四〇〇	四,〇六〇,二〇〇	三,一六四,〇三〇	七〇七,三二六,〇	一九二,七二二,〇〇〇
龍 江	一,一八〇,六〇〇	六,八〇〇,三三四	七,九八〇,九三四	三,八八三,四二五	一,四二七,四一〇,八五	一八一,五六四,五〇
黑 河	四六六,一〇〇	四,一八三,八四三	八,八四九,九四三	三,七二九,三九五	五〇,五九九,四〇五	八七,七八三,〇〇〇
三 江	二,〇三二,八〇〇	四,六四四,五二五	七,二七七,三二五	一,八七一,四六,四九八	二,五三三,八八五,〇三	四四二,五三三,〇〇〇
濱 江	二,二一九,六〇〇	五,九九五,〇三五	八,〇三四,六三五	一,〇九,六九五,〇八	一,五八,八三,九九三	二七五,五三三,五〇〇
間 島	一,三三三,六〇〇	九,七六九,六九	二,一五二,二八九	八五,〇三二,一八七	八四,四三二,八三	一六九,四五四,〇〇〇
安 東	六〇〇,八〇〇	二,五〇五,三七六	三,一〇六,一七六	五五,二九,五九八	六八,二九六,九〇三	一二三,五二六,五〇〇
奉 天	二四八,九〇〇	三,八八九,〇三三	四,一三七,九三三	六,六五四,〇二五	二四,五二,九五	三二,一八六,〇〇〇
錦 州		二,四四八,四五六	二,四四八,四五六			
熱 河	六二,〇〇〇	六,五八九,三二二	六,六六一,三二二	一,六七一,〇〇〇	三,九四四,〇〇〇	五,六五五,〇〇〇
(興南東北) 安 北	八,一九六,六〇〇	二四,二六〇,九三一	三,三四七,五三一	五七,五五六,六六〇	九〇一,八三二,三〇〇	一,四七五,三八八,〇〇〇



### 第三 木材需給状況

#### (1) 生産状況

我國の木材生産状況は建國前數箇年は産出量は大約三百八十餘萬石であつたが建國當初二箇年は諸種の事情に依り甚しく生産を低減し二百八、九十萬石程度となつた、その後國內の制度整ひ各種事業勃興し木材の需要急増しその生産高も康徳元年度に於ては約四百十四萬石となつた。

鴨綠江材

康徳元年度に於ける安東着筏數量は百十一萬石である。

安奉沿線材

本沿線に於て生産せられた數量は約二十萬石

吉林材

松花江上流々域に生産せられ水運によつて吉林に出材せられるものを吉林材と稱しその出廻數量十萬石。

京圖沿線材

老爺嶺、張廣才嶺、牡丹江上流の牡丹嶺及哈爾巴嶺山脈の森林地帯より伐採せられるもので康徳元年度の出材數量七十萬石で全國出産量の約二割。

北滿材

老爺嶺山脈、小白山脈及穆稜窩集嶺關の森林地帯より伐採せられ濱綏沿線に搬出せられるもの、松花江下流、湯原、依蘭、通河の各縣より出材せられるもの並に大興安嶺及小興安嶺方面より搬出せられるものを總括して北滿材と稱し濱綏

沿線に於て約百十萬石、松花江下流に於て約二十萬石、大興安嶺方面に於て約十萬石、計百四十萬石、全出産量の約三割五分の出材を見た。

#### (2) 輸出入状況

建國以前數箇年の木材貿易は輸出に於て八十五萬石乃至百四十萬石を算し、輸入は五十萬石乃至八十五萬石あり、年々十萬石乃至九十五萬石の輸出超過であつたが建國後諸建設事業の勃興により木材の需要は急増し大同二年以後に於ては木材生産量の増大も需要の旺盛に追隨し得ず、材價は著しく昂騰し、輸出超過より却つて輸入超過に逆轉した。即ち大同二年輸入額二百二十五萬石康徳元年二百六十五萬石以上に達し、之に反し輸出は半減し、大同二年四十一萬石、康徳元年五十五萬石となり差引大同元年百八十四萬石、康徳元年二百十萬石の尨大なる入超となつた。

#### (3) 消費状況

建國前五年以降五箇年の木材消費量は約三百四十萬石であつたが、大同二年以降國內各地の建設工事の進展に伴ひ木材の需要急増し大同二年約五百萬石、康徳元年に於て六百二十萬石の飛躍的消費狀況を示すに至つた。而して從來の木材消費は一般建築用材、枕木、杭木、薪炭其他少量の燐寸用材等に限られてゐたが最近林産業の振興特にパルプ工業の勃興に伴ひ木材の消費量は更に激増する見込である。

累年木材生産數量及輸出入量並消費數量 (單位 石)

年 別	國內生産量	輸 出 量	輸 入 量	消 費 量
民國十六年	三、八八五、五一六	一、四一一、〇〇〇	四七〇、五〇〇	二、九四五、〇一六
昭和十二年				



昭民 和國 十三年	五、一一八、五七一	一、三三六、二〇〇	八五二、三〇〇	四、六三四、六七一
昭民 和國 十四年	三、八四六、九七一	九二〇、〇〇〇	八三一、〇〇〇	三、七五七、九七一
昭民 和國 十五年	三、〇八七、五八九	八三三、二〇〇	六八五、一〇〇	二、九四九、四八九
昭民 和國 十六年	三、二六八、一五一	九八七、八〇〇	六六八、一〇〇	二、九四八、四五一
昭大 和同 十七年	二、八三三、六八五	六七五、〇〇〇	四四二、〇〇〇	二、六〇〇、六八五
昭大 和同 十八年	二、九九六、九五六	四一〇、一五六	二、二五八、一四一	四、八四四、九四一
昭康 和德 十九年	四、一二〇、三四六	五五四、二三四	二、六五六、三三二	六、二二二、四四四

備考 大同元年以前は滿洲産業統計による

#### 第四 林業に關する政府の施設

我が國の森林は永年に亘つて殆ど自由採取の状態の下に放置せられ何等の保護管理を受くることになつた。殊に清朝末民國の初木材需要の激増に際し、當局の措置宜しきを得ず、無統制に國有林長期伐採權を設定し唯官憲の私慾を満すに過ぎず、權利者又當局の此の態度に乘じ利益の赴く處濫伐に至らざるなき有様であつた。爲に從來無限の富庫と稱せられた我が國の森林も其の林相良好、搬出利便の地は或は荒蕪に歸し或は優良林木は絶滅に瀕しつゝあり、又未利用の美林地帯は奥地に邊在し其の利用開發は相當困難なる状態である。

政府は右の事情に鑑み建國以來大に林政を改革し、先づ國有林經營の合理化を圖り、森林資源の保護、國土保安、國民經濟、國家財政等の要に備へんとしつゝある。

即ち

- 一、林政機構を整備充實し以て全國森林の綜合的經營及國有林國營の強化を圖り、森林の保護管理の徹底を期し
- 一、國有林長期伐採權を整理し國有林の合理的經營を圓滑ならしめ
- 一、森林資源を精査し將來の計畫に資し
- 一、保安林を造成し治水、水源涵養、防風等森林の公益的機能の發揮を圖り
- 一、林産物處分方法、運材施設、林業組織等を改善し木材生産の合理化、林力の保續を圖り
- 一、林産工業を振興し林業の發展に資し
- 一、未利用林を開發し山奥地の開拓を進め
- 一、林野副業を興し農家經濟を潤澤ならしめ
- 一、有用野生鳥獸を保護増殖し毛皮の増産並農産物の保護を圖り
- 一、植林を奨勵し愛林思想の喚起に努めつゝある

而して我が林業政策は獨り我が國産業、國民經濟の重要事たるのみならず、其當否は日滿兩國經濟に影響するところ大なるを以て林業政策の實際は常に日滿經濟統制の方針に即せしめつゝあり、又刻下の狀況に於ては林業の經營は地方治安と密接なる關係に在るを以て特に森林伐採は治安工作と緊密なる聯繫の下に實施しつゝある。

右の方針に基き左記事項を計畫實施すると共に國有林事業遂行を圓滑ならしめ以て國庫收入の確保、増進を圖り、森林資源の保護培養の目的を達成せむが爲康徳三年度より國有林事業特別會計を設置した(但蒙政部關係を除く)。



### (1) 林政機關

現在、林務行政は實業部（主管林務司）總掌し其の實行に在りては地方勸業事務と國有林に關する業務とを分離し、前者は省公署並縣公署をして管掌せしめ、後者は實業部直轄の營林機關（林務署）をして擔當せしめてゐる。

建國直前に於ては國有林の管理經營は省、縣其の他哈爾濱木石稅費總局等に依り行はれてゐたが各機關各様の方法を以て國有林の利用に當り、其の間の連絡、統一を缺き國家政策の如き片鱗も窺ひ得なかつた。

我が政府は國有林の公共公益上の使命を重視し建國後直に、實業部をして國有林の管理經營を統制せしめ、各省實業廳及縣公署をして其の實行に當らしめたが、實績擧らざりしを以て更に大同三年一月實業部直轄營林機關たる森林事務所を設置し先づ京圖沿線地方國有林の經營を擔當せしめ、爾後順次各地に森林事務所を増置し現在左の二十三森林事務所あり康徳三年七月より官制改正され森林事務所は林務署と改稱さる。主要國有林は總て（熱河省を除く）林務署の管轄下に在る。又、濱綏沿線地方國有林產物處分事務は其沿革上財政部管下哈爾濱木石稅捐局をして處理せしめてゐたが、康徳二年七月實業部に移管し林政機關の統一を見るに至つた。

#### 林業技術員の養成

産業の發達如何は指導者に負ふ所甚大であることに鑑み、康徳元年農林技術員養成所を設け將來の技術官及指導員を養成するとともに、更に林務關係雇員を日本に派遣し營林業務を實習せしめてゐる。

### (2) 林場權の整理

舊政權時代國有林の長期伐採權を濫發したため東三省政府の末頃には此等林場特殊林場權（國際條約又は各省政府との協定に基くもの）及一般林場權（國有林放牧章程、遼寧省國有林整理暫行章程等の法令によりて成立せるもの）——が特殊林場二一、一般林場約二四一面積合積八百三十六萬陌に達し全國主要森林の殆全部を占める状態であつた。

而してこれらの林場は國有林内に錯雜紛在し、或は甲乙林場の重複するものあり、或は其の境界明かならざるものあり、或は位置の判定にさへ苦しむものあり、斯くて林場權者間の紛争常に起り林業經營上の一大支障たるのみならず當局の國有林管理も亦到底行はれ得なかつた。加之、林場權者は利益の赴く所濫伐を擅にし、界域を超えて盜伐を敢てし、伐採に際し爾後の更新を慮るところなく爲に森林資源は蝕盡せられ、林地は荒廢し、延いて水源は枯渴し各種産業の發展を阻礙する有様となり、林場權を此の儘放置するを許さざる状態となつた。

我が政府は建國後先づ各省に命じ林場權の設定並に其讓渡を禁止し、更に康徳元年六月林場權整理法の制定及林場權審査委員會の設置を行ひ一般林場權の整理を斷行することとした。この措置に基き整理を行つた結果、未決定のもの三九件を除き他は總て消滅に決定した。

特殊林場權に就ても我林政方針に即し適正なる規整を加へねばならぬのであるが、此等は各々其の成立の經緯を異にし權利の内容も亦一様ならず、且つ其の沿革古く複雑であつて先づ其權利關係を究明する必要あり目下調査中である。

此等の中舊吉林永衡官銀錢號の林場（面積約百五十萬陌）は大同二年十月滿洲中央銀行より回收し鴨綠江採木公司關係林場（面積約一四萬三千八百陌）は日滿兩國政府の協定に依り康徳七年九月を以て解消することに決定した。

尙其他の林場に就ても康徳二年七月以降其の伐採を一般國有林に於ける伐採と同様に取扱ひ統制を加へつゝある。

### (3) 森林資源其の他の調査

#### 森林資源の調査

從來の森林調査資料は古く且局部的であつて、我が國森林の全貌を示す根據あり信を置くに足るものは得難かつた。山地龐大、交通不便、治安不定等の爲調査が至難であつた爲である。

現在でも、地上の踏査に當りては同様の困難に遭遇し、急に行ふことは到底望み得ないのである。依て森林の調査は航



空視察及航空寫眞に依り行ふこととし大同二年四月以來事業を繼續して居る。即ち大同二年度に於て全滿森林の視察をし、康徳二年度より航空寫眞の撮影を開始し、同年四百萬陌、二年度八十萬陌を撮影した。更に康徳三年度以降毎年二百萬陌の豫定を以て康徳七、八年頃迄に主要森林全部撮影を行ふと共に、現地調査も併せ行ひ森林の現状を審かにする計畫である。

荒廢地調査

將來造林に依り荒廢地を復舊すべく康徳二年度より主として熱河省の荒廢地に付調査を進めてゐる。

林産物市況調査

木材、薪炭の需給狀況、木材輸出入狀況木材市價其の他林産物市況に關する調査は常時行つてゐる。

(4) 國有林野の管理經營

國有林野の管理經營は前述の通り林務署をして擔當せしめ經營の中央統制、國有林國營の歩を進めて居るが之が合理的經營には施業案の編成、林産物處分方法の改善、運材施設の整備、森林保護の施設等を必要とするが目下着々其の實現を圖りつゝある。

I 官行斫伐事業

國有林の合理的經營の第一着手として國有林中主要地域に於ける伐採は可及的速に官行に依ることとし本年度は先づ安圖、琿春、汪清、寧安各縣下の國有林の一部に於て官行斫伐を実施する。

II 集團伐採の實施

昨年度より治安關係、林業經營上の見地よりして薪炭材以外の立木拂下には集團伐採を採用した。即ち治安關係、木材需給關係等を考慮し伐採地域を限定し伐採事業を統制、指導すると共に縣警察を以て其の警備

に當らしめた。此の方法は當分繼續の見込である。

III 運材施設

從來濱綏沿線地方の一部以外には運材施設の見るべきものがない。木材生産の合理化、奥地未利用林の開発には先づ運材施設の整備改善を急務とする。

森林鐵道

本年度は官行斫伐の實施に伴ひ左記三線を敷設する。

牡丹江線 濱江省寧安縣仙洞より二道河子上流に至る七三籽

龍井線 間島省和龍縣龍井村より安圖縣五道場岔に至る七三籽

草皮溝線 間島省汪清縣三岔口より草皮溝上流に至る四〇籽

林道

本年度百三十籽開設の豫定。

網場、土場

既設網場四箇所の外に本年度は網場四、土場七を設置する豫定である。

IV 施業案の編成

國有林野の經營に關し地況、林況、植生、運搬、治水、水源、涵養、市場關係等一般森林經營の基本調査を行ひ、事業區を定め、林班を劃定し經營方策を確立すべく本年度は調査班九班を編成し各班五萬町歩計四十五萬町歩に付簡易施業案を編成する豫定である。尙本事業は十五箇年計畫を以て六百七十五萬町歩の國有林に付て實施する計畫である。



V 林野官民有別区分

林野官民有の区分を行ひ林野行政の基礎を確立すべく先づ本年度より三箇年計畫を以て主要森林地帯の土地調査を行ひ官地、民地の分野を明にする。

VI 國有林野の保護

森林保護組合の設立

本年度より主要國有林地方二十箇所に森林保護組合を設立して國有林の保護管理の補助機關として活動せしめ併せて地方治安維持に貢献せしめる。

防火線の設置

防火樹帯の設定、防火線の伐開等を行ひ森林保護組合の協力と相俟つて森林火災の防止に努む。

VII 造林並養苗事業

造林

森林資源の培養、荒廢地復舊、治水、水源涵養、防風等の目的を以て大いに造林事業を起すべく計畫中であるが之が爲には諸般の調査並試驗及苗木の養成を必要とし目下其の準備中である。尙國都の水源淨月潭周圍に國營造林場を設置し、造林を行ひ水源涵養を圖りつゝある。

養苗

各林務署及淨月潭造林場に苗圃を附設し養苗を行ひ將來の造林に備へつゝある。

VIII 林業試験

本年度より官行斫伐、立木拂下に緊急必要な天然更新に関する試験を行ひ、更に潤葉樹利用に関する試験を行ふ

豫定である。

IX 林野副業の奨励

林野に於ける農民副業を興し農業多角化と相俟つて農家經濟の更生に寄與すべく差當り先づ森林伐採には地元農民を使用し冬期労働収入の途を拓き、又木炭の改良増産を圖り、尙黑河省地方の特産木耳の増殖を奨励してゐる。

(5) 地方林政

我國の森林は殆ど官有林であつて民有林が無い關係上、現在の處地方林政としては唯造林の奨励を擧げ得るに過ぎない

I 植林奨励

康徳元年度より帝制紀念全國緑化運動を開始し植林の奨励に努め毎年四月穀雨の日を期し全國一齊に植樹節を舉行し、苗木を配布し(康徳元年度百萬本、二年度五萬本、三年度三百五十萬本)又映畫、講演、パンフレット、宣傳ホスター等の方法により其の徹底を圖りつゝある。

尙植樹愛林の思想は少國民より養成すべく康元、二年度に於て全國二十六箇所の學校苗圃を設置して養苗の實地指導を行つてゐる。

II 養苗

將來の民間造林計畫の準備として熱河、奉天兩省の既設三苗圃の外に本年度より新に八省營苗圃を設置し苗木を養成する計畫である。

III 農村備林の造成

農村に於ける薪炭用材の自給及農家副業等勸農の爲並に治水、水源涵養、防風、河川護岸等の關係を考慮し農村備林を造成せしむべく計畫中である。



### III 野生有用鳥獸の保護

近來有用獸は漸減の傾向にあるが殊に毛皮獸の減少が著しい。鳥獸保護法を制定して禁獵區、獵區狩獵方法の制限等に關する規定を設け有用鳥獸の保護増植を圖るべく目下準備中である。

### 第五 林業及バルブ會社

歐洲大戰による財界の好況の波に乗つて幾多の林業會社の濫立を見たが、何れも經營不振を極め、現在に至るまで事業を經營してゐるものは僅に鴨綠江採木公司のみである。

これらの不振の原因は種々あると雖も最も大なるものは政治的原因である。即ちこれらの企業に對する舊軍閥の不當な措置によるものである。我政府は建國當初の方針に基き林業の健全なる發展を圖つてゐる。即ち林政の方針は前記の如く強固なる統制の下に森林の經營を行ひ、又主要國有林に於ける伐採は官行斫伐を建前としてゐるから從來の如き利權の目的、投機的企業の介入する餘地は全然ない。

現存の林業會社の主なるものは次の如し。

- (1) 滿洲林業股份有限公司 (特殊會社)  
康德三年三月一日、設立資本金五百萬圓 (内政府二百五十萬圓、滿鐵、共榮起業會社各百二十五萬圓)
- (2) 鴨綠江採木公司 (日滿兩國政府合辦)  
光緒三十四年 (明治四十一年) 九月設立資本金北洋銀三百萬圓 (日清兩政府折半、現在國幣二百八十萬圓)
- (3) 中東海林採木公司 (日商、滿官合辦)  
大正十三年一月設立資本金三百五十萬圓、

- (4) 札免採木公司 (政府、滿鐵、露商合辦)

最初露商シエフチエンコ兄弟の創業に係る事業であつたが、その後滿鐵と共同、更に黑龍江省政府の参加を見、大正十一年公司組織になつた。資本金六百萬圓、

バルブ工業は我國の森林開發、産業振興上有利の事業であり、日本に於けるバルブ需給狀況に鑑みても、其振興發達を促進すべきものである。

然し乍ら其資材供給關係上制限を加へる必要がある。

我國に於ける「バルブ」工業は認可制として其の生産量を制限し又資材も政府又は政府の指定する採木業者から供給して之を統制することゝなつた。現在の處「バルブ」生産量年額四萬噸、資材八〇萬噸とし、康德三年四月左記四會社に各生産量年額一萬噸の事業經營を認可した。

- (1) 東滿洲人絹バルブ工業股份有限公司
  - (2) 滿洲バルブ工業有限公司
  - (3) 東洋バルブ製造股份有限公司
  - (4) 日滿バルブ製造有限公司
- 尙右の外既設のバルブ工業としては鴨綠江製紙株式會社の經營がある。

### 第五節 水産業

#### 第一 漁業

我國は南部渤海、黄海に面してゐるが、海岸線は極めて短く、地域は狭少であり、且つ冬期は沿岸結氷し、漁業不可能



となるので我國の沿岸漁業は恵まれてゐない。然し、我國に於いては幾多の大河川、湖沼等があり、淡水魚の種類數量等は極めて豊富であるから淡水漁業は我國水産業の重要な地位を占め今後諸政策の實施、諸施設の完備と相俟つて大なる發展が約束されてゐる。

然し乍ら之等國內生産の水産物を以てしては未だ國內の需要を充し得ず日本内地、朝鮮、關東州その他の地より毎年五百萬圓以上の海産物を輸入してゐる。今後我國の發展に伴ひ海産物に對する滿人の嗜好増進等は輸入海産物をして今後益々増大せしめ行くものと思はれる。

國內の水産業を見るに淡水魚の豊富に棲息するものは嫩江、松花江、烏蘇里江、ダライノール其の他の大河川湖沼等で殆ど北滿地方に偏在してゐる。その魚種は鯉、鮒、鯰、草根魚、白魚、狗魚、鰻魚、鱸魚、鱧魚等で之等淡水魚は夏期に於いては殆ど地場消費に當てられる程度であるが、冬期に於いては凍魚として大量に生産せられ、全滿各地に積出されてゐる。南滿地方には遼河、鴨綠江の二江があるが、漁業は概して不振である。

沿岸漁業は前述の如く不利なる條件によつて概して不振であるが、黄花魚、大刀魚、海蝦等が獲られる。渤海沿岸は黄海沿岸に比し遙に好漁場を有し、熊岳城沖の如きは黄花魚を本場として特に有名である。又渤海岸には張網漁業の根據地として二界溝がある。

我國に於ける水産物の年産額を示せば次の如くである。(康徳元年度調査、臨時産業調査局)

一、國内海産魚	二、〇五〇千圓
一、國內淡水魚	八、四五〇 ”
合 計	一〇、五〇〇 ”

政府は漁業政策として左の如く施設實施した。

(一) 營口水産局の設置

康徳元年五月營口に水産局を設け水産に關する試験調査及び指導監督に當らしめてゐる。

(二) 日滿水産打合會

我國地先海面漁業紛争防止の目的で關東局、朝鮮總督府と合同協議し申合文を取交はした。

(三) 黃海北部及渤海に於ける漁業保護區域設定

水産物の蕃殖保護及漁業取締の爲勅令を以て保護區域を設定した。

(四) 漁業法の制定

海岸及内地河川に於ける魚族保護、濫獲防止の爲漁區制を採用、禁漁區域の設定を行ひ漁業制定の確立を期し漁業法を立案中である。

第二 鹽 業 (註)

我滿洲國は元來製鹽資源が相當豊富なるにも拘らずその生産額は少く、從來國內の需要を充たす程度に過ぎなかつた。これは偏に有力な製鹽業者のなかつたこと、合理的な經營が行はれなかつたことに起因する。

政府はこゝに見るところあり、康徳三年四月日滿合辦の滿洲鹽業株式會社を設立し、製鹽事業の開発經營に當らしめることになつた。滿洲鹽業會社は資本金は五百萬圓で内百二十五萬圓は政府の出資である。事業は、鹽の製造、加工及賣買、副産物の加工及販賣等にあるものである。該會社は當初の計畫では從來捨て、顧みられない地方に新に鹽田を開發するとともに、既設の鹽田を指導改良し年額二十數萬噸を産出し之を日本に輸出し以て年々漸増の傾向ある需要を緩和し、友邦化學工業の進展に資せんとするもので、所謂、日滿經濟ブロックの一斷面とも見るべきものである。



年 度 別	日本人生産高	滿 人 生 産 高	合 計	指數一九二一年
大 同 元 年	二九一、〇二六	八四、一七九	三七五、二〇五	一六二
大 同 二 年	三八二、八三一	一〇二、四五一	四八五、二八三	二一〇
康 德 元 年	三三九、三四二	七七、一〇三	四一六、四四五	一八〇
德 康 二 年	七二七、四二二	一一五、五九三	八四三、〇一五	三六五

尙、康德二年の滿洲國側生産者戸數一、〇九九戸で鹽夫數六、五五〇、鹽田面積一四、五六〇・三六(一四、六四二・七九)である。註 第五章第七節鹽務行政の項參照

## 第六節 鑛 業

滿洲は鑛産資源に富み、古來鐵、石炭、砂金等の採掘、採取で著名である。我滿洲國は成立以來、豊富な鑛産資源の開發の重要性に鑑み鑛業法令を制定公布し、法定鑛物を指定し、國營又は私營に關する鑛業の統制を實施してゐる。

鑛業法は康德二年八月一日公布され、同年九月一日から實施されたのであるが、法定鑛物として左記四〇種が挙げられてゐる。

即ち、金鑛、銀鑛、白金鑛、銅鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、錫鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、コバルト鑛、

硫化鐵鑛、クローム鐵鑛、マンガン鑛、蒼鉛鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、砒鑛、磷鑛、硫黃、黑鉛、石炭、石油、土瀝青、油母頁岩、石灰石、白雲石、マグネサイト、螢石、長石、耐火粘土、重晶石、硝石、石膏、珪石、滑石、石綿及雲母  
右の中、資源の保全又は國防上の見地から左記の鑛物は一般私人の無統制な採掘に放任することを許さないものである。此等の鑛業については別に勅令を以て其の鑛物又は地域を指定して一般私人の鑛業出願を制限することが出来るやうになつてゐる。然し乍ら民間の企業心を阻害し、我が鑛物資源の開發を阻止せぬやう充分に考慮し、鑛産資源の發見者を優先的に保護する方策を講じてゐる。

指定鑛物は次の如くである。

白金鑛、鉛鑛、亞鉛鑛、鐵鑛、アンチモニー鑛、アルミニウム鑛、ニッケル鑛、硫化鐵鑛、マンガン鑛、重石鑛、水鉛鑛、水銀鑛、黑鉛、石炭、石油、油母頁岩、マグネサイト、螢石、耐火粘土、硝石、滑石及石綿

我鑛業法中で特色あるものは租鑛權を認めたことである。この制度は未だ外國にもその例を見ぬ制度で我國が率先して設けた實際の事實に適應した世界に誇るべき制度である。即ち、鑛業を實際に經營しやうとする者に對しては鑛業權者との間に契約締結せしめて之を登録することにより鑛業權者の鑛區に於いて鑛業を營むことが出来るやうになつてゐる。例外として實業部大臣の許可を得た場合外國人又外國法人でも租權者となることが出来る。政府は鑛業法の實施とともに特殊會社滿洲鑛業開發會社法を公布、康德二年九月一日該會社の設立を見た。資本金五百萬圓政府はその半額を出資してゐる。

鑛業行政の一機關として實業部に鑛務司を置き、奉天、新京、齊々哈爾、承德にそれ／＼鑛業監督署を置いてゐる。



鑛物出産量 (噸)……(滿鐵地質調査所調)

種別	建國前	大同年	元年	大同年	二年
鐵鑛	九六三、五二九	一、〇四一、六一三			一、一七六、六四三
銑鐵	三四、二七〇	三六八、一八一			四三三、五二三
硫化鐵	三、九一九	三、六二〇			一、六七一
金鑛(砂金)	一、一二一	〇、二四一			〇、六六八
菱苦土鑛	三六、〇三四	五五、三八六			七一、三七六
石炭	九、一二四、〇六四	七、〇九八、八三二			九、〇六二、六四四
骸炭	四一八、六二五	四一六、三〇五			四七六、二七八
油母頁岩	一、二四五、〇九四	一、四一二、五五四			二、六八三、四四〇
原(岩)油	六一、〇八一	七〇、六三一			八七、〇七六
苦灰石	九七、七七七	八九、九〇六			一六五、八四五
石灰石	五四五、一三一	四七七、三五〇			六九一、〇四〇

耐火粘土	三五、四七六	五一、七九九			一一二、〇七〇
硅石	二二、三二七	二六、九八九			三五、五九二
滑石	四二、八九〇	四四、三一六			六二、四三〇

重要鑛物の埋藏量は次の如し、

千噸

- 鐵鑛 一、二二一、四八七
- 石炭 四、八〇四、〇〇〇
- 菱苦土鑛 三八三、五九〇
- 油母頁岩 三二〇、〇〇〇

鐵鑛は鞍山附近に豊富に産し、その外本溪湖附近に良質のものを産する。鞍山の鐵鑛は元來貧鑛であるが、鞍山製鐵所  
が研究を重ねた結果貧鑛處理法を發明し、更に昭和製鋼所の成立とともに、銑鋼一貫作業を行つてゐる。

石炭は滿洲の三大特産の一であつて埋藏量の豊富なること、採掘の容易なることで將來を囑望されてゐる。就中滿鐵の  
經營になる撫順炭鑛の如きは東洋一の一大露天掘を有し、年産七百萬噸と稱せられ、その三割は日本に輸出してゐる。こ  
の外鶴崗、本溪湖、新邱、北票等は著名である。新邱炭坑は特に有望な炭田であつて、數年後には二百萬噸採掘を目ざし、  
且つ露天掘をも行ふ方針である。

油母頁岩—は撫順炭田の上面を約四百呎の厚さを以て覆ふてゐる褐色の炭層で、埋藏量は約四十四億噸、その含油量は  
平均五・五%と見られてゐるから、約二億噸以上の原油が得られる。滿鐵は撫順に製油工場を設立し、現在五萬四千噸の